

金融庁の1年

(平成24事務年度版)

平成25年11月

金融庁

はじめに

金融庁は、日本の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、公正・透明な市場の構築を任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 24 事務年度（24 年 7 月～25 年 6 月）においては、東日本大震災の復興支援に引き続き取り組むとともに、①中小企業等に対する円滑な資金供給の確保や経営支援の促進、②日本経済のデフレ不況からの脱却と力強い成長の実現に向けた金融面からの取組み、③国際的な金融規制の改革の議論などへの積極的な参加・貢献、に取り組んできました。

具体的には、中小企業金融円滑化法の期限到来にあたり、金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきことや、そうした監督・検査の方針が、期限到来後も何ら変わらないことを明確化するとともに、関係省庁と連携して、中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、個々の借り手への説明・周知等を含む総合的な対策を推進してきました。

また、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」に次ぐ第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」として策定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）や「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を踏まえ、新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化などを図るため、資金調達の多様化、個人保証制度の見直しやコーポレートガバナンスの強化など金融・資本市場の活性化に向けた取組みについて検討を行ってきました。

国際的には、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議や FSB（金融安定理事会）等において、システム上重要な金融機関（SIFIs）の監督・破綻処理の枠組み、店頭デリバティブ取引の規制やシャドー・バンキングに対する規制・監督のあり方などについて、更なる検討が進められてきました。

本冊子「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の 24 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 25 年 11 月

金融担当大臣



本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 24 年 7 月 1 日から 25 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

はじめに

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

Ⅰ 概要	1
Ⅱ 特命担当大臣	1
Ⅲ 所掌事務	1
Ⅳ 組織編成の特徴	1
第2節 平成25年度の体制整備	2

第2章 金融庁の行政運営

第1節 財務局との連携

第2節 職員の任用等

Ⅰ 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	4
Ⅱ 服務規律の確保	6
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付	6

第3節 研究

Ⅰ 金融庁における研究	8
Ⅱ 金融行政の参考となる調査研究の実施	8
Ⅲ 産・官・学の連携強化	9

第4節 研修

Ⅰ 金融庁における研修	11
Ⅱ 研修の実績	11

第5節 行政情報化の推進

Ⅰ 概要	13
Ⅱ 取組み実績	13

第6節 報道・広報

Ⅰ 報道対応	16
Ⅱ 広報活動	16

第7節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向	17
Ⅱ 文書管理等の状況	19

第8節 金融機関等との意見交換

第9節 パブリック・コメント手続の実績

第10節 金融行政アドバイザー制度

Ⅰ 制度の概要	22
---------	----

II	平成24事務年度における取組み	22
第11節	金融サービス利用者相談室	
I	概要	23
II	相談等の受付状況	23
第12節	政策評価への取組み	25
第13節	金融庁業務継続計画	28
第2部	金融に関する制度の企画及び立案	
第3章	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）の 一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
I	経緯	29
II	概要	29
第2節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年9月6日成立） について	
I	経緯	30
II	概要	30
第3節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年6月12日成立） について	
I	経緯	36
II	概要	36
第4節	ディスクロージャー制度の充実・運用	
I	開示諸制度の整備	43
II	開示諸制度の運用	44
III	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	45
IV	公認会計士・監査法人等に対する監督	46
V	優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	46
第5節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備	48
II	金融商品取引所をめぐる動き	49
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	50
IV	会計基準・監査における国際的動向への対応	51
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
I	振り込み詐欺救済法の概要	54
II	「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関する プロジェクトチーム」における預保納付金の具体的用途及び担い手 の決定	54
III	預保納付金を用いた事業の開始について	55

第5章 審議会等の活動状況	
第1節 金融審議会	
I 金融審議会の構成	56
II 平成24事務年度の開催実績	56
第2節 官民ラウンドテーブル	
I 経緯	59
II 議論の状況	59
第3節 自動車損害賠償責任保険審議会	
I 設置	60
II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織	60
III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	60
第4節 企業会計審議会	
I 企業会計審議会の構成	62
II 24事務年度の審議状況	62
第5節 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議	
I 経緯	64
II 議論の取りまとめ	64
第6節 金融トラブル連絡調整協議会	
I 経緯	65
II 議論の状況	65
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」 (平成25年1月11日閣議決定)	67
第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み	
I 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)	69
II 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)	69
第3節 金融に関する税制	
I 平成25年度税制改正について	71
II NISA(少額投資非課税制度)に係る取組みについて	72
第4節 規制・制度改革等に関する取組み	
I 規制・制度改革等に関する取組み	73
II 地域再生に関する取組み	74
第5節 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策	
I 経緯等	75
II 総合的な対策の概要	75
第6節 東日本大震災への対応	
I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策	78
II 金融機能強化法(震災特例)の運用状況	80

Ⅲ その他	81
第7節 消費者行政に関する取組み	
Ⅰ 経緯等	82
Ⅱ 「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価	82
Ⅲ 「消費者基本計画」における金融庁関連の施策	82
第8節 金融経済教育の取組み	
Ⅰ 概要	84
Ⅱ 金融経済教育研究会等	84
Ⅲ 金融経済教育の具体的な取組み状況	85
第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	86
第3部 金融監督等	
第8章 業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節 オフサイト・モニタリング	
Ⅰ オフサイト・モニタリングの意義	87
Ⅱ オフサイト・モニタリングの実施	87
Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用	88
Ⅳ 早期警戒制度について	91
第2節 金融上の行政処分について	
Ⅰ 行政処分の趣旨	93
Ⅱ 行政処分の業態別発動状況	93
第3節 反社会的勢力への対応について	
Ⅰ 経緯	94
Ⅱ これまでの対応	94
第4節 金融コングロマリット監督	96
第5節 指定紛争解決機関	97
第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
Ⅰ 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針	98
Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針	101
第2節 預金取扱金融機関の概況	
Ⅰ 主要行等の平成24年度決算概況	106
Ⅱ 地域銀行の平成24年度決算概況	106
Ⅲ 再編等の状況	106
Ⅳ 不良債権処理等の推移	107
第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分等について	
Ⅰ 銀行	110
Ⅱ 協同組織金融機関	110

Ⅲ 日本振興銀行の破綻処理について	110
第4節 自己資本比率規制への対応	113
第5節 資本増強制度の運用状況	
Ⅰ 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	114
Ⅱ 金融機能強化法	114
第6節 地域密着型金融の推進	
Ⅰ 経緯	116
Ⅱ 地域密着型金融の推進に係る取組み	116
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
Ⅰ 対応	118
Ⅱ 現状	120
第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
Ⅰ 被害及び補償の状況	121
Ⅱ 対応	121
第9節 口座不正利用対策	
Ⅰ 金融庁における取組状況	122
Ⅱ 金融機関における取組状況	122
第10節 振り込め詐欺への対応	123
第10章 信託会社等の監督をめぐる動き	
第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針	124
第2節 信託会社等の新規参入	125
第3節 信託会社等に対する行政処分	126
第4節 類似商号への対応	127
第11章 保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
Ⅰ 保険会社向けの総合的な監督指針の改正	128
Ⅱ 24事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応	129
第2節 保険会社の概況	
Ⅰ 平成25年3月期決算状況	131
Ⅱ 再編等の状況	131
第3節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について	133
第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	134
第5節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き	135
第6節 認可特定保険業者の監督をめぐる動き	136
第12章 証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
Ⅰ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	137

II	平成24事務年度金融商品取引業者等向け監督方針	138
第2節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	140
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	143
III	投資者保護基金について	144
第3節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況	145
II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	145
第4節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	146
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	146
第5節	投資運用業	
I	投資運用業者の概況	147
II	投資運用業者に対する行政処分	147
III	投資一任業者に対する一斉調査	148
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	149
II	金融商品仲介業者の概況	149
第7節	信用格付業者	
I	信用格付業者の概況	150
II	信用格付業者の特定関係法人	150
III	信用格付業者に対する行政処分	150
第8節	適格機関投資家等特例業務届出者	
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況	151
II	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について	151
第9節	認定投資者保護団体	152
第10節	未公開株取引等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	153
II	対応	153
第13章	その他の金融業の監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	155
第2節	貸金業者等の監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	156
II	貸金業者の数の推移	156
III	貸金業者に対する行政処分	156
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	156
V	貸金業務取扱主任者の登録状況	156
VI	登録講習機関の講習実施状況	157
VII	指定信用情報機関の概況	157

第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き	
Ⅰ	前払式支払手段発行者の概況	158
Ⅱ	前払式支払手段発行者に対する行政処分	158
Ⅲ	前払式支払手段の払戻手続	158
Ⅳ	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	159
Ⅴ	資金移動業者の概況	159
Ⅵ	資金移動業者に対する行政所処分	160
第4節	SPC等の監督をめぐる動き	
Ⅰ	SPC等の概況	161
Ⅱ	資産の流動化の状況	161
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	162
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	163
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	164
第14章	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定	165
第15章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
Ⅰ	本制度導入以降の状況	166
Ⅱ	本制度の手続き	168
第16章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
Ⅰ	本照会手続導入の経緯	171
Ⅱ	本照会手続の概要	171
第17章	疑わしい取引の届出制度	
Ⅰ	疑わしい取引の届出制度	173
Ⅱ	疑わしい取引の届出に関する概況	173
第18章	課徴金納付命令	
Ⅰ	課徴金制度について	174
Ⅱ	課徴金納付命令等の状況	175
第4部	金融検査	
第19章	金融検査の実施状況	
第1節	平成24検査事務年度の検査実績	177
第2節	平成24検査事務年度検査基本方針に基づいた施策	
Ⅰ	検査運営の基本的な考え方	178
Ⅱ	検査重点事項	178

III	金融検査の質的向上に向けた取組み	181
IV	今後の課題	183
第3節	金融コングロマリットに対する検査	
I	金融コングロマリットの一体的な実態把握	185
II	検査実施状況の概要	185
第4節	銀行等に対する検査	
I	検査実施状況の概要	186
II	検査結果の概要	187
第5節	協同組織金融機関に対する検査	
I	信用金庫等に対する検査	188
II	信用組合等に対する検査	188
III	検査結果の概要	188
IV	労働金庫等に対する検査	188
V	信用農業協同組合連合会等に対する検査	189
VI	農業協同組合に対する検査	189
第6節	保険会社等に対する検査	
I	検査実施状況の概要	191
II	検査結果の概要	191
第7節	その他の金融機関等に対する検査	
I	貸金業者に対する検査	192
II	前払式支払手段発行者に対する検査	192
III	資金移動業者に対する検査	192
IV	信用保証協会に対する検査	192
V	火災共済協同組合に対する検査	193
VI	少額短期保険業者に対する検査	193
VII	信託会社に対する検査	194
VIII	無尽業者に対する検査	194
IX	指定紛争解決機関に対する検査	194
第8節	政策金融機関等に対する検査	195
第20章	金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	検査マニュアルの整備	
I	バーゼル3導入に伴う改定について	196
II	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行 を踏まえた改定について	196
III	ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について	197
IV	資本金借入金の税務上の取扱いについて	198
V	中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う改定について	199
第2節	検査評定制度	
I	検査評定制度の概要	200

II	「検査評定結果の分布状況」の公表	200
III	金融円滑化編に係る検査評定の「本格施行」の開始	201
IV	金融円滑化編に係る「プラス要素」の追加	201
第3節	検査モニター制度	
I	平成24検査事務年度の検査モニターの実施状況	202
II	オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果	202
第4節	意見申出制度	204
第5節	金融検査結果事例集等	
I	金融検査結果事例集の概要	205
II	平成24検査事務年度版の事例集について	205
III	農協検査（3者要請検査）結果事例集の概要	205
IV	金融円滑化に係る評価事例集の概要	205
第6節	金融検査体制の整備	
I	平成24年度の金融検査体制の整備	206
II	今後の体制整備について	206
第7節	検査情報の受付について	
I	概要	209
II	情報の受付状況	209

第5部 国際関係の動き

第21章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

第1節 首脳・閣僚級の国際会議（金融サミット等）

I	概要	210
II	活動状況	210
III	当庁の対応	211

第2節 金融安定理事会（FSB）

I	概要	213
II	活動状況	214

第22章 金融監督国際機構

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I	概要	216
II	活動状況	217

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I	概要	219
II	活動状況	221
III	その他	223

第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I	概要	225
II	活動状況	225

第4節	保険監督者国際機構（IAIS）	
I	概要	227
II	活動状況	228
第5節	ジョイント・フォーラム	
I	概要	230
II	活動状況	230
第23章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第1節	国際通貨基金（IMF）	
I	概要	231
II	活動状況	231
第2節	経済協力開発機構（OECD）	
I	概要	233
II	活動状況	233
第3節	世界貿易機関（WTO）	
I	概要	235
II	活動状況（金融サービス分野）	235
第4節	経済連携協定（EPA）	
I	概要	237
II	活動状況	237
第5節	金融活動作業部会（FATF）	
I	概要	239
II	活動状況	240
第24章	海外当局との関係	
I	アジアの金融インフラ整備支援等	242
II	金融監督者間の2国間連携強化	243
III	その他	243

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成24年度）245

資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋）246

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成24年度）247

第2節 平成25年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成25年度）248

資料1-2-2 金融庁の各局等の所掌事務（平成25年度）249

第2章 金融庁の行政運営

第3節 研究

資料2-3-1 金融研究センター常勤研究官・特別研究員250

資料2-3-2 平成24事務年度に公表したディスカッション
ペーパー251

資料2-3-3 EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE252
国際コンファレンス 持続的・包摂的な成長に向けた
アジア金融セクターの強化255

資料2-3-4 平成24事務年度金融ランチョン258

第4節 研修

資料2-4-1 平成24年度金融庁研修体系図260

資料2-4-2 平成24事務年度（平成24年7月～25年6月）
研修実施状況261

資料2-4-3 検査局に所属する職員を対象とした研修
（24検査事務年度）264

第6節 報道・広報

資料2-6-1 記者会見等の実施回数等265

資料2-6-2 平成24事務年度政府広報実績266

第9節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-9-1 意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施一覧
平成24事務年度（平成24年7月～平成25年6月）267

第11節 金融サービス利用者相談室

資料2-11-1 金融サービス利用者相談室パンフレット270

資料2-11-2 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成24年4月1日～25年3月31日）272

第12節 政策評価への取組み	
資料2-12-1 実績評価における基本政策・施策等一覧	274
資料2-12-2 金融庁における政策評価への取組み	275
資料2-12-3 金融庁における平成24年度政策評価・25年度実施計画 (概要)	282
第13節 金融庁業務継続計画	
資料2-13-1 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)の概要	283

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）の一部 の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
資料3-1-1 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令 について	289
資料3-1-2 平成22年金融商品取引法等改正（2年6ヶ月以内施行）に 係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等 について	290
第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年9月6日成立） について	
資料3-2-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要	294
資料3-2-2 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要	295
資料3-2-3 金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る 説明資料	297
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年6月12日成立） について	
資料3-3-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号） に係る説明資料	305
第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
資料3-4-1 臨時報告書による開示が必要となる子会社の範囲の適正化 について	335
資料3-4-2 有価証券報告書等の提出期限の延長承認について	336
資料3-4-3 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成25年 3月期版）と有価証券報告書レビューの実施について	337
資料3-4-4 有価証券届出書を提出せず有価証券の募集を行っている者の 名称等について（警告書の発出を行った発行会社等）	339
資料3-4-5 試験合格者等の活動領域拡大のためのアクション プラン	340
資料3-4-6 試験合格者の育成等と活動領域拡大に向けた取組み	341

第5節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
資料3-5-1	「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25.6.19企業会計審）	342
資料3-5-2	国際会計基準（IFRS）財団の組織について	343
資料3-5-3	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	344
資料3-5-4	諸外国の監査制度及び検査監督体制に関する同等性評価のガイダンス	347
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
資料4-1-1	振り込み詐欺救済法の制度概要（25年3月末時点）	351
資料4-1-2	預保納付金の具体的用途について（概要）	352
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
資料5-1-1	金融審議会の構成	353
資料5-1-2	諮問事項（平成24年7月4日）	354
資料5-1-3	金融審議会金融分科会委員名簿	355
資料5-1-4	金融審議会委員名簿	356
資料5-1-5	諮問事項（平成25年6月5日）	357
資料5-1-6	金融審議会委員名簿	358
資料5-1-7	金融システムの安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ委員等名簿	359
資料5-1-8	「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」メンバー名簿	360
資料5-1-9	「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」メンバー名簿	361
資料5-1-10	投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ委員等名簿	362
資料5-1-11	新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループメンバー名簿	363
第2節	官民ラウンドテーブル	
資料5-2-1	官民ラウンドテーブルの開催	364
資料5-2-2	第2回官民ラウンドテーブルの開催について	366
第3節	自動車損害賠償責任保険審議会	
資料5-3-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	368
資料5-3-2	第131回・第132回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について	369
第4節	企業会計審議会	
資料5-4-1	企業会計審議会の組織図	370

資料5-4-2	監査における不正リスク対応基準	371
第5節 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議		
資料5-5-1	「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」 の設置について	377
資料5-5-2	「金融ADR制度の在り方等の検討について」の概要	380
第6節 金融トラブル連絡調整協議会		
資料5-6-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	381
資料5-6-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	382
資料5-6-3	金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決 支援のモデルについて	385
資料5-6-4	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融 ADR）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ） 要旨	387
資料5-6-5	指定紛争処理機関の苦情処理手続実施状況 （平成24年4月1日～平成24年9月30日） 苦情・紛争事案に係る分析の取組み状況および金融機関に 対するフィードバックの取組み状況	389 391
資料5-6-6	指定紛争処理機関の苦情処理手続実施状況 （平成24年4月1日～平成25年3月31日） 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（案） の概要 「金融ADR連絡協議会」について	393 395 396
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み		
第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み		
資料6-1-1	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（25年1月11日閣議 決定）・金融分野の主な施策	397
第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み		
資料6-2-1	「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定）における 金融庁関連の施策	398
第3節 金融に関する税制		
資料6-3-1	平成25年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一	399
資料6-3-2	NISAの概要	406
第4節 規制・制度改革等に関する取組み		
資料6-4-1	地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）	413
第5節 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策		
資料6-5-1	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営 経営支援のための政策パッケージ	414

資料6-5-2	金融担当大臣談話—中小企業金融円滑化法の期限到来後の 検査・監督の方針等について—	417
資料6-5-3	中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる 総合的な対策	419
資料6-5-4	中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる 総合的な対策	420
資料6-5-5	中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議の 開催について	421
資料6-5-6	「中小企業・小規模事業者の皆様へ」パンフレット	422
資料6-5-7	「借り手のみなさまへ」パンフレット	426
第6節 東日本大震災への対応		
資料6-6-1	二重債務問題への対応方針	428
資料6-6-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23年7月15日策定）の概要	429
資料6-6-3	個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続きの 流れ（概要）	432
資料6-6-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について	433
資料6-6-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン（個人債務者 の私的整理に関するガイドライン研究会）	434
資料6-6-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用 の見直しについて（平成23年10月26日）（個人版私的整理 ガイドライン運営委員会）	445
資料6-6-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用 の見直しについて（平成24年1月25日）（個人版私的整理 ガイドライン運営委員会）	446
資料6-6-8	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用にお ける決定事項～震災後に購入した不動産の取扱いについて～ （平成24年12月19日）（個人版私的整理ガイドライン運営 委員会）	447
資料6-6-9	いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進 について	448
資料6-6-10	金融機能強化法（震災特例）に基づく国の資本参加の概要 （平成24年9月13日（木）決定）	451
資料6-6-11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対 する金融上の措置について	452
第7節 消費者行政に関する取組み		
資料6-7-1	消費者基本計画（抄）	454
第8節 金融経済教育の取組み		
資料6-8-1	金融庁における金融経済教育への取組み	458
資料6-8-2	金融経済教育研究会報告書（平成25年4月30日）	461

資料6-8-3	消費者教育の推進に関する基本方針：抄 (平成25年6月28日閣議決定)	488
資料6-8-4	金融知識ガイドブック	489
資料6-8-5	金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム	491
資料6-8-6	2012年度金融知識普及功績者一覧	493
資料6-8-7	金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	496

第3部 金融監督等

第8章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 オフサイト・モニタリング

資料8-1-1	早期是正措置の概念図	497
資料8-1-2	早期警戒制度について	498
資料8-1-3	早期警戒制度の導入について	499

第2節 金融上の行政処分について

資料8-2-1	金融上の行政処分について	500
資料8-2-2	行政処分の件数(平成14年4月～平成24事務年度)	504

第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

資料9-1-1	【参考】監督方針の構成(主要行)	505
資料9-1-2	【参考】監督方針の構成(中小・地域金融機関)	506

第2節 預金取扱金融機関の概況

資料9-2-1	主要行等の平成25年3月期決算の概要	507
資料9-2-2	主要行等の平成25年3月期決算状況【単体】	508
資料9-2-3	主要行等の平成25年3月期決算状況【連結】 <速報ベース>	509
資料9-2-4	主要行等の平成25年3月期決算の補足資料 (主要行等の3月期決算の推移)	510
資料9-2-5	地域銀行の平成25年3月期決算の概要	513
資料9-2-6	銀行持株会社になることの認可について	514
資料9-2-7	銀行の合併について	515
資料9-2-8	銀行持株会社の設立認可について	516
資料9-2-9	銀行の合併について	517
資料9-2-10	外国銀行支店の免許について	518
資料9-2-11	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の 違い	519
資料9-2-12	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	520
資料9-2-13	自己査定における債権分類基準	521

資料9-2-14	平成25年3月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)	522
資料9-2-15	金融再生法開示債権等の推移	524
資料9-2-16	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	527
資料9-2-17	金融再生法開示債権の保全状況の推移	528
資料9-2-18	担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)	531
資料9-2-19	不良債権処分損等の推移(全国銀行)	532
資料9-2-20	リスク管理債権額等の推移	535
資料9-2-21	自己査定による債務者区分の推移	538
資料9-2-22	金融再生プログラム ー主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生ー	539
資料9-2-23	不良債権比率の推移(主要行)	540
第4節 自己資本比率規制への対応		
資料9-4-1	バーゼル2(自己資本比率規制)について	541
資料9-4-2	バーゼル3の全体像	544
資料9-4-3	新たな自己資本比率規制の概要	548
資料9-4-4	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 (平成24事務年度)	551
第5節 資本増強制度の運用状況		
資料9-5-1	経営健全化計画履行状況報告(平成24年7月)	552
資料9-5-2	経営健全化計画履行状況報告(平成24年12月)	560
資料9-5-3	経営健全化計画履行状況報告(平成25年6月)	568
資料9-5-4	金融機能強化法(本則:組織再編成)に基づく資本参加 の概要	576
資料9-5-5	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関 における「経営強化計画の履行状況(平成24年3月期)の 概要	577
資料9-5-6	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関 における「経営強化計画の履行状況(平成24年9月期)の 概要	587
資料9-5-7	金融機能強化法に基づく「経営強化計画」の概要	597
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料9-7-1	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況 (平成25年3月末時点)	601
資料9-7-2	日銀短観D. I. の推移	602
資料9-7-3	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果	603
資料9-7-4	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表	605
資料9-7-5	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	606

第8節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
資料9-8-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 について	607
資料9-8-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成25年 3月末）について	614
第10章	信託会社等の監督をめぐる動き	
第2節	信託会社等の新規参入	
資料10-2-1	信託会社等の新規参入状況	618
第11章	保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
資料11-1-1	監督方針の構成（保険会社等）	619
第2節	保険会社の概況	
資料11-2-1	生命保険会社の平成25年3月期決算の概要	620
資料11-2-2	損害保険会社の平成25年3月期決算の概要	621
資料11-2-3	生命保険会社一覧表	622
資料11-2-4	損害保険会社一覧表	623
資料11-2-5	保険持株会社一覧表	624
資料11-2-6	生命保険会社の推移	625
資料11-2-7	損害保険会社の推移	626
第3節	統合的リスク管理態勢の整備・高度化について	
資料11-3-1	ERMヒアリングの結果について	627
第5節	少額短期保険業者の監督をめぐる動き	
資料11-5-1	少額短期保険業者一覧	636
第12章	証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
資料12-1-1	【参考】監督方針の構成（金融商品取引業者等）	639
第2節	第一種金融商品取引業	
資料12-2-1	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	640
資料12-2-2	国内証券会社の平成25年3月期決算概況	641
資料12-2-3	株式市況と証券会社の損益の推移	642
資料12-2-4	投資者保護基金の概要	643
第3節	第二種金融商品取引業	
資料12-3-1	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	644
第4節	投資助言・代理業	
資料12-4-1	金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	645
第5節	投資運用業	

資料12-5-1	金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	646
資料12-5-2	投資法人の新規上場について	647
資料12-5-3	投資信託の純資産総額の推移	648
第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者		
資料12-6-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	649
第7節 信用格付業者		
資料12-7-1	信用格付業者登録一覧	650
第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き		
第2節 貸金業者等の監督をめぐる動き		
資料13-2-1	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	651
第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き		
資料13-6-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	652
第17章 疑わしい取引の届出制度		
資料17-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	653
第18章 課徴金納付命令		
資料18-1	調査から課徴金納付命令までの流れ	654
	課徴金制度に係る手続等の流れ	655
資料18-2	課徴金納付命令の実績	656
第4部 金融検査		
第19章 金融検査の実施状況		
第1節 平成24検査事務年度の検査実績		
資料19-1-1	平成24検査事務年度検査基本方針	660
資料19-1-2	平成24検査事務年度における検査計画及びその実績	683
資料19-1-3	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	684
資料19-1-4	通年・専担検査の実施状況	687
資料19-1-5	システム統合リスク検査実施状況	689
資料19-1-6	銀行等に対する検査の実施状況	690
資料19-1-7	信用金庫に対する検査の実施状況	696
資料19-1-8	信用組合に対する検査の実施状況	699
資料19-1-9	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査 の実施状況	701
資料19-1-10	保険会社に対する検査の実施状況	728
資料19-1-11	外国銀行支店等に対する検査の実施状況	730
資料19-1-12	政策金融機関等に対する検査の実施状況	731
資料19-1-13	主な検査対象機関及び根拠法令	732

第20章	金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策	
第2節	検査評定制度	
資料20-2-1	金融検査評定結果の分布状況について	733
資料20-2-2	検査評定結果の分布状況について	736
第3節	検査モニター制度	
資料20-3-1	「オフサイト検査モニター」の集計結果について	739
第4節	意見申出制度	
資料20-4-1	意見申出実績	745
第5節	金融検査結果事例集	
資料20-5-1	金融検査結果事例集（平成24検査事務年度前期版）	747
資料20-5-2	金融検査結果事例集（平成24検査事務年度後期版）	748
資料20-5-3	農協検査（3者要請検査）結果事例集	752
資料20-5-4	金融円滑化に係る評価事例集	753
第6節	金融検査体制の整備	
資料20-6-1	金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係	754
第7節	検査情報の受付について	
資料20-7-1	検査情報受付窓口	755
第5部	国際関係の動き	
第22章	金融監督国際機構等	
第1節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
資料22-1-1	バーゼル銀行監督委員会機構図	756
第2節	証券監督者国際機構（IOSCO）	
資料22-2-1	IOSCO機構図	757
第4節	保険監督者国際機構（IAIS）	
資料22-4-1	IAIS組織図	758
第23章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第4節	経済連携協定（EPA）	
資料23-4-1	経済連携協定（EPA）締結・交渉状況	759
巻末資料1	この1年の主な出来事	761
巻末資料2	最近の主な金融関連立法	800
巻末資料3	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 （平成24事務年度）	801
金融庁の所在地等		807

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、24年度末現在、全体で一般職1,548名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成25年度の体制整備（資料1-2-1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、33名（グロス）の増員（1名の純減）並びに参事官（総合政策担当）及び参事官（事業再生支援担当）の設置等の体制整備を図った。

1. 中小企業の再生・成長を通じた地域経済活性化、被災地の復興〔6人〕
中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、被災企業を含む中小企業の経営改善・事業再生について、関係機関と連携しつつ強力的に推進する。
2. 我が国金融・資本市場の活性化等を通じた経済成長への貢献〔4人〕
我が国企業によるアジア進出支援の推進や「総合的な取引所」の実現に向けた取組みを強化する。
3. 我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保〔23人〕
投資一任業者等に対する検査・監督体制の強化や、不公正取引に対する監視体制の強化等により、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保を図る。

【定員の推移】

定員の推移	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
増員(A)	68	67	51	32	33
定員合理化減等(B)	▲23	▲21	▲22	▲21	▲34
純増(A-B)	45	46	29	11	▲1
年度末定員	1,462	1,508	1,537	1,548	1,547

第2章 金融庁の行政運営

第1節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握する観点から、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成24事務年度は7、11、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（24事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（24事務年度は9～10月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁の考え方や取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。24事務年度は、当庁で取り組んでいる「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を中心に、企業経営者・経済団体役員や、自治体等からヒアリングを行い、借り手側から見た地域金融機関の状況や課題等を把握することを主眼として、都道府県毎に同説明会を開催した。

第2節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、①金融庁職員の基本的な取組姿勢である「金融庁職員のあり方」、②PDCA サイクルによる業務改善を行う仕組み、③金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針について、いずれも中長期的かつ包括的な枠組み・方向性を整理し、これらに基づき着実に取組みを行った。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、平成24年11月に金融庁職員の基本的な取組姿勢を「金融庁職員のあり方」として整理した。

さらに、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを24年4月に整備した。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で、以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針を整理するとともに、この方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振りあてるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】 (単位：人)

	24年3月1日現在	25年3月1日現在
弁護士等	36	39
公認会計士	55	55
不動産鑑定士	7	7
アクチュアリー	8	6
研究者	2	3
情報処理技術者	18	27
金融実務経験者	212	215
計	338	352

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。特に、新興国（ブラジル・トルコ）への若手職員の派遣を新たに行った。

【出向の状況】 (単位：人)

	24年3月1日現在	25年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	10	14
民間企業等	6	5
地方自治体	1	1
大学教授	2	3
計	19	23

(新規派遣先) 在英国日本国大使館、在ブラジル日本国大使館、国際通貨基金、ジェトロ・イスタンブール事務所、東北大学大学院

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、これまでも国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行ってきたが、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②英文ライティング研修の新設など英語研修の充実を図る、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組

みを行った。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、24年度は、海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】	(単位：人)	
	23年度	24年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	11	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	12	13（1）
計	23	23（1）

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（24年12月、25年6月）。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（25年1月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・サービス・セクハラ研修を実施した（全18回）。

(平成24事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	1件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制

整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー（25年6月1日現在）

室長	田中 豊	（総務企画局参事・弁護士）
	木下 美希	（総務企画局市場課・弁護士）
	國吉 雅男	（監督局総務課・弁護士）
	琴岡 佳美	（審判官）
	杉野 聡	（検査局総務課）
	中野 浩一	（検査局総務課・検事）
	前田 禎夫	（監督局証券課・弁護士）
	松葉 知久	（審判官・弁護士）
	吉田 和央	（監督局保険課・弁護士）
顧問	久保利 英明	（総務企画局参事・弁護士）

第3節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Service Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

25年6月末現在における研究官・特別研究員については、資料2-3-1参照。

24事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「アジア諸国に対する電子記録債権の日本型モデルの普及に関する研究」、「空売り規制の効果に関する研究」等がある。前者については、我が国における電子記録債権制度の現状等を踏まえつつ、より多角的な視点からアジア各国の決済慣行等の実態を調査し、普及を図るにあたり具体的な必要な条件・方法（ビジネスモデルも含む）を検討するための調査・研究を行った。後者では、空売り規制の効果に関して、コンピューター上に市場を作り出しシミュレーションを行う手法を用いて、定量的分析を行う研究を行った。

平成24事務年度の調査研究の成果は、計6本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表した。なお、「DP」については、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。

また、近年公表された「DP」のうち研究論文として学術的に価値が高い4本を選定し、外部のそれぞれの分野の専門家による査読手続き、編集委員による協議・コメント等も踏まえて、金融研究センター長の責任編集の下、論文集「FSAリサーチレビュー」（25年3月発行）に所収しウェブサイト上に公表した。

24事務年度に取りまとめた「DP」、「FSAリサーチレビュー」については、資料2-3-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. 国際コンファレンス（資料2-3-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、国際コンファレンスを開催している。23年度から、開催頻度を年2回とした。

24年度はまず、24年7月に、「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ」と題し、欧州委員会・東京大学・株式会社東京証券取引所グループ等との共催により開催し、EUおよびアジア諸国のコーポレート・ガバナンスの動向、規制の役割、機関投資家の行動、株主の権利、新しい金融の仕組み等について、報告・議論を行った。

2回目は、25年3月に、「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」をテーマとして、アジア開発銀行研究所（ADB I）との共催により開催し、欧米及びアジア地域から当局者、研究者、金融機関の実務家等を招き、アジアの金融市場の発展と安定を促進するような規制や制度のあり方について報告・議論を行った。

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされた（24年7月開催の「EUアジア・コーポレート・ガバナンス・ダイアログ」には204名、25年3月開催の「持続的・包摂的な成長に向けたアジア金融セクターの強化」には322名参加）。

2. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催した。

(1) 金融経済教育をテーマとして、金融経済教育で身につけるべきもの（「金融リタラシー」）は何か、今後、我が国で「金融リタラシー」向上にどのように取り組んでいくか等について幅広い検討を行うことを目的とする『金融経済教育研究会』を、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとして、24事務年度は合計7回開催した。本研究会の議論については、研究会報告書として取りまとめてセンターウェブサイトにて公表した。

(2) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催している。24事務年度は合計5回開催した。

(3) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参

加を得て、24 事務年度は合計 11 回開催した。

上記の研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定した。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化された。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料 2－3－4 参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。24 事務年度は合計 20 回開催した。

第4節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成24年度の研修方針及び研修計画（資料2-4-1参照）

(1) 24年度の研修については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 24年度の研修計画については、計71コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

3. 24事務年度の研修実施状況（資料2-4-2参照）

(1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

各役職に求められる能力の養成・強化を目的とした「役職別研修」などを実施

するとともに、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施した。また、秘書担当者として必要な接遇等の基本的な知識の付与を目的とした「秘書ビジネスマナー研修」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査コース」などを実施した。

4. 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み（資料2-4-3）

(1) 概要

検査局では、所属する職員に対して、資料2-4-2に記載した研修のほか、金融検査に影響を与える各種要因及び具体的な検査手法等、金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、金融証券検査官が在庁する時期に勉強会等の研修を随時開催している。

(2) 研修の内容

ア. 出勤日研修

検査官の出勤日に研修日を設け、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等の出勤日研修を実施した。

イ. 全体研修

検査局の全職員を対象として、訓話及び検査に係る留意事項の周知等を内容とした全体研修を実施した。

第5節 行政情報化の推進

I 概要

「電子政府構築計画」（平成16年6月14日各府省統括情報責任者（CIO）連絡会議決定）において、「国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ること」としており、金融庁としても、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（Chief Information Officer（CIO））、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOが統括し、以下の取組みを行っているところである。

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

II 取組み実績

1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」とされたことから、金融庁においても、次に掲げる最適化計画を策定し、実施してきている。

No.	最適化計画	最適化実施時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27年度（予定）
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	25年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	25年度

各最適化計画の24事務年度の実施状況については、次のとおりである。

- ① No.1に関しては、23年5月に最適化計画を改定し、新システムの稼働時期を25年1月として作業を進めていたが、総合テスト工程で作業遅延が発生したため、今後の作業スケジュールについて調整を行った。
- ② No.2に関しては、国際水準を踏まえたXBRL（財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語）の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を進めた。
- ③ No.3に関しては、機器等が耐用年数を経過していることから、最適化計画を24年5月に改定し、26年1月の稼働を目指して、開発等を進めた。

2. 情報システム調達最適化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」とされている。

これを受け、金融庁においても、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、情報システム調達会議において、一定条件の調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、24 事務年度は 3 回開催した。

3. 電子申請・届出の利用促進

「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定）等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁においても、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じた申請・届出等の利用促進に取り組んでいるところである。

24 年度におけるオンライン利用件数は、1,083,573 件である。また、近年のオンライン利用による申請・届出等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位: 件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
申請・届出等手続件数	1,209,305	1,251,094	1,046,821	1,083,573
EDINET の利用による提出件数	93,180	90,565	89,522	89,566

※ 申請・届出等手続のうち、生命保険募集人登録・届出手続は 17 年度以降、損害保険代理店登録・届出手続も 19 年度以降、それぞれ業界団体（生命保険協会、損害保険協会）との連携等により、オンライン利用率は 100%となっている。

4. 情報セキュリティ対策の実施状況

最近の政府機関を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、24 年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

① 情報セキュリティ自己点検

全職員に対して、情報セキュリティ対策実施状況について点検を行った。

② 技術的情報セキュリティ対策

全ての情報システムのウェブサーバ、電子メールサーバ等の機器を対象に、技術的な情報セキュリティ対策の実施状況の検査を行った。

また、電子メールの誤送信を軽減するための機能を導入するとともに、不審メール送信に利用されることの多いフリーメール・アドレスからのメールを受信した場合に、職員に警告を与える機能を導入した。

③ 情報セキュリティ教育

全職員が情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を受講した。

④ 緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化するため、緊急時の対応機能を有した金融庁 CSIRT (Computer Security Incidents Response Team) を 24 年 6 月に設置し、万一の場合には、直ちに対応できる体制を維持している。

5. IT 人材育成の推進

金融行政を遂行するうえで IT 知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「IT 基礎知識研修」を 24 事務年度に 5 回開催した。IT パスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、受講者に当該試験の受験を勧奨した。

また、更なる IT 知識の習得のため、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨した。

更には、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、21 年度から毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、24 年度も職員 1 名を派遣した。

第6節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-6-1参照）

閣議後（毎週2回）に実施している大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時には、記者ブリーフ（計36回）を積極的に開催している。平成24事務年度は、新たに金融審議会の各ワーキング・グループの報告書を取りまとめる際には、原則、記者ブリーフを行うなど、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

（1）重要施策に関する広報

利用者にとって特に関心が高いと思われる施策については、金融庁ウェブサイトのトップページに関連情報をまとめた特設サイトを開設し、利便性の向上を図った。

特に、24事務年度は、当庁の重要施策である「中小企業等に対する金融円滑化対策について」、「NISA（少額投資非課税制度）」について、内容の充実・利用者のニーズに合ったレイアウトの変更等を行うとともに、政府広報とも積極的に連携を図り、より効果的な広報に努めた。

（2）海外に対する情報発信

海外の利用者に対しては、タイムリーに情報発信することを目的に、24年7月から、月に1回発行していた「FSA News Letter」に代えて、一週間の新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週に1回発行するとともに、新たに「金融審議会の各ワーキング・グループの報告書の概要」、「国会提出法案などの重要施策の概要」、「検査実施中の金融機関」、「幹部名簿」等、利用者からの要望が多かった重要施策・情報等についての英訳にも取り組んだ。

2. 政府広報の活用（資料2-6-2参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

第7節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、24年度の開示請求の受付件数は237件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 個別の金融機関等の業務報告書等
- ② 行政処分に関連した報告等
- ③ 個別の金融機関等の不祥事件に関する報告書等

開示請求の受付及び処理状況（24年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	1	38	5	23	28	5	3	3
検 査 局	0	3	0	2	2	1	0	0
監 督 局	37	183	3	194	197	8	2	13
小 計	38	224	8	219	227	14	5	16
証券取引等 監視委員会	0	6	0	3	3	3	0	0
公認会計士・ 監査審査会	0	7	0	7	7	0	0	0
合 計	38	237	8	229	237	17	5	16

（注1）本表は、24年4月から25年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」16件については、25年6月末までに全て開示決定等済。

（注3）25年度における6月末までの開示請求の受付件数は215件である。

※ うち146件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

24年度における不服申立受理件数は8件となっている。全件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

24年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は9件（うち、前年度以前からの繰越事案は、7件）。うち、8件については、同年度中に裁決・決定を行っている。残りの1件も25年6月30日までに裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、24年度の開示請求の受付件数は668件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（24年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	5	3	2	5	0	0	0
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	0	11	0	5	5	0	0	6
小 計	0	16	3	7	10	0	0	6
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	7	651	638	0	638	0	0	20
合 計	7	668	641	8	649	0	0	26

(注1) 本表は、24年4月から25年3月末までの計数を取りまとめたものである。

(注2) 「翌年度繰越」26件については、25年6月末までに全て開示決定等済。

(注3) 25年度における6月末の開示請求の受付件数は41件である。

※うち26件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

24年度における不服申立受理件数は0件となっている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計16回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、24年10月に自主点検を実施。

また、自主点検後、24年11月～12月にかけて監査を実施。

さらに、25年3月～4月にかけてフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、24事務年度（24年7月～25年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が9件発生した（メール誤送信、郵便物の誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいております。誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 事故の再発防止を目的としたルールの見直し
- ② メール保留機能の整備
- ③ 上記対応に関する職員への周知の徹底 等

第8節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成24年7月～25年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	7回	6回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
2回	1回	1回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	取引所
4回	1回	2回	1回

第9節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-9-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、24年7月から25年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続39件のほか、任意の意見公募手続9件、計48件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第10節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 15名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 18名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 4名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 18名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成24事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

24年11月～25年2月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第11節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-11-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
3. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
4. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-11-2参照）

平成24年4月1日から25年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は38,856件となっている。1日当たりの平均受付件数は159件となっており23年度（172件）に比べてやや減少している。
2. 分野別では、投資商品等が12,985件（34%）、預金・融資等が10,891件（28%）、保険商品等が9,852件（25%）、貸金等が3,170件（8%）、金融行政一般・その他が1,958件（5%）となっている。
3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。
（1）投資商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は23年度に比べてやや減少している。

(2) 預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は23年度に比べてやや減少している。

(3) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は23年度に比べてやや増加している。

(4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は23年度に比べて減少している。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介しており、直近においては、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限到来に関する相談事例を追加した。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

24年4月1日～6月30日・・・24年7月31日公表(第28回)

24年7月1日～9月30日・・・24年10月31日公表(第29回)

24年10月1日～12月31日・・・25年1月31日公表(第30回)

25年1月1日～3月31日・・・25年4月30日公表(第31回)

第12節 政策評価への取組み（資料2-12-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年4月から29年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、金融庁の政策評価については、これまで、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、平成25年度から、同一時期（平成25年度は6月7日）に前年度の実績評価を実施し、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
 - I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
 - II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - III. 公正・透明で活力ある市場の構築
2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供され、
 - 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。

3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
- 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
- の要請を両立させることを目指していく。
4. 具体的な施策の実施に際しては、
- 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。
5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。
- また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前 評価 (RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度 (注)	20件 (24年度計画に掲げた政策)	1件	1件	—	10件	—

(注) 25年度については、平成25年4月1日から同年6月30日までの間に実施したものを記載。

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：個人投資家の参加拡大)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)
- 規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis)：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成19年10月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法(事前評価)。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する(事後評価)。平成22年5月より評価の実施が義務化された。

第13節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、必要に応じた見直しを行っているところである。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 東日本大震災を踏まえた見直し

金融庁では、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画における各種課題を検討した上で、職員の参集体制の強化並びに権限委任の規定及び優先業務チェックリストの新設等を主なポイントとする改定を23年12月に行った。

3. 業務継続体制の更なる充実・強化

23年12月の改定以降は、民間業者に改定後の本計画の実効性を検証するための調査を委託し、その調査結果や政府内の各種検討会の報告書等を踏まえ、金融庁の業務継続体制の更なる充実・強化を図る観点から、24年8月に本計画を再度改定・公表した（資料2-13-1参照）。改定の主なポイントは以下の通り。

① 災害対応に係る文書の記録・保存

災害時に実施すべき応急業務に、災害対応に係る文書の記録・保存を規定した。

② 被災者等からの相談受付

被災時における復旧を支援する観点から、被災者等からの相談を受け付け、被災者等に対して金融庁が講じた措置等を周知するほか、その時点で金融庁が講じている措置では十分に対応できない相談については、庁内の関係課室で対応を検討することとし、必要に応じて新たな措置を講じることとした。

4. 全国銀行協会における業務継続計画に係る訓練

東日本大震災を踏まえ、首都直下地震発生を想定した銀行業界横断的な訓練の必要性から、24年12月5日に全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施した。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備

I 経緯

先般の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を背景として、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図る観点から、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成22年5月12日に成立し、同月19日に公布されている。

これを受け、改正法のうち公布後2年6月以内に施行することとされている事項（店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、取引情報保存・報告制度の創設）について、関係政令の整備を行い（24年5月16日公布）、また、関係内閣府令等の整備を行った（同年7月11日公布）。なお、これら政府令等は、同年11月1日から施行している。

II 概要

改正法では、我が国に重大な影響を及ぼすおそれがあり、清算集中による決済リスクの減少が我が国市場の安定に必要なと考えられる一定の取引について、清算機関の利用を義務付けるための清算集中制度を導入した。また、当局による店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能とするための取引情報の保存・報告制度を導入した。

これを受け、関係政令では、取引情報蓄積機関に対する検査等の権限の委任など、これらの制度の施行に伴い必要となる所要の規定の整備等を行い、また、これらの制度の細目等を定める関係内閣府令やその関連告示の整備を行った。（資料3-1-1～2参照）

第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年9月6日成立） について

I 経緯

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化、及び、利用者利便の向上を図るとともに、グローバルな金融・資本市場の混乱を踏まえた金融システムの強化、及び、利用者が安心して取引できる規制を整備していくことが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、①「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融・商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備、②店頭デリバティブ取引の公正性・透明性の向上、③適切な不公正取引規制の確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、24年3月9日に国会に提出された。

その後、本法案は、国会の審議を経て^(注)、同年9月6日に可決・成立し、同年9月12日に公布された。

(注) 参議院財政金融委員会（同年7月26日）において、附帯決議が付されている。

II 概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律は、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、①「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備、②店頭デリバティブ規制の整備、③課徴金制度の見直し、④インサイダー取引規制の見直し等の措置を講じるものである。（資料3-2-1～3参照）

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

(1) 金融商品等の定義の整備

ア. 金融商品の定義に、商品先物取引法に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものを追加することとし、商品等に係る市場デリバティブ取引（「商品関連市場デリバティブ取引」）を金融商品

市場において行えることとする。

- イ. 金融商品市場の定義に、商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを含まないこととする。
- ウ. 店頭デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の定義に、商品等に係る取引を含まないこととする。

(2) 商品関連市場デリバティブ取引に係る業規制の整備

- ア. 金融商品取引業の範囲から、商品関連市場デリバティブ取引の自己取引を除外することとする。
- イ. 有価証券等管理業務の対象となる行為の範囲に、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、顧客から商品等の預託を受けることを含めることとする。
- ウ. 商品関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、及び商品関連市場デリバティブ取引の有価証券等清算取次ぎを第一種金融商品取引業と位置付けることとする。
- エ. 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等の委託を受けたときは、その委託に係る取引等をしないで、自己がその相手方となって取引を成立させてはならないこととする。

(3) 分別管理制度に関する規定の整備

- ア. 商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関して顧客から預託を受けた財産及び顧客の計算に属する財産について分別管理義務を規定することとする。
- イ. 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、顧客の計算において自己が占有する商品等又は顧客から預託を受けた商品等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、書面による同意を得なければならないこととする。

(4) 投資者保護基金に関する規定の整備

投資者保護基金の目的及び業務範囲（一般顧客及び顧客資産の範囲）を商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関するものに拡充するとともに、投資者保護基金が有価証券関連業に関する業務又は商品関連市場デリバティブ取引に関する業務のいずれかに業務範囲を限定する旨を定款で定めることができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 金融商品取引所に関する規定の整備

- ア. 金融商品取引所は、定款又は業務規程の定めるところにより、商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与える

ことができることとする。

イ. 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合には、その業務規程において、商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならないこととする。

ウ. 内閣総理大臣は、金融商品取引所から報告を受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する一定の事項について、商品市場所管大臣（農林水産大臣・経済産業大臣）に通知することとする。

エ. 株式会社金融商品取引所及び株式会社商品取引所を当事者とする合併について、次に掲げる規定を整備することとする。

① 当該合併により、株式会社金融商品取引所が新設される場合には、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日に、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務を承継することとする。

② 当該合併により、消滅する株式会社商品取引所の開設していた商品市場において成立した取引であって決済を結了していないものは、合併後の株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなすこととする。

オ. 商品取引参加者について、次に掲げる規定を整備することとする。

① 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、商品関連市場デリバティブ取引を行うための取引資格を与えられた者（「商品取引参加者」）に対し、報告の徴取及び検査を行えることとする。

② 内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に対し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命ずることができることとする。

(6) 商品関連市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規定の整備

ア. 金融商品の定義の改正により、商品関連市場デリバティブ取引についても現行の金融商品取引法上の市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規制が及ぶことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

イ. 内閣総理大臣は、商品取引参加者の行う商品関連市場デリバティブ取引について、過大な数量の取引であって取引所金融商品市場の

秩序を害すると認められるもの等を制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる事項を内閣府令で定めることができることとする。

ウ. 不公正取引に対する課徴金の額を算定するための基礎となる「有価証券の売付け等」及び「有価証券の買付け等」の定義に、商品関連市場デリバティブ取引による売付け及び買付けを追加する等の規定の整備を行うこととする。

(7) 農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等に関する規定の整備

ア. 内閣総理大臣は、金融商品取引所、金融商品取引清算機関等に対し、次に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ、商品市場所管大臣と協議し、その同意を得なければならないこととする。

- ① 商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対する免許
- ② 金融商品取引所に対する、商品等に係る上場廃止命令等
- ③ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引の種類及び期限、商品の受渡しに関する事項並びに商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとの商品等に関する細則に係る業務規程の変更の認可
- ④ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に関し、取引証拠金に関する事項等について定款等に定める必要な措置を講ずることの命令
- ⑤ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引停止命令
- ⑥ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令等
- ⑦ 商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行おうとする者に対する免許・兼業承認
- ⑧ 商品取引債務引受業等を行わない金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係る業務方法書の変更の認可
- ⑨ 商品取引債務引受業等を行う金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係る業務方法書の変更の認可
- ⑩ 金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令

イ. 内閣総理大臣は、次に掲げる処分を行う場合には、商品市場所管大臣に対して、あらかじめ、通知することとする。

- ① 金融商品取引法第161条の規定による内閣府令であって商品

関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反した金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に対し、業務停止命令等を行う場合

- ② 金融商品取引所に対し、金融商品取引法第 161 条の規定による内閣府令であって商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反した商品取引参加者の取引資格の取消し等を命じる場合

(8) 内閣総理大臣に対する措置要求に関する規定の整備

農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、金融商品取引法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができることとする。

2. 店頭デリバティブ規制の整備

- (1) 店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け
金融商品取引業者等は、取引の概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる店頭デリバティブ取引を行う場合には、金融商品取引業者等又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用しなければならないこととする。

(2) 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可に関する規定の整備

外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者について、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合等には、内閣総理大臣の許可を受けて、その業務の用に供する電子情報処理組織を使用して一定の店頭デリバティブ取引等を行うことができることとする。

3. 課徴金制度の見直し

- (1) 発行者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した場合において、その提出等を容易にすべき行為又は唆す行為を行った者に対し、当該行為の対価として支払われた額等に相当する額の課徴金を課すこととする。
- (2) 金融商品取引業者等以外の者が、自己以外の者の計算において不公正取引をした場合、その報酬等の対価の額の課徴金を課すこととする。
- (3) 課徴金に関する調査について、金融商品取引法第 172 条の 12 の

規定に係る課徴金の調査権限を設けるとともに、事件関係人又は参考人に出頭を求める権限を追加することとする。

4. インサイダー取引規制の見直し

- (1) 合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継をインサイダー取引規制の対象とすることとする。
- (2) 合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の承継資産に占める割合が特に低い場合及び合併等の対価として自己株式を交付する場合等について、インサイダー取引規制を適用しないこととする。

5. 施行期日

この法律（「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備に係る規定）は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- (1) インサイダー取引規制の見直し及び課徴金制度の見直しに係る規定公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 店頭デリバティブ規制の整備に係る規定公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

第3節 金融商品等の一部を改正する法律（平成25年6月12日成立）について

I 経緯

先般の金融危機に関わる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、②AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本性資金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、25年6月12日に成立し、同年6月19日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料3-3-1参照）

1. インサイダー取引規制に係る見直し

(1) 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入

ア. 会社関係者であって重要事実を知ったものは、他人に対し、当該重要事実の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととする。また、公開買付者等関係者であって公開買付け等事実を知ったものについても、同様の規制を設けることとする。

イ. ア. の違反により情報受領者等が公表前に取引をした場合、違反者に対して次の計算方法により課徴金を課すこととする。

(ア) 仲介関連業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為をした日の属する月における情報受領者等からの仲介関連業務の対価に相当する額に3を乗じて得た額

(イ) 募集等業務に関し違反行為をした場合には、(ア)の計算方法によって得た額及び募集等業務等の対価に相当する額に2分の1を乗じて得た額の合計額

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合には、違反行為により情報受領者等が行った取引によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額

ウ. ア. の違反により伝達等を受けた者が公表前に取引をした場合、違反者を5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとするとともに、法人に対して5億円以下

の罰金刑を科することとする。

(2) 「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の引上げ

運用対象財産の運用として、自己以外の者の計算において不公正取引をした者について、当該取引をした日の属する月における運用対象財産の運用の対価に相当する額に3を乗じて得た額の課徴金を課することとする。

(3) 投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入

投資法人の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とすることとし、会社関係者の範囲に資産運用会社及びその親会社等の関係者を加えるとともに、投資法人の特性を考慮した重要事実等を規定することとするほか、投資法人の役員等による投資証券等の取引の報告等に関する所要の規定を整備することとする。

(4) 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

ア. 会社関係者又は会社関係者からの情報受領者の間のみならず、当該情報受領者と重要事実を知っている者との間における市場外の取引については、インサイダー取引規制を適用しないこととする。

イ. 公開買付け等の対象株券等の発行者及びその役職員について、公開買付け等関係者の対象とすることとする。

ウ. 公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者等について、自ら公開買付けを行う際に公開買付け届出書等に当該伝達を受けた事実の記載等をした場合又は当該伝達を受けた日等から6月が経過している場合には、インサイダー取引規制を適用しないこととする。

(5) その他の見直し

ア. 課徴金に関する調査において物件の提出を命じることができることとするとともに、当該調査等に関し公務所等に照会して報告を求めることができることとする。

イ. 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとする。

2. 資産運用規制の見直し

(1) 不正行為に対する罰則の強化

ア. 投資一任契約の締結等に関する偽計等に対する法定刑を、3年

以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課 3 億円以下の罰金）から、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課 5 億円以下の罰金）に引き上げることとする。

イ. 投資一任契約の締結等又はその勧誘に関する虚偽告知に対する法定刑を、1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課 2 億円以下の罰金）から、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課 3 億円以下の罰金）に引き上げることとする。

ウ. 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれの併科から、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課 3 億円以下の罰金）に引き上げることとする。

（2）その他

厚生年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件を限定することとする。

3. 金融機関の秩序ある処理の枠組み

（1）金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定

内閣総理大臣は、以下の措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができることとする。

ア. 特定第一号措置（債務超過の金融機関等を除く）

預金保険機構による特別監視及び資金の貸付け等又は特定株式等の引受け等

イ. 特定第二号措置（債務超過・債務超過のおそれ又は支払停止・支払停止のおそれがある金融機関等）

預金保険機構による特別監視及び特定資金援助

なお、内閣総理大臣は、特定認定を行おうとする場合等において、金融機関等が発行した一定の社債等について、当該金融機関等の自己資本等における取扱いを決定するものとする。

（2）対象

金融機関等（銀行・銀行持株会社等、保険会社・保険持株会社等、一定の金融商品取引業者・指定親会社等）

(3) 特別監視、特定管理を命ずる処分

内閣総理大臣は、特定認定が行われたときは、当該特定認定に係る金融機関等を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分が預金保険機構により監視される者（以下「特別監視金融機関等」という）として指定するものとする。

また、内閣総理大臣は、一定の要件に該当すると認めるときは、特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等に対し、預金保険機構による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができることとする。

なお、投資者保護基金や保険契約者保護機構の業務の範囲に、預金保険法に規定する特別監視の代行及び特定管理を命ずる処分に係る業務の代理等の業務を追加することとする。

(4) 資金の貸付け等

預金保険機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等から、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、資金の貸付け等を行う旨の決定をすることができることとする。

(5) 特定株式等の引受け等

特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等と預金保険機構が、当該金融機関等の財務内容の改善のために特定株式等の引受け等の決定を求めた場合には、内閣総理大臣は、一定の要件に該当する場合に限り、特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

(6) 特定資金援助等

特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等でない者等が、預金保険機構が特定合併等を援助するため特定資金援助を行うことを預金保険機構に申し込んだ場合には、内閣総理大臣が、一定の要件に該当する場合に限り特定合併等について認定を行うことを前提に、預金保険機構は、特定資金援助を行う旨の決定ができることとする。

(7) 特定承継金融機関等の設立等

内閣総理大臣は、特別監視金融機関等の債務等承継のため必要があると認めるときは、預金保険機構が特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の決定等を行うことができることとする。

(8) 契約の解除等の効力

内閣総理大臣は、102条第1項の認定又は特定認定を行う場合においては、金融危機対応会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関等について、これらに関連する措置が講じられたことを理由とする契約の解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができることとする。

(9) 会社法制・倒産法制等の特例措置等

その他、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を実効的に行うため、以下に掲げる会社法制や倒産法制等の特例措置等を設けることとする。

- ・株主総会等の特別決議等に代わる許可
- ・回収等停止要請
- ・破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等
- ・差押禁止動産等
- ・特定合併等に係る破産法等の規定の適用関係
- ・特定の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け及び破産法等の特例等
- ・資産の買取り
- ・事業譲渡等における債権者保護手続の特例等
- ・信託業務の承継における受託者の変更手続の特例
- ・信託契約の委託者の地位の移転手続の特例等
- ・振替手続の特例
- ・根抵当権の譲渡に係る特例等

(10) 特定負担金の納付等

金融機関等は、預金保険機構の危機対応業務（特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、預金保険機構に対し、特定負担金を納付しなければならないこととする。

政府は、特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、預金保険機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができることとする。

4. 銀行等による資本性資金の供給強化等

(1) 銀行等による資本性資金の供給強化（銀行等の議決権の取得等の

制限の見直し)

銀行の投資専門子会社は、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社の議決権について、その基準議決権数（当該会社の総株主等の議決権に100分の5を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする等、所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 大口信用供与等規制の潜脱防止

銀行又はその子会社等が同一人に対する信用の供与等に係る規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行っている場合には、名義人以外の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等としてこの規制を適用することとする。

(3) 外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有

外国銀行支店は、常時、10億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならないこととする。

5. 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

(1) 投資信託制度

ア. 投資信託の併合及び約款変更に係る書面決議手続等の見直し

(ア) 投資信託委託会社が投資信託の併合をしようとする場合において、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものであるときは、当該併合に関する書面決議を不要とすることとする。

(イ) 投資信託の併合及び約款変更に関する書面決議に係る受益者数要件を廃止することとする。

(ウ) 投資信託の信託契約期間中に受益者が当該投資信託の償還を請求したときに投資信託委託会社が当該信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じることとする投資信託については、反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を除外することとする。

イ. 運用報告書の「二段階化」

投資信託の運用報告書のうち重要な事項を記載した書面の作成及び受益者への交付を義務付けるとともに、それ以外の記載内容を含めた運用報告書自体については、電磁的方法による提供を可能とすることとする。

(2) 投資法人制度

ア. 資金調達・資本政策手段の多様化

投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、

新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加するとともに、新投資口予約権の創設に係る規定を整備することとするほか、出資総額等からの控除による損失の処理を可能とすることとする。

イ. 「簡易合併」要件の見直し

投資法人の「簡易合併」について、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法人の発行可能投資口総口数から発行済投資口の総口数を控除して得た口数を超えないことという要件に代え、発行済投資口の総口数の5分の1を超えないことを要件とすることとする。

ウ. 役員会の事前同意制度の導入

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で一定の取引が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の役員会の同意を得なければならないこととする。

エ. 国外の特定資産の取得等のための過半議決権保有制限の見直し

登録投資法人が国外の特定資産について、当該特定資産が存在する国の法令の規定その他の制限により、その取得等ができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、過半議決権保有制限の対象外とすることとする。

オ. 投資口発行の差止請求制度の導入

投資主が投資法人に対し投資口の発行の差止めを請求できることとする。

6. 施行期日

この法律は、公布の日から通算して1年以内で政令で定める日から施行することとする。

ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- ① AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し(罰則強化部分)、大口信用供与規制の見直し(潜脱防止部分)については、20日を経過した日から施行。
- ② 金融機関の秩序ある処理の枠組み等については、9月以内で政令で定める日から施行。
- ③ 投資法人の資産調達・資本政策手段の多様化、大口信用供与規制の見直し(潜脱防止部分以外)等については、1年6月以内で政令で定める日から施行。

第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 臨時報告書による開示が必要となる子会社の範囲の適正化

上場企業による不正会計事案において、高額な対価による子会社取得が適時に開示されていないとの問題点が指摘された。このため、M&Aに関する開示を充実させる観点から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、臨時報告書の提出事由として下記の事項を追加した（平成24年10月1日施行）。（資料3-4-1参照）

- ① 提出会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が提出会社の純資産額の15%以上となる時
- ② 連結子会社の業務執行を決定する機関が子会社取得を決定した場合であって、当該子会社取得の対価の額が連結会社の連結純資産額の15%以上となる時

2. 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化

我が国における外国会社の発行開示の負担が海外市場よりも重いとの指摘があった。このため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、継続開示会社でない外国会社が提出する有価証券届出書については、最近5事業年度分の財務書類（うち最近2事業年度分は公認会計士等の監査を受けたもの）の記載に代えて、選択により、最近3事業年度分の財務書類（すべて公認会計士等の監査を受けたもの）の記載を可能とした（24年10月1日施行）。

3. 有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認の取扱いの明確化

「監査における不正リスク対応基準」の設定に伴う環境整備等のため、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認（金融商品取引法第24条第1項等）の取扱いを明確化した。具体的には、おおむね下記の理由により有価証券報告書等を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、提出期限延長の承認を行うこととした（25年6月11日適用）。（資料3-4-2参照）

- ① 天変地異、大規模なシステムダウン等の発生
- ② 民事再生手続開始の申立て等
- ③ 過去に提出した有価証券報告書等に虚偽の記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要であること（その旨を公表している場合に限る）

- ④ 連結財務諸表等に虚偽表示の疑義が発見され、監査人がその内容を確認する必要があること（その旨を公表している場合に限る）
- ⑤ 外国会社が、本国の法令等により、提出期限までに有価証券報告書等の提出ができないこと

4. 私設取引システム（PTS）における取引に係る公開買付規制の適用除外

PTSにおいて上場有価証券の取引を行う投資家の利便性の向上を図る観点から、「金融商品取引法施行令」を改正し、一定の要件を満たすPTSにおける取引について、公開買付規制のいわゆる5%ルールの適用を除外することとした。

具体的には、下記の要件を全て満たすものとして金融庁長官が指定するPTSにおける取引を適用除外の対象として追加している。

- ・ 有価証券の種類、銘柄、価格等が直ちに公表されることとなっていること
- ・ 売買価格の決定方法が競売買方式等であること
- ・ 有価証券を所有する者が当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること

（24年10月31日公布・施行）

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

（1）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、従来から毎年 of 法令改正事項に関する審査等を行っているが、24年3月期以降の有価証券報告書を対象に、新たに有価証券報告書レビューとして、法令改正事項に関する審査等に加えて、特定の事項に着目し（無形固定資産の評価、投資有価証券の評価及び関連当事者取引）、対象企業を抽出した審査を行うことにより、より深度のある審査を行った。また、実施中の有価証券報告書レビューの結果等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点及び25年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表した。（資料3-4-3参照）

（2）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届

出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適切性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

平成 24 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	11 件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると思われる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

24 事務年度には 1 件の警告を発出した。(資料 3-4-4 参照)

Ⅲ EDINET (電子開示システム) の開発状況等

18 年 3 月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL (財務情報等を効率的に処理するためのコンピュータ言語) の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20 年 3 月 17 日に現行システムが稼働した。

なお、24 年度の EDINET へのアクセス件数は、月平均約 2,300 万件を超えている。

24 年度は、XBRL データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえた XBRL の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等を図るための機能の開発を行った(開発期間は 23 年度から 25 年度までの 3 ヶ年。なお、新システム (次世代 EDINET) の稼働は 25 年 9 月の予定)。

IV 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めてきた。

24 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

①	24年7月	監査法人2法人	業務改善命令
②	24年7月	監査法人1法人	戒告
		公認会計士2名	業務停止3月
		公認会計士1名	業務停止1月
③	24年11月	公認会計士1名	業務停止3月
④	24年11月	公認会計士1名	業務停止1月
⑤	24年12月	公認会計士2名	業務停止6月
⑥	24年12月	公認会計士1名	業務停止3月
⑦	25年2月	公認会計士2名	業務停止1月
⑧	25年3月	公認会計士1名	業務停止3月
⑨	25年4月	公認会計士1名	業務停止3月
⑩	25年4月	公認会計士1名	業務停止1月
⑪	25年4月	公認会計士1名	登録の抹消
⑫	25年6月	監査法人1法人	業務一部停止3月、業務改善命令
		公認会計士2名	業務停止3月

(参考)

- ・公認会計士の登録数 : 24,965名 (25年6月末現在)
- ・監査法人の数 : 216法人 (25年6月末現在)

V 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進

1. 短期的な対応（「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会」の開催等）

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に向けた取組みをより一層推進するため、24年11月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会」が開催され、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会・金融4団体の当面の取組みを取りまとめた「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」が改訂された。（資料3-4-5参照）

今回は、アクションプランの主な施策として、組織内会計士のためのネットワーク組織の拡充・強化策及び公認会計士試験合格者等の求人・求職マッチングサイトの更なる利活用を促すための施策が新たに追加された。（資料3-4-6参

照)

これに基づき、経済界に対しての周知活動や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成など、関係団体と連携しながら、合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行った。

2. 中長期的な対応（公認会計士制度のあり方に関するヒアリングの実施）

公認会計士試験・資格制度の中長期的なあり方を検討するため、現行制度における課題等について、幅広く関係者から意見聴取を行った。

第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

1. A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

A I J 事案については、金融実務を踏まえた実効性ある規制及び監督・検査の見直しを検討し、平成 24 年 9 月に金融庁としての案をとりまとめて公表した。この案には、

- ・ 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み
- ・ 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み
- ・ 不正行為に対する牽制の強化
- ・ 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

といった内容を盛り込んだ。

これらのうち、内閣府令・監督指針の改正により対応可能な事項については、同年 12 月に内閣府令等を公布し、25 年 4 月 1 日又は同年 7 月 1 日に施行した。

法律事項については、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25 年 6 月 19 日公布) により整備を行った。

2. 信用取引に係る保証金の見直し

信用取引に係る保証金の算定基準時の合理化を図るため、以下のとおり見直しを行った（24 年 9 月 25 日公布、25 年 1 月 1 日施行）。

(1) 信用取引に係る保証金の引出し等

信用取引について反対売買を行った場合には、その約定時点において、顧客が証券会社に預託している当該信用取引に係る保証金（当該反対売買による損失等を除く）を引き出し、又は新たに行う信用取引に係る保証金として利用すること等を可能とする。

(2) 反対売買による利益の取扱い

信用取引について反対売買による利益が生じた場合には、その約定時点において、当該利益を、信用取引に係る保証金の額に加算し、新たに行う信用取引に係る保証金として利用することを可能とする。

3. 従業員持株会の範囲拡大

従業員持株会の会員の範囲については、上場会社並びにその子会社及び孫会社の従業員とされていたところ、最近の企業再編の実態を踏まえ、これを曾孫会社の従業員まで拡大する等の改正を行った（24 年 12 月 14 日公布、25 年 1 月 1 日施行）。

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. 日本取引所グループの発足と市場統合について

東京証券取引所グループ（以下「東証グループ」という。）は、24年7月11日から同年8月22日にかけて実施した大阪証券取引所（以下「大証」という。）に対する公開買付けにより、同年8月29日付で、大証を子会社化した。

その後、両社は、25年1月1日付で大証を存続会社とする合併等を実施し、統合持株会社「日本取引所グループ」を発足させるとともに、同年1月4日付で同社株式を東京証券取引所（以下「東証」という。）市場第一部に上場した。

今後、日本取引所グループは、大証の現物市場を東証に集約させる現物市場統合（25年7月16日）や、東証のデリバティブ市場を大証に集約させるデリバティブ市場統合（26年3月）等を予定している。

2. 取引所におけるシステム障害

東証において、24年8月7日、デリバティブ売買システムのネットワーク機器にハードウェア障害が発生し、同証券取引所で取り扱うデリバティブ商品全銘柄の取引が出来なくなる事態が発生した。

また、大証において、25年3月4日、デリバティブ売買システムのソフトウェアの不具合により、個別証券オプションを除く先物・オプション取引が出来なくなる事態が発生した。

本件を受けて金融庁は、東証に対しては業務改善命令を、大証に対しては報告命令を発出し、東証及び大証が本件事案を踏まえて策定・報告した各種対応策の迅速かつ確実な実施及び定期的な状況報告等を求め、進捗状況の適切な把握に努めた。

3. 上場会社が会社情報を自社ウェブサイトに掲載する場合における情報管理

24年、証券取引等監視委員会が市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなった。

これを受けて、各証券取引所は全上場会社に対し、24年10月1日、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の情報管理について注意喚起を行い、また、25年3月12日には全上場会社に対し、自社ウェブサイト等のセキュリティに関する自主点検を要請した。

同年4月5日、金融庁と各証券取引所は、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を通知した。併せて、各証券取引所では、上場会社が行った自主点検の結果及び上場規則の改正等を内容とする今後の対応方針を公表し、同年6月29日、改正規則を施行した。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（※1）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について（※2）」を22年1月に公表した。

その後、22年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「22年改正金商法」という。）において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込むとともに、24年5月に関係政令を、同年7月に内閣府令等を公布した。

※1 21年9月のG20 ピッツバーグ・サミットでは、「遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。」旨、合意された。

※2 証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化（日本国債清算機関の態勢強化、貸株取引に係るDVP決済のルール化等）が盛り込まれた。

2. 概要

（1）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

市場関係者・有識者を中心メンバーとして、23年11月に設置した「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ結果を踏まえ、「22年改正金商法」における清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等に係る関係政令・内閣府令等を整備し、24年11月1日に施行した（関係政府令等については、第2部第3章第1節を参照。）。

また、決済システム全般の効率化・安定化に資するよう、取引の透明性・公正性の向上や、約定から決済までの一連の事務を電子化するSTP（Straight Through Processing）化の促進等を図るため、一定の店頭デリバティブ取引について電子取引基盤の利用を義務付ける規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を、24年3月9日に国会に提出し、24年9月6日に可決成立した。

そのほか、日本証券クリアリング機構（JSCC）において、23年7月から業務を開始したCDS取引に係る清算業務に加え、24年10月に円金利スワップ取引、25年2月にユーロ円TIBORを対象とした金利スワップ取引に係る清算業務を開始した。金融庁では、これら対象業務の追加について、その検討・取組みを支援してきた。

（2）国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日公表）を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、国債取引の決済期間のT+1（約定日の1日後に決済）への移行に向けた検討が進められている（T+2への移行は、24年4月に実施）。また、JSCCと日本国債清算機関（JGBCC）は、6月25日、清算態勢の強化及び業務の効率化の観点から、25年10月1日に経営統合する旨を公表した。また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められている。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいても公表し広く周知を行うなど、市場関係者の取組みを支援してきた。

IV 会計基準・監査における国際的動向への対応

1. 会計基準における我が国の対応と国際的動向

（1）我が国における国際会計基準（IFRS）への対応

我が国におけるIFRSへの対応については、21年6月16日に企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」に基づき、22年3月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用が開始されている。

23年6月21日には、「中間報告」以降の国内外における状況変化を踏まえた金融担当大臣談話が公表され、この談話に基づき、同月30日には、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、I

FRSの適用のあり方に関する議論が再開された。

24年7月2日には、この間の約1年間にわたる議論を経て、IFRSの適用のあり方について、今後の議論に資することを目的として議論を整理した「中間的論点整理」が公表された。

IFRSの適用のあり方については、「中間的論点整理」に基づいて、引き続き審議会において議論が行われ、25年6月19日に取りまとめ、6月20日に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表された。

同方針では、単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて我が国がどのように関わっていくのかとの認識の下、まずはIFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとの観点から、IFRSへの対応の当面の方針として、3つの課題（「任意適用の要件緩和」、「IFRSの適用の方法」及び「単体開示の簡素化」）を示している。（資料3-5-1参照）

（2）基準設定主体のガバナンス強化等

金融庁はIFRS財団のガバナンス強化の一環として21年4月に設立されたIFRS財団モニタリング・ボードにメンバーとして参画しており、22年10月から暫定議長国として、25年2月のモニタリング・ボード会議において正式に議長に選任（当庁の河野国際政策統括官；任期は2年）された後は議長国としてとりまとめを行っているほか、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループ（22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置）の議長国も務めている。24年2月には、議長国及び事務局として、IFRS財団と連携しながら、ガバナンス改革に関する報告書を取りまとめた。さらに、25年3月に公表されたモニタリング・ボードのメンバー要件や評価プロセスに基づき、既存メンバーの評価及び新規メンバーの選定を行っている。また、関係者との意見交換のために国際会計基準審議会（IASB）やIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携し、積極的な意見発信を行っている。

また、IASBと各国会計基準設定主体の新しい連携の枠組みとして、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）が設置され、25年4月に第一回会議が開催された。ASAFは12ヶ国・地域の基準設定主体から構成され、25年3月に公表されたメンバーの1つとしてわが国の企業会計基準委員会（ASBJ）が選任されている。（資料3-5-2参照）

なお、IFRS財団は、ロンドン以外で初となるアジア・オセアニア地域のサテライト・オフィスを、24年10月に東京に設置した。

2. 監査におけるわが国の対応と国際的動向

(1) 国際監査基準（ISA）への対応

ISAについては、監査人が遵守すべき必須手続とそれ以外の部分との区分が不明確である等の指摘を受け、国際監査・保証基準審議会（IAASB）において、①各基準の目的の明確化、②必須手続とそれ以外の部分の区分、③監査報告書における記載区分の見直し等を主たる内容とする全面的な見直し作業が進められた（クラリティ（明瞭化）・プロジェクト）。21年3月、作業の完了が公表され、21年12月15日以降開始事業年度に係る監査から適用することとされた。

これに対応し、企業会計審議会では、22年3月、23年6月に、監査基準等を改訂している。

(2) 外国監査法人等の届出制度

我が国では、改正公認会計士法の下で、20年4月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21年9月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方において、金融庁等は、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性、②情報交換の取極め、③相互主義が確保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとされている。（資料3-5-3参照）

これを踏まえ、海外の監査監督当局との間で、報告徴収・検査の相互依拠の前提となる情報交換等の取極め等に係る書簡交換に向けた調整を行っているところ。これまで、23年10月6日に米国公開会社会計監視委員会（PCAOB）と、24年3月23日にカナダ公共会計責任委員会（CPAB）と、24年10月3日にマレーシア監査監督委員会（AOB）と、25年3月26日にオランダ金融市場庁（AFM）との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換した。

また、相互依拠に向けて、諸外国の監査監督制度の同等性評価を行う必要があるところ、評価に関する考え方を「ガイダンス」の形で取りまとめ、24年7月10日に公表した。現在、当該ガイダンスを踏まえ、各国制度の同等性の評価プロセスを実行中である。（資料3-5-4参照）

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-1-1参照）

II 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定

1. 預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業決定までの経緯

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の3政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を計4回開催し、議論を行ってきた。その結果、23年8月26日に公表されたPTの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与（以下「奨学金貸与」）」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成（以下「団体助成」）」の両事業に活用することとし、24年3月21日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める

命令」が公布された（24年4月1日より全面施行）。（資料4-1-2参照）

2. 預保納付金を用いた事業の担い手について

預保納付金を用いた事業の担い手については、23年7月にPTの中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際にあわせて、自らが担い手になることについて関心のある団体の公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々の意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々よりヒアリング・審査等を通じた協力を得て、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、PTにおいて、「公益財団法人 日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定した。

Ⅲ 預保納付金を用いた事業の開始について

担い手が決定した後、24年度中の事業開始に向け、預金保険機構、日本財団、内閣府、財務省、警察庁等の関係省庁とともに詳細な制度設計を進め、24年12月18日に25年度の支援事業を開始（募集開始）した（注）。奨学金事業は25年1月31日に、団体助成事業は同年1月18日に申請の受け付けを締め切り、日本財団において、外部有識者の意見を踏まえつつ審査を行い、両事業の支援先を決定し、同年4月1日から支援を開始した。

（注）支援事業の概要

①犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与

- ・無利子貸与、返済期間は30年以内。
- ・貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10万円／月、大学生：8万円／月、高校生：私立5万円／月、国立・公立3万円／月。

②犯罪被害者等支援団体に対する助成

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1参照）

II 平成24事務年度の開催実績

1. 第28回総会・第16回金融分科会合同会合（24年7月4日開催）

審議会に対し、「インサイダー取引規制の見直し」に関する諮問が行われた。

また、23年3月の諮問事項に関し、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされ、24年1月の諮問事項に関し、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の中間論点整理について報告がなされた。

さらに、同年4月の諮問事項に関し、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」と「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の設置及び審議の状況について、報告がなされた。

その後、最近の金融行政の動向として、「欧州債務危機」及び「金融円滑化法の出口戦略等」について、事務局より説明がなされた。（資料5-1-2～3参照）

2. 第29回総会・第17回金融分科会合同会合（25年2月27日開催）

24年1月の諮問事項に関し、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」、同年4月の諮問事項に関し、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」、同年7月の諮問事項に関し、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」における審議結果について報告がなされた。また、同年4月の諮問事項に関し、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における審議の進捗状況について報告がなされた。

その後、最近の金融行政の動向として、「24年1月の緊急経済対策に盛り込まれた諸施策」及び「国際的な金融規制改革の動向」について、事務局より説明がなされた。（資料5-1-4参照）

3. 第30回総会・第18回金融分科会合同会合（25年6月5日開催）

審議会に対して、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等についての検討」に関する諮問が行われた。

また、新規・成長企業等へのリスクマネー供給に関する議論の状況について、事務局より説明がなされた。

その後、最近の金融行政の動向として、「官民ラウンドテーブルにおける議論の状況」及び「金融経済教育研究会報告書」について、事務局より説明がなされた。（資料5-1-5～6参照）

4. 「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」

24年4月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」が設置された。同年5月以降、14回にわたり、①外国銀行支店に対する規制、②大口信用供与等規制、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④我が国金融業の更なる機能強化のための方策について審議を重ね、25年1月25日、報告書が取りまとめられた。（資料5-1-7参照）

5. 「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」

24年4月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」が設置された。同年6月以降、16回にわたり、①保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方、②必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方について審議を重ね、25年6月7日、報告書が取りまとめられた。（資料5-1-8参照）

6. 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」

24年7月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」が設置された。同月以降、7回にわたり、①情報伝達・取引推奨行為に対する規制等、②「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し、③近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し、④インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組みについて審議を重ね、同年12月25日、報告書が取りまとめられた。（資料5-1-9参照）

7. 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」

24年1月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」が設置された。同年3月以降、13回にわたり、①投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等、②投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等といった観点から投資信託・投資法人の見直しについて審議を重ね、同年12月7日、報告書が取りまとめられた。（資料5-1-10参照）

8. 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」
- 25年6月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置された。同月、第一回会合が開催され、①新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方、②事務負担の軽減など新規上場の推進策、③上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し、④その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討が開始された。(資料5-1-11 参照)

第2節 官民ラウンドテーブル

I 経緯

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と、第1回官民ラウンドテーブル（平成24年9月25日）及び第2回官民ラウンドテーブル（25年5月13日）を開催した。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものである。

II 議論の状況

1. 第1回官民ラウンドテーブル（24年9月25日開催）

「我が国企業・金融機関の国際展開の拡充」、「中小企業金融の向上」、「高齢化社会に対応した金融サービスの向上」の3つのテーマについて、官民双方の実務家がアドホックな作業部会を作り、自由闊達に議論を深めて行くことが合意された。（資料5-2-1参照）

2. 第2回官民ラウンドテーブル（25年5月13日開催）

第1回官民ラウンドテーブルにおいて設置された3つ作業部会の検討結果が報告され、公表することが承認された。今後、各作業部会の検討結果を受けて実行に移された新たな取組みは、次回以降の官民ラウンドテーブルにおいて、参加機関が相互に紹介し合い、共有することとされた。

また、新たに、「地域における新産業等の育成と金融の役割」と「資金決済サービスの向上」の2つのテーマについて作業部会を立ち上げ、官民双方の実務家が議論を深めていくことが合意された。これら2つの作業部会の検討結果は、半年後を目途に再び開催される官民ラウンドテーブルにおいて、報告される予定である。（資料5-2-2参照）

第3節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-3-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料5-3-2参照）

平成25年1月9日、17日に、第131回・第132回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われた。

第131回自賠審において損害保険料率算出機構から報告された23年度の料率検証結果では、24年度の予定損害率120.4%、25年度の予定損害率120.3%と、23年4月の料率変更時に想定していた予定損害率119.4%と大きな乖離は生じておらず、当初の想定どおり、25年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが示された。

これらを踏まえ、今後の料率水準については、同年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う本来の料率水準に戻ることが適当との方向性が示された。

第132回自賠審においては、第131回自賠審で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出がなされた新たな基準料率が、同年4月1日から適用されることについて答申がなされた。

新たな基準料率は、全車種平均で13.5%の引上げとなり、例えば自家用乗用車2年契約で27,840円（現行基準料率は、24,950円であり、引上げ率は+11.6%）。

この他、第131回自賠審においては、運用益事業の見直しのほか、同年度の自動車安

全特別会計の運用益の使途、民間保険会社の運用益の使途及びJA共済の運用益の使途等について報告がなされた。

また、第132回自賠審においては、自賠責保険事業に係る認可のほか、自賠責保険事業を行う各共済組合が、自賠責共済規程の一部を、基準料率の届出に伴い変更することについて、各所管省庁が行う承認・認可に対して同意することについて、異議はない旨の答申がなされた。

(注) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

第4節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義 専修大学教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-4-1参照）

（注）会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

II 24事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における審議状況

24年7月2日には、IFRSの適用のあり方について、今後の議論に資することを目的として議論を整理した「中間的論点整理」が公表された。

その後、「中間的論点整理」に基づいて、引き続きIFRSへの対応のあり方について議論が行われ、25年6月20日には「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」が公表された。

同方針では、単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて我が国がどのように関わっていくのかとの認識の下、まずはIFRSの認定適用の積上げを図ることが重要であるとの観点から、IFRSへの対応の当面の方針として、3つの課題（「任意適用の要件緩和」、「IFRSの適用の方法」及び「単体開示の簡素化」）を示している。（前掲資料3-5-1参照）

2. 監査部会（部会長：脇田良一 名古屋経済大学大学院教授）における審議状況

我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。こうしたことから、24年5月から監査部会を開催し、会計不正等に対応した監査手続等のあり方について審議を行った。25年3月26日に「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を取りまとめ、「監査における不正リスク対応基準」を新設した。

近時相次いでいる不正による不適切な事例に対して、現行の監査基準では、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況等があるような場合に、どのように対応すべきかが必ずしも明確でなく、実務にばらつきが生じているという指摘等がある。このため、上記の「監査における不正リスク対応基準」では、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化するとともに、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めており、①職業的懐疑心の強調、②不正リスクに対応した監

査の実施、及び③不正リスクに対応した監査事務所の品質管理を求めている。(資料
5-4-2参照)

第5節 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議

I 経緯

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)は、平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により制度化され、22年4月に施行された。その際、同法附則において、法施行後3年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融ADR制度の在り方等について検討を行うべきことが規定された。

法施行から約2年半が経過し、現在、8つの指定紛争解決機関が紛争解決等業務に従事しているが、23年度の8機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の申立件数は、各々合計で7,093件(前年度比32%増)及び1,981件(同137%増)となる等、活用実績は順調に伸びており、利用者のトラブル解決に一定の役割を果たしてきている。他方、指定紛争解決機関に対しては、運用面で改善すべき点がある等の指摘もある。

こうした中、金融ADR制度を、より一層、利用者利便の向上に資するものとするため、上記附則の規定も踏まえ、各指定紛争解決機関の業務の遂行状況の検証や金融ADR制度の在り方等について検討を行う必要がある。

このため、金融庁総務企画局長のもとに、金融ADR制度に関する有識者をメンバーとする「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」を設置した。(資料5-5-1参照)

II 議論の取りまとめ

24年11月に「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」を設置し、指定紛争解決機関の業務遂行状況の検証や制度の在り方等について議論を行い、25年3月8日、報告書を取りまとめ、公表した。

報告書においては、現状の金融ADR制度の活用状況について、積極的に評価されている一方、利用者の信頼性向上、各指定紛争解決機関間の運用面での整合性確保及び関係機関の連携強化などについて課題が示された。(資料5-5-2参照)

第6節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-6-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで45回の協議会を開催してきた。（資料5-6-2参照）

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定等

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14年4月25日）した。

（2）モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。（資料5-6-3参照）

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを

踏まえた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が20年6月24日とりまとめられた。（資料5-6-4参照）

3. 第44回金融トラブル連絡調整協議会

24年11月22日、第44回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置及び指定紛争解決機関の業務実施状況（24年度上半期）を報告するとともに、指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析及び金融機関に対するフィードバックの状況について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-1及び資料5-6-5参照）

4. 第45回金融トラブル連絡調整協議会

25年6月3日、第45回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、金融ADR連絡協議会の設置及び指定紛争解決機関の業務実施状況（24年度）を報告するとともに、「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ及び「指定紛争解決機関向けの監督指針（案）」について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-2及び資料5-6-6参照）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）

1. 経緯等

「緊急経済対策」は、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す観点から、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略に向けた取組みの第一弾として策定された。

「緊急経済対策」では、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3重点分野とともに、「潜在力の発揮を可能とする規制改革」、「為替市場の安定に資する施策」に資する具体策が示されている。

2. 金融庁関連の施策（資料6-1-1参照）

「緊急経済対策」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援

○「地域経済活性化支援機構」の設立

事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行う。

○金融機関による中小企業への円滑な資金供給・経営改善支援

- ・中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化
- ・財務局への「中小企業等金融円滑化相談窓口」（仮称）の設置
- ・金融機関による中小企業の経営支援に関する取り組み状況の定期的な公表

○個人保証制度の見直し

中小企業の創業や早期の事業再生の促進、担保・保証に過度に依存しない融資等を促進する観点から、経営者本人保証を限定的にする施策の検討を進める。

○動産・売掛金担保融資（ABL）の活用促進

「在庫」（動産）や「売掛金」などを積極的に担保として活用することで、企業の資金調達手段の多様化を図るため、金融検査マニュアルの運用を明確化。

(2) 金融・資本市場の活性化等

○アジア No.1 市場の構築

- ・「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進
- ・投資法人（J-REIT）市場の活性化に向けた環境整備

○金融経済教育の推進

様々な民間団体等が行っている金融経済教育について、より適切な内容となるよう推進を図る。

○アジアの金融インフラ整備支援

日本企業の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を行う。

○NISAの拡充及び金融所得課税の一本化（金融商品間の損益通算範囲の拡大等）

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大し、デフレ脱却を後押しする観点から、NISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を拡充する。

第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み

I 「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定。以下「再生戦略」という。）

1. 経緯等

「再生戦略」は、東日本大震災を受けて、「新成長戦略」を再編・強化するとともに、その取組を被災地の復興につなげていくために策定されたもの。

「再生戦略」では、具体的な取組みとして、11の戦略と38の重点施策が盛り込まれるとともに、「グリーン（エネルギー・環境）」、「ライフ（健康）」及び「農林漁業（6次産業化）」の3分野と、「担い手としての中小企業」を加えた4つの優先プロジェクトが掲げられた。優先プロジェクトの実現のために、府省横断的な横割りの予算配分の徹底など、限られた政策財源が優先的に配分されるほか、進捗管理の徹底やそれに基づく施策の見直しが図られることとされている。

2. 金融庁関連の施策

「再生戦略」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が「重点施策」に盛り込まれている。

（1）中小企業戦略

○金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援

（2）金融戦略

○国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

○政策金融・官民連携による資金供給の拡大

○アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

II 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定。以下「再興戦略」という。）

1. 経緯等

「再興戦略」は、今後10年間の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を実現することを目指して、これまで澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かすために、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」に次ぐ第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」として策定されたもの。

「再興戦略」では、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのアクションプランを策定している。また、これまでの成長戦略と異なり、各アクションプランにおいて、達成すべき「成長目標」、「成長目標」を実現するために必要な個別施策を方向性、手段（法律改正、予算要求、税制改正等）、実施時期等を可能な限り明確化している。

2. 金融庁関連の施策（資料6-2-1参照）

「再興戦略」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1) 日本産業再興プラン

イ. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

○資金調達が多様化

クラウド・ファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。

NISA（少額投資非課税制度）の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。

○個人保証制度の見直し

法人の事業資産と経営者個人の資産を明確に分離されている場合等一定の条件を満たす場合には、経営者の保証を求めないこと等のガイドラインを策定する。

○コーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について検討を進め、年内にとりまとめる。

証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化に繋がる取組みを働きかける。

ロ. 立地産業力の更なる強化

○金融・資本市場活性化策の検討

「金融・資本市場活性化WG」を設置し、市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

(2) 国際展開戦略プラン

○アジアの金融インフラ整備支援

中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ整備（法制度や決済システム等）の技術支援を促進する。

第3節 金融に関する税制

I 平成25年度税制改正について

平成25年度税制改正要望にあたり、

- ・ 国民の資産形成を支援する観点からのNISA（少額投資非課税制度）の拡充等の金融証券税制の抜本的見直し
- ・ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の再生支援を図る観点からの企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充等

をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

要望を取りまとめるにあたっては、金融庁ホームページにおいても広く税制改正に係る意見を募集したところであり、計239件の意見が寄せられた。

本要望の結果、平成25年度税制改正大綱（25年1月29日閣議決定）において金融証券税制の抜本的見直しに係る改正を中心に様々な措置が認められた（資料6-3-1参照）。主要な措置は以下のとおり。

1. NISA（少額投資非課税制度）の拡充等

NISAについては、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 毎年100万円までの非課税投資を行うことができる期間（投資可能期間）を平成26年1月から平成35年12月までの10年間（改正前は平成26年1月から平成28年12月までの3年間）に拡充（ただし、毎年の投資に係る非課税期間については、最長5年間とする）。

2. 金融所得課税の一体化

金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されているほか、公社債等と上場株式等とで課税方式に差異があることを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更（公社債等の課税方式を上場株式等の課税方式と同一化）。
- ・ その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大。
- ・ デリバティブ取引を含む金融所得課税の更なる一体化については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載。

3. 中小企業の再生の円滑化を図るための措置の拡充

中小企業の再生を支援する観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド（※）による債権放棄も「企業再生税制」適用の要件の対象とする特例を設ける。

※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定。

- ・ 「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満の資産等であってもその評価損の計上を認める。
- ・ 経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、自ら経営する企業の再建のために事業に供している私財を提供した場合、譲渡益を非課税とする。

II NISA（少額投資非課税制度）に係る取組みについて

NISA（少額投資非課税制度）は、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年100万円を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度であり、平成26年1月より導入される。

このため、金融庁では、26年1月の制度開始に向け、投資家・金融機関による円滑な導入、及びその後の普及・定着に向けて、様々な取組みを進めていくこととしている。

・ 監督指針の改正に向けた検討

金融機関において、NISAの制度趣旨を踏まえたサービスの提供が行われることを確保するため、顧客の金融リテラシー向上への取組みを含む顧客への説明態勢の整備、制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供等を内容とする、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の一部改正を行うこととし、25年6月、改正案に関する意見公募（パブリック・コメント）を開始した。

・ 周知・広報活動の実施

制度の概要やQ&Aを金融庁ウェブサイト公表するとともに、各種講演の機会や雑誌・インターネット等の様々な媒体を通じた広報活動を実施するなど、制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めた。（資料6-3-2参照）

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成25年1月に新たに設置された「規制改革会議」（民間委員で構成される審議会）を中心に議論が進められた。その結果、政府の対応方針が、「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定）等の形で取りまとめられた。

24事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
24年7月	▽「規制・制度に係る方針」を閣議決定（10日） ・行政刷新会議の下の「規制・制度改革委員会」における規制・制度改革に関する検討の結果を踏まえて定められたもの。「規制・制度に係る方針」に盛り込まれた項目については、各府省が早期に措置し、内閣府がその内容及び進捗状況を四半期毎に確認し、公表することとされている。
10月	▽規制・制度改革委員会に、「経済活性化WG」及び「グリーンWG」を設置（4日） ▽「規制・制度改革に関する規定事項のフォローアップ調査」を公表（4日）
25年1月	▽規制改革会議を設置（23日）
4月	▽「規制・制度改革に関する閣議決定事項のフォローアップ」の公表（1日）
6月	▽「「規制改革ホットライン」で受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答」（5月31日提出分まで）を公表 ▽規制改革会議において「規制改革に関する答申」を内閣総理大臣に提出（5日） ・規制改革会議において、我が国の成長戦略を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急独活の高い規制改革から優先的に検討した結果を取りまとめ。 ▽「規制改革実施計画」を閣議決定（14日） ・「規制改革に関する答申」を踏まえ、政府として、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。

（注）24年事務年度前半においては、「行政刷新会議」及びその下に設けられた「規制・制度改革に関する分科会」（23年5月24日「規制・制度改革委員会」へ名称変更）を中心に議論が進められた（24年12月26日に廃止）。その結果、政府の対応方針が「規制・制度に係る方針」（24年7月10日閣議決定）等の形で取りまとめられた。

2. 「規制・制度改革に係る方針」等における金融庁関連の施策

○「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定）

規制改革会議では、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討され、その結果が「規制改革に関する答申」（25年6月5日）として総理に提出された。それを踏まえて、「エネルギー・環境分野」、「保育分野」、「健康・医療分野」「雇用分野」及び「創業等分野」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管に関する施策としては、次の施策が盛り込まれている。

【平成25年度検討・結論とされた事項】

- ・クラウド・ファンディングの活用
- ・新規上場時の企業情報開示の合理化
- ・グリーンシート制度の見直し
- ・プレ・マーケティング等の概念の整理
- ・新規上場時における最低株主数基準などの緩和
- ・有価証券発行までの期間の短縮等
- ・虚偽記載等に係る賠償責任の見直し
- ・大量保有報告制度の見直し
- ・総合取引所の実現に向けた取組の促進
- ・行為規制の整備

II 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第1項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。最終変更：25年6月18日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地域活性化統合事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料6-4-1参照）

2. 地域再生計画の認定

24事務年度において、内閣府地域活性化推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第23回<24年10月15日～11月6日>、第24回<25年2月4日～15日>、第25回<25年5月2日～24日>）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第5節 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

I 経緯等

1. 中小企業金融円滑化法の最終延長

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。）については、23年3月末にその期限が1年間延長されたが、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、金融機関による金融円滑化への取組みは定着してきていた。一方、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業も存在しているなどの問題を指摘する声もあった。これらの点を勘案し、金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための環境整備を円滑に進めていくため、24年3月末に、最終延長として、その期限を25年3月末まで1年間再延長するための改正法案が成立・施行された。

2. 中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るための環境整備

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業金融の円滑化を図るとともに、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るための環境整備として、以下のような施策が推進されてきた。

(1) 中小企業の経営支援のための政策パッケージの推進

24年4月20日、関係府庁と連携して、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定・公表し、政策パッケージに掲げられた各種施策を推進してきた。（資料6-5-1参照）

(2) 中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等の公表

中小企業金融円滑化法が期限（25年3月末）を迎えるにあたり、借り手や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について寄せられていた様々な問合せに広く答えるため、24年11月1日、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針等に関し、金融担当大臣談話を公表した。（資料6-5-2参照）

II 総合的な対策の概要

1. 上記のような環境整備等に加えて、中小企業金融円滑化法が期限（25年3月末）を迎えるに当たり、関係省庁と連携し、以下の4つを柱とする総合的な対策を策定し、推進している。（資料6-5-3～4参照）

(1) 政府全体として円滑化法の期限到来に対応する体制の構築

① 関係省庁が連携して「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」

を設置（25年3月22日第一回会合開催、同年4月18日第二回会合開催、同年5月30日第三回会合開催）。（資料6-5-5参照）

（2） 金融機関による円滑な資金供給の促進

- ① 同年3月29日、金融検査マニュアル・監督指針を改正し、「金融機関は、中小企業や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めることが求められる」旨を明記（同年4月1日施行）
- ② 同年2月に改正された地域経済活性化支援機構法において、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨が規定（同年3月18日施行）
- ③ 金融機関に貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示及び当局への報告を要請（同年3月29日）
- ④ 24事務年度監督方針及び検査基本方針を改正し、金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み状況を検証する際の着眼点を明示（25年4月30日）

（3） 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- ① 25年3月29日、金融検査マニュアル・監督指針を改正し、「金融機関は、中小企業等の経営改善を最大限支援していくことも求められる」旨を明記（同年4月1日施行）
- ② 25年3月29日、銀行法施行規則等を改正し、金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況を公表するよう義務付け（同年3月31日施行）
- ③ 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国の認定支援機関（※）が計画策定を支援

（※）24年8月末に施行された中小企業経営力強化支援法（改正新促法）に基づき、財務及び会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士等）を「経営革新等支援機関」として国（経済産業局及び財務局（一部、金融庁））が認定するもの。認定経営革新等支援機関が、中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等、中小企業に対して専門性の高い支援を実施することにより、中小企業の経営力強化を図る。

なお、25年6月30日現在、11,156件の経営革新等支援機関を認定（うち金融機関462件）。

- ④ 年間数千件程度の再生計画策定支援を確実に実施するため、各都道府県の協議会及び全国本部の専門人員の抜本的増員等、中小企業再生支援協議会の機能強化
- ⑤ 企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第1号）により、企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組し、直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能（専

門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加する等の機能拡充(同年3月18日施行)

- ⑥ 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰りを支援
- ⑦ 全都道府県に中小企業支援ネットワークを構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

(4) 個々の借り手への説明・周知等

- ① 金融機関に対して円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを中小企業等に説明するよう要請
- ② 円滑化法終了後も金融機関や金融庁の対応が不変であること等を、商工会、税理士会、日本公認会計士協会、行政書士会等を通じ、中小企業等に対して幅広く説明
- ③ わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業等に対する広報を実施(資料6-5-6~7参照)
- ④ 経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し(25年3月6日)、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請
- ⑤ 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施(2月~3月、4月~6月)
- ⑥ 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」(同年2月25日運用開始)、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置(同年3月8日運用開始)し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

第6節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた。（資料6-6-1～5参照）

これを踏まえ、同年8月1日にガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。

同年10月26日には、ガイドライン運営委員会において仮設住宅等に入居している個人債務者の債務免除を進めるべく、ガイドラインの運用の見直しが決定された。（資料6-6-6参照）

24年1月25日には、仙台地裁の破産手続に関する事例を踏まえ、ガイドライン運営委員会が、ガイドライン上の自由財産たる現預金の範囲を法定の99万円から500万円を目安に拡張する旨を公表した。（資料6-6-7参照）

さらに、同年12月19日、申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上、自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産をガイドラインの運用上の自由財産として取り扱う運用の見直しを公表した。（資料6-6-8参照）

金融庁においては、このような民間の取組を支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

また、同年7月24日、金融庁より金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリット等を丁寧に説明すること、被災者の状況に応じて、ガイドラインの利用を、金融機関の側から積極的に勧めること等を要請している。（資料6-6-9参照）

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（25年6月28日時点）

- ・ 個別の相談件数：4,421件
- ・ 債務整理に向けて準備中：約965件
- ・ 成立件数：412件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び

産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、両機構の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促している。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進については、復興庁・中小企業庁と連携し、24年7月17日に被災事業者支援の推進策を策定・公表するとともに、同年7月24日に金融機関に対して、被災事業者へ同機構の役割・機能等について丁寧に説明することや同機構の積極的な活用を検討することなどについて要請を行った。

(参考)

(25年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	63先	44先	16先	8先	6先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	24年2月22日設立
支援決定	213先

3. 「資本性借入金」の積極的活用について

(1) 改定の趣旨・経緯

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められている。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、23年11月22日、「『資本性借入金』の積極的活用について」を公表し、金融検査マニュアルの運用の明確化（「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の改定）を行った。

(2) 改定の概要等

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」（「資本性借入金」）について、「資本」とみなすことができる「条件」を、次のとおり明確化した。

①従来の「FAQ」では、特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「資本性借入金」とみなすことができる旨が記載されていたが、「資本性借入金」とみなすことができる「条件」を直接明記することとした。

②具体的には、

- ・ 「償還条件」については、これまでは、「15年」の制度のみが例示されていたが、これを「5年超」と明記した。
- ・ 「金利設定」については、これまでは、「業績悪化時の最高金利が0.4%」の制度のみが例示されていたが、「『事務コスト相当の金利』の設定も可能」と明記した。
- ・ 「劣後性」については、これまでは、「無担保」の制度のみが例示されていたが、一定の要件を満たせば、「必ずしも『担保の解除』は要しない」ことを明記した。

また、「資本性借入金」の積極的活用について一層の周知徹底を図るため、検査局職員が、先ずは、被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城）を訪問して金融機関等を対象とした説明会を開催し、その後、順次、被災地以外の他の地域についても説明会を開催した。

さらに、全国の財務局において、中小企業者を対象とした説明会を開催した。

(参考1) 金融機関等を対象とした説明会で出された質問事項を踏まえて、24年2月17日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」に、以下のような新たな質問・回答を追加した。

具体的には、

- ①「資本性借入金」と認められるために必要な「劣後性」に関して、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合とは、例えば、既存の担保付借入金を「資本性借入金」に転換しようとする事例において、「転換時の担保評価額で、一部でも担保からの回収を見込むことができるような場合」などが該当すること、
 - ②他の金融機関からの借入金を「資本性借入金」とみなす場合には、「当該借入金の条件が、その後変更されることも考えられることから、例えば、債務者から決算書を徴求する際に条件変更の有無を確認するなどして、条件が満たされているか否かをチェックする必要」があること、
- 等について、明確化を図った。

(参考2) 「『資本性借入金』の積極的活用について」を踏まえ、同年4月6日、中小企業再生支援協議会の活動を支援する全国的組織である中小企業再生支援全国本部が、「中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』」について、条件等の見直しを公表した。

これを受けて、金融庁では、同日（同年4月6日）付で、この「中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』」が、金融検査マニュアル上の「資本性借入金」の条件を満たすことを「FAQ」において明確化した。

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、以下の通り、2金融機関に対して資本参加（合

計 400 億円) を実施した。(資料 6-6-10 参照)

24 年 9 月実施 : 東北銀行 (100 億円)

24 年 12 月実施 : じもとホールディングス (きらやか銀行) (300 億円)

Ⅲ その他

○金融上の措置の周知等

24 年 7 月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請 (資料 6-6-11 参照) を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、以下のとおり、被災地を訪問し、施策の周知を図るとともに、地元行政機関や金融機関等との意見交換等を行った。

(1) 麻生金融担当大臣による福島県及び宮城県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施した (25 年 1 月 16 日)。

(2) 寺田内閣府副大臣による宮城県訪問

地元中小企業団体や地元金融機関と意見交換会を実施した (同年 2 月 20 日)。

(3) 島尻大臣政務官による宮城県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施するとともに、被災企業を視察した (同年 1 月 18 日)。

第7節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成22年3月30日、22年度から26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。

「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、それぞれについて今後5年間に講ずべき具体的な施策が掲げられている。

II 「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価

1. 工程の明確化

「消費者基本計画」においては、「消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化」することとされており、22年9月、「消費者基本計画」の各施策について、工程表が作成された。

2. 検証・評価

「消費者基本計画」においては、同計画を実効性のあるものとするために、盛り込まれた具体的な施策の取組状況について、毎年度、十分な検証・評価を行うこととされている。このため、「消費者基本計画」の各施策につき、消費者委員会、消費者団体等から寄せられた意見も踏まえて検証・評価が行われ、その結果は、25年6月、「平成24年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。

また、「消費者基本計画」においては、検証・評価により必要となる「消費者基本計画」の見直しについて、閣議決定を行い公表することとされている。このため、上記の検証・評価の結果を踏まえた見直しが行われ、25年6月28日、「消費者基本計画」の改訂版が閣議決定された。

III 「消費者基本計画」における金融庁関連の施策

「消費者基本計画」の改訂版には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6-7-1参照）

【重点施策】

（1）消費者教育の推進

- ① 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定
- ② 地方公共団体における推進計画策定及び消費者教育推進地域協議会設置の取組を推進・支援

- (2) 詐欺的な投資勧誘等の被害の未然防止・拡大防止等
 - ① 金融商品取引法等の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行
 - ② 犯罪収益移転防止法等の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツール対策の強化
 - ③ 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築

【具体的施策】

- (1) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
 - ① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施
 - ② 金融商品取引業者等について、投資家保護上必要な行政対応の実施
 - ③ 未公開株取引等を利用した詐欺的商法に関する取締りの強化
 - ④ CO2 排出権取引への投資に係る諸問題についての検討
 - ⑤ 無登録業者等による未公開株の販売等に関する裁判所への差止命令の申立て
 - ⑥ 消費者信用分野における諸問題についての検討
 - ⑦ 不正利用口座に関する金融機関等への情報提供の状況の公表、「預保納付金の具体的な使途について」に基づく適切な対応
 - ⑧ 偽造キャッシュカードによる被害防止に向けた注意喚起の実施、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
 - ⑨ 振り込め詐欺被害の未然防止、拡大防止、被害回復に向けた金融機関の取組みの促進
- (2) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
 - ① 学校における消費者教育に対する支援
 - ② 社会教育施設等地域における消費者教育の推進
- (3) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
 - ① 審議会の性格等に応じた生活者・消費者を代表する委員の選任
 - ② 消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備
- (4) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
 - ① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施（再掲）
 - ② 金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施
 - ③ 金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の検討・拡充

第8節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日 金融庁）に「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」が、更に、消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）においても「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が盛り込まれているとおり、政府全体としてのその重要性が認識されているところである。（資料6-8-1参照）

II 金融経済教育研究会等

1. 金融経済教育研究会報告書の公表

サブプライム問題を契機とした先般の金融危機を踏まえ、G20やOECDにおいても、金融リテラシーの向上が、利用者保護や金融システムの安定を実現していく上で重要との認識が共有され、欧米各国において、金融経済教育の取組みが強化されている。

このため、金融経済教育の現状をあらためて、把握するとともに、我が国における金融経済教育の今後のあり方について検討を行うこととし、24年11月、金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置、議論を重ね、25年4月30日、報告書を公表した。（資料6-8-2参照）

2. 今後の進め方

今後の金融経済教育の推進にあたり、金融庁を中心とする関係当局がより積極的に役割を果たすことが必要である。

こうしたことから、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）され、25年6月7日に、第1回が開催された。

同会議において、「平成25年度の金融経済教育推進にかかる取組方針」が関係者に示され、報告書において指摘された主な課題について、役割分担と実施スケジュールが確認されたところである。今後、「平成25年度の金融経済教育の推進にかかる取組方針」に沿って、各課題の実施主体が具体的な検討を行い、半年後を目処に各実施主体が同会議に中間報告を行った上で、約1年後に同会議に最終報告または作業の進捗状況報告を行うこととなる。

3. 消費者教育との連携について

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、24年12月、消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が施行されている。

政府は、25年度から29年度までの5年間を対象として、消費者教育の推進の意義

及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者施策との連携に関する事項を定めるとともに、都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして、推進法第9条に基づき「基本方針」を定めることとされている。

金融経済教育は消費者教育の重要な要素であり、消費者庁と連携して推進する必要がある。

このため、金融経済教育研究会報告書において、「基本方針」に「金融経済教育を位置付け、その後、自治体で策定される「推進計画」にも金融経済教育が盛り込まれ、多様な主体の連携による教育が推進されるよう促していくことが有効である」とされている。

こうしたことを踏まえ、「基本方針」に、金融経済教育に関する記述がなされている（平成25年6月28日閣議決定）。（資料6-8-3参照）

Ⅲ 金融経済教育の具体的な取組み状況

1. ガイドブック等の作成・配布

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」について、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布した。また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、事例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「事例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。（資料6-8-4参照）

2. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起をすることをテーマとしたシンポジウムを高松市、札幌市、さいたま市、熊本市、金沢市、福岡市の計6箇所で開催した。（資料6-8-5参照）

3. 金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。

4. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（24事務年度 17件）。（資料6-8-6参照）

5. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（24事務年度 15件）。（資料6-8-7参照）

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

③ 買取り期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、29年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、24事務年度（24年7月～25年6月末）において、機構は、2,054億円（買取り再開後の累計9,191億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融監督等

第8章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求めるなどして、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。国際的な議論も踏まえ、特に、国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関に対してより一層深度ある監督を行っている。

II オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1) 預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるなど経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成24事務年度においては、主要行等と中小・地域金融機関に関しては、「平成24事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

(2) 保険会社等

毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求めるなど財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、24 事務年度においては、「平成 24 事務年度保険会社等向け監督方針」を策定し、①保障・補償機能の適切な発揮、②リスク管理の高度化の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

(3) 金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告（事業報告書等）のほか、金融商品取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、24 事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成 24 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

2. リスク分析の高度化

24 事務年度においては、金利を含むマクロ経済の動向等が金融システムや個々の金融機関の財務に及ぼす影響やリスクについて、フォーワード・ルッキングに特定・把握するとともに、分析した情報を監督行政に活用するなど、行政のリスク感応度を高めた。例えば、金融機関からの徴求資料やヒアリングに基づいて得た情報について蓄積・分析するとともに、市場関係者との意見交換の結果やマクロ経済・金融資本市場に係る各種指標なども加味しつつ、金融機関のリスク特性についてのタイムリーな把握に努めた。その上で、各金融機関において、そのリスク特性に見合った適切なリスク管理が行われるよう、ヒアリングでの情報提供等を通じて促した。

3. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。

預金取扱金融機関、保険会社等及び金融商品取引業者をシステムの運用対象として、データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上を図りつつ、24 事務年度は金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、既存の様式改正などのシステム改修を実施した。

Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料 8-1-1 参照）

10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながるこ

と、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信託を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの

厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 ：4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 ：6%未満3%以上 【総自己資本比率】 ：8%未満4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 ：2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 ：3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 ：4%未満2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 ：1.13%未満0%以上 【Tier1比率】 ：1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 ：2%未満0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 ：0%未満 【Tier1比率】 ：0%未満 【総自己資本比率】 ：0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年3月31日より段階的に適用し、27年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

24事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件

(注) 労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

IV 早期警戒制度について

1. 趣旨（資料 8-1-2 参照）

14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めるとして、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の 3 つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、19 年 3 月末から実施されたバーゼルⅡの第 2 の柱への対応として、18 年 3 月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19 年 4 月より実施）を含む早期警戒制度の規定

の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。(資料8-1-3参照)

第2節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8-2-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8-2-2参照）

24事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	3件【1件】
② 協同組織金融機関	:	1件【0件】
③ 金融商品取引業者等	:	45件【19件】
④ 保険会社等	:	0件【0件】
⑤ 貸金業者	:	0件【0件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式支払手段発行者	:	1件【1件】
⑧ 資金移動業者	:	2件【1件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第3節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。同年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、同年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。

また、日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においても、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ25年4月、6月に策定・公表した。

第4節 金融コングロマリット監督

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

平成25年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、125グループ、それらを構成する金融機関（銀行、保険会社、証券会社等）は329機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第5節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

平成25年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(平成25年6月30日現在)

指定日	機関名	業務の種別
22. 9. 15	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
22. 9. 15	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
22. 9. 15	社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
22. 9. 15	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
22. 9. 15	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
22. 9. 15	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
22. 9. 15	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
23. 2. 15	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、24事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

- (1) 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（24年7月6日）
「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の一部及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う所要の改正を行った（24年7月9日より適用）。
- (2) バーゼル3に係る自己資本比率告示（国際統一基準）の改正に係る改正（24年8月7日）
24年3月30日に「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表したことを受け、当該告示改正に係る内容等について、早期是正措置に関する省令等及びQ&Aと併せて監督指針についても一部改正を行った（25年3月31日より適用）。
- (3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（24年11月28日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が25年4月に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から所要の改正を行った（25年4月1日より適用）。
- (4) 金融安定化理事会（FSB）合意等を踏まえた金融機関の再建・処理計画に係る改正（25年2月7日）
23年11月のFSBにおける合意（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）等を踏まえ、金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明らかにする観点から、所要の改正を行った。
- (5) 早期是正措置に関する省令等の一部改正に係る改正等（25年3月8日）
24年8月7日に「早期是正措置に関する省令等の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表したことを受け、当該告示改正に係る内容等につい

て、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示と併せて監督指針についても一部改正及びその他の改正を行った（25年3月31日より適用）。

(6) 自己資本比率規制（第1の柱及び第3の柱）に関する告示の一部改正に係る改正（25年3月28日）

24年12月7日に「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表したこと及び25年3月28日に「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表したことを受け、当該告示改正に係る内容等について、自己資本比率規制（第1の柱及び第3の柱）に関する告示及び金融検査マニュアルと併せて監督指針の一部改正を行った（25年3月31日より適用）。

(7) 中小企業金融円滑化法の期限到来に係る改正（25年3月29日）

中小企業金融円滑化法の期限が25年3月末に到来するに当たり、同法の期限到来後も、金融機関が、①貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるとともに、②中小企業等に対する経営支援に積極的に取り組むよう促すため、監督指針等の改正を行った（25年4月1日（一部3月31日）より適用）。

(8) 事業用不動産の賃貸等を行う要件の明確化に係る改正（25年6月21日）

業界団体からの規制緩和要望等を踏まえ、事業用不動産の賃貸等を行う要件を明確化するため、所要の改正を行った。

2. 24事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料9-1-1参照）

24事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。

(1) 金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢、特に、本事務年度は、不確実性の高まる足もとの欧州情勢や、本事務年度が中小企業金融円滑化法の最終年度の1年であること、東日本大震災やその後の原子力発電所事故で被災した地域については、引き続き被災地・被災者の実情に配慮した中長期的・継続的な支援が期待されていることに十分留意することが必要であるとの認識で臨んだ。

(2) 円滑な金融仲介機能の発揮

東日本大震災に対する金融面からの対応に関しては、昨事務年度に引き続き、①債務者の実情に応じて、貸付条件の変更等の相談や申込みに適切に対応しているか等を確認するとともに、②いわゆる二重債務問題への対応として、債務者からの相談・申出に、迅速かつ的確に対応しているかを確認した。また、復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に対応しているかについても確認した。

中小企業の業況は、依然厳しい状況が続いているとの認識の下、中小企業金融円滑化法の期限を25年3月末に控え、「出口戦略」を強力に推し進めていく上で極めて重要な一年であるとの観点から、24年4月にとりまとめた、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」等も踏まえつつ、①借手企業に対して必要に応じ、外部専門家や外部機関等と連携を図りながら積極的にコンサルティング機能を発揮するように促す等の取組みを行ったほか、②実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定や抜本的な事業再生等に向けた取組みが行われているか、③事業再生等に当たっての他金融機関との十分な連携や、外部機関との円滑かつ適切な連携が行われているか等の検証を行った。

そのほか住宅ローン消費者向け貸付けについても、ニーズを踏まえ、適切な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

また、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層促していくことが求められていることから、25年4月、成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進に関する監督方針の改正を行った。

当該改正を踏まえ、主要行等における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、重点的に検証するよう務めた。

(3) リスク管理と金融システムの安定

欧州周縁国の政府債務問題が深刻化する中、ソブリンの信用不安が欧州の金融市場・金融機関に伝播し、更にそれが実体経済に影響を及ぼすことを通じて、危機が深化・広域化していく可能性が一部で指摘されている。こうした中、主要行等が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で主要行等が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。このことを踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化、④グループ全体でのリスク管理態勢の強化、⑤国際展開への対応について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。また、FSB等の国際的な議論も踏まえ、国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関に対して深度ある監督を行った（金融機関の再建・処理計画の策定に向けた取組み等を行

った)。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性の求められる金融機関として、顧客や世間の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、まずは、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、目的等）に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切な説明を行うこと等が不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会でもある認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。このことを踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③リスク性商品の販売態勢等の充実、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤金融機能の不正利用の防止について、監督指針に照らしながら重点的に検証した。また、23 事務年度を振り返ると、インサイダー取引、年金基金問題、LIBOR 問題、為替デリバティブ問題など、金融業界をめぐるさまざまな問題・課題が提起された。24 事務年度においては、こうした問題に対し、金融機関が適切に対応しうる態勢が整備されているかも確認した。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針独自の改正

(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の改正等に係る改正（24 年 9 月 7 日）

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、経済産業大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が中小企業の支援事業を行う経営革新等支援機関を申請に基づき、認定するとされたこと等に伴い、所要の改正を行った。

(2) 信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への資金の貸付等の解禁に伴うリスク管理等に係る改正（25 年 3 月 26 日）

「信用金庫法施行令」及び「中小企業等協同組合法施行令」等の改正により、信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への資金の貸付等が可能と

なったことを受け、信用金庫・信用組合が資金の貸付等を行う場合のリスク管理の着眼点等を示す改正を行った（25年3月29日より適用）。

2. 主要行等向けの総合的な監督指針と同様の改正等

- ①バーゼル3に係る自己資本比率告示（国際統一基準）の改正に係る改正（24年8月7日）
- ②「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（24年11月28日）
- ③早期是正措置に関する省令等の一部改正に係る改正等（25年3月8日）
- ④自己資本比率規制（第1の柱及び第3の柱）に関する告示の一部改正に係る改正（25年3月28日）
- ⑤中小企業金融円滑化法の期限到来に係る改正（25年3月29日）
- ⑥事業用不動産の賃貸等を行う要件の明確化に係る改正（25年6月21日）

3. 24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応（資料9-1-2参照）

24事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と地域における金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、地域金融機関との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。

（1）金融監督の基本的考え方

これまでと同様、ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政との監督姿勢で臨んだ。特に、本事務年度は、不確実性の高まる足もとの欧州情勢や、本事務年度が中小企業金融円滑化法の最終年度の1年であること、東日本大震災やその後の原子力発電所事故で被災した地域については、引き続き被災地・被災者の実情に配慮した中長期的・継続的な支援が期待されていることに十分留意することが必要であるとの認識で臨んだ。

（2）円滑な金融仲介機能の発揮

地域金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮に向けて、以下のような取組みを行った。

ア. 東日本大震災からの復興に向けた金融面での支援

（ア）「復興元年」を迎えた被災地域の本格的な復興に向けて、被災地域の金融機関が、個々の被災者が置かれた状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行等の支援を行っているか、また、被災地域の面的な復興・再生に向けた地元自治体等による取組みに積極的に参画しているかについて、重

点的に検証した。

(イ) いわゆる二重債務問題への対応として、被災事業者に対し、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに両機構の積極的な活用を検討しているかを確認した。その際、信用保証協会の保証付き融資についても、被災者支援の観点から、両機構への持込みを前向きに検討しているかを確認した。

また、被災者の状況を一層きめ細かく把握し、当該被災者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明するとともに、当該被災者の状況に応じてガイドラインの利用を積極的に勧めているかを確認した。

(ウ) 被災地域に所在する地域金融機関が、震災からの復旧・復興に積極的な役割を果たしていくためにも、その経営判断として資本増強が適当と判断する場合には、金融機能強化法の震災特例の活用を積極的に検討するよう促した。この結果、東北銀行及びきらやか銀行に対し、24年9月に資本参加を実施した。

イ. 地域密着型金融の深化

(ア) 各種ヒアリングの機会を通じ、地域金融機関が、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮等の取組みを、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているか、といった観点等から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行い、各金融機関における地域密着型金融に関する取組み状況のフォローアップを行った。

なお、ヒアリングの際には、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう踏み込んだ意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促した。

(イ) 地域金融機関の深度ある取組みに対する環境整備や動機付けを図るため、以下の取組みを行った。

- a. 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った（25年2～3月）。
- b. 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて、中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（25年2～4月）。

ウ. 中小企業の経営支援

24年3月、中小企業金融円滑化法の期限が25年3月末まで最終延長された。本年は、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための環境を整備していく上で極めて重要な1年であるとの認識の下、24年4月に策定・公表した「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）に掲げた施策の具体化を関係省庁と連携して進めた。その際、23年4月に策定した金融機関にコンサルティング機能の発揮を促すための監督指針や、同年5月に改正した地域密着型金融の推進に関する監督指針の内容等も踏まえつつ、以下の点に重点を置いた取組みを進めた。

第一に借手企業の返済能力が改善し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じ、金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させるため、借手企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、積極的にコンサルティング機能を発揮しているかについて、重点的に検証した。

第二に、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、これを求めないことを原則とする融資慣行の確立や、保証履行時の保証人の履行能力等を踏まえた対応に関し、適切な取組みがなされているかを検証した。

第三に、24年6月に成立した「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の改正法により、「認定経営革新等支援機関制度」が設けられたことを踏まえ、地域金融機関から経営革新等支援機関としての認定の申請があった場合には、地域金融機関に期待されている地域密着型金融の取組みとの整合性に留意しつつ審査を行った。

第四に、中小企業金融に関するアンケート調査を引き続き実施するとともに、金融円滑化ホットラインの一層の活用等を図った。

エ. 住宅ローン借入者への対応

住宅ローンについては、グループ保証会社等が保証している場合、保証会社においても、金融円滑化の観点から、適切な対応がとられるよう、指導・協議・要請等を行っているか等について検証した。

オ. 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み

消費者向け貸付けについては、貸付けに対するニーズも踏まえ、積極的な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

カ. 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

地域金融機関においては、自らの役割を認識し、中長期的な収益力の向上に向けた経営戦略を持って、地域経済の実情等も十分踏まえつつ、顧客ニーズを綿密に把握した、適切かつきめ細やかな対応等が期待される所であり、各金融機関の主体的な取組みを促した。

また、25年3月、中小企業金融円滑化法の期限到来に併せた監督指針の改正を受けて、25年4月に監督方針を改正し、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、13項目の着眼点を明らかにし、重点的に検証することにより、地域金融機関による新規融資の積極的な取組みを促した。

(3) リスク管理と地域における金融システムの安定

地域金融機関が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の財務の健全性や地域金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で地域金融機関が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。こうした観点を踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①欧州における政府債務問題が金融システム・実体経済に与える影響、②米国における経済・金融動向や中国など新興市場の動向等が地域金融機関に与える影響、③地域金融機関におけるリスク管理態勢、④政策保有株式や国債等の保有に伴う市場リスク、⑤大口与信先や複雑な形態の与信の期中管理を含む信用リスク、⑥金利変動によるデフォルトリスク等のリスク分野を注視すると共に、リスク管理手法の改善や財務基盤の強化に向けた各金融機関の自主的な取組みを促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供することにより競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性の求められる金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、まずは、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、目的等）に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切な説明を行うこと等が不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在ニーズを掘り起こす機会でもある認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。こうした観点を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底、③リスク性商品の販売態勢等の充実、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤金融機能の不正利用の防止等に関する取組みについて、監督指針に照らしながら重点的に検証した。

第2節 預金取扱金融機関の概況

I 主要行等の平成24年度決算概況（資料9-2-1~4参照）

主要行等の24年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益が減少したものの、役務取引等利益や債券等関係損益が増加したことなどにより、前年同期（31,936億円）より768億円増の32,704億円となった。
2. 与信関係費用は、前年同期（▲1,701億円）より67億円減の、▲1,634億円となった。
3. 株式等関係損益は、前年同期（▲2,097億円）より▲215億円悪化し、▲2,312億円となった。
4. 当期純利益は、保有株式の減損処理が増加したものの、税効果会計に係る例示区分を変更した影響などにより、前年同期（17,486億円）より4,666億円増の、22,152億円となった。
5. 国際統一基準行は24年度決算よりバーゼル3の適用を開始しており、普通株式等Tier1比率は10.99%、Tier1比率は13.15%、総自己資本比率は17.45%。国内基準行の自己資本比率は14.70%となった。
6. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（5.0兆円）より0.1兆円増の、5.1兆円となった。不良債権比率は、前年同期（1.8%）と横ばいの1.8%となった。

II 地域銀行の平成24年度決算概況（資料9-2-5参照）

地域銀行の24年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益が減少したものの、債券等関係損益が増加したことなどにより、前年同期（17,195億円）より204億円増の、17,399億円となった。
2. 当期純利益は、与信関係費用が増加したものの、株式等関係損益が改善したことなどにより、前年同期（7,272億円）より885億円増の、8,157億円となった。
3. 国際統一基準行は24年度決算よりバーゼル3の適用を開始しており、普通株式等Tier1比率は11.9%、Tier1比率は12.0%、総自己資本比率は14.3%。国内基準行の自己資本比率は11.2%となった。
4. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（6.8兆円）と横ばいの、6.8兆円となった。不良債権比率は、前年同期（3.2%）より0.1%ポイント低下し、3.1%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等（資料9-2-6参照）

24年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

イオンフィナンシャルサービス株式会社

(内容) 25年4月1日にイオン銀行を子会社とする銀行持株会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社が設立。

2. 地域銀行の再編等 (資料9-2-7~9参照)

24年7月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 十六銀行、岐阜銀行

(内容) 24年9月18日に合併

新銀行名：十六銀行

② きらやか銀行、仙台銀行

(内容) 24年10月1日に持株会社による経営統合

持株会社名：じもとホールディングス

③ 北洋銀行、札幌北洋ホールディングス

(内容) 24年10月1日に合併

新銀行名：北洋銀行

3. 外国銀行の参入 (資料9-2-10参照)

24年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。

	免許付与日	営業開始日
中国農業銀行 (中国) 東京支店	25年4月12日	25年7月1日

4. 外国銀行の退出

24年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日
ノヴァ・スコシア 銀行(カナダ) 東京 支店	25年5月24日	25年6月28日

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念 (資料9-2-11~13参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基

礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-14~21 参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：％、兆円）

	14年 3月期	19年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	24年 9月期	25年 3月期
不良債権比率	8.4	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3
総与信	512.1	472.7	481.6	498.7	478.3	475.0	486.6	487.7	508.9
金融再生法 開示債権	43.2	12.0	11.4	12.0	11.7	11.5	11.8	11.8	11.9
破産更生 債権	7.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.8
危険債権	19.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.6	7.2	7.3	7.3
要管理 債権	16.5	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.7	2.8
正常債権	468.9	460.7	470.2	486.8	466.6	463.5	474.8	475.8	497.0

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

19年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	24年 9月期	25年 3月期
11.8	11.2	11.6	11.4	11.3	11.5	11.6	11.7

3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-22、23参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注1）さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定を厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注2）なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対応のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分等について

I 銀行

1. ソシエテ ジェネラル信託銀行（平成24年10月16日）

当庁の立入検査等の結果、年金信託業務等について、重大な法令違反等が認められ、また、経営管理態勢、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢に関する重大な問題が認められたことから、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第9条の規定に基づき業務一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

2. 北陸銀行（平成24年12月27日）

デリバティブ商品の販売業務における不適切な事務取扱に関して、銀行法第24条第1項の規定に基づく報告を受けたところ、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢に重大な問題が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

II 協同組織金融機関

1. 古川信用組合（25年3月1日）

営業店において発生した不祥事件に関し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づく報告を受けたところ、多額の現金着服など複数の不祥事件が発生していたが、発覚時において不祥事件を隠蔽して事件の解明を行わず、当局への届出を怠っているなど、組合の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

III 日本振興銀行の破綻処理について

1. これまでの経緯

(1) 日本振興銀行については、22年9月10日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。

(2) 一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申

立てを行い、13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。

- (3) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。
- (4) 23年4月25日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529億円の資産の買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年10月7日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する581億円の金銭の贈与の減額(減額後の金銭の贈与額460億円)及び日本振興銀行に対する95億円の金銭の贈与の増額(増額後の金銭の贈与額751億円)が行われた)。
- (5) 同年8月23日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- (6) 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (7) 同年11月15日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた(認可決定の確定は12月14日)。
- (8) 同年11月28日及び12月19日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(買取り額は、それぞれ14百万円及び10百万円)。また、同年12月26日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(買取り額は429千円)。
- (9) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡(再承継)が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- (10) 24年3月23日以降、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債

権者への第一回弁済が開始され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

2. 預金保険機構による資金援助

24 年 7 月 23 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63 百万円）。

3. 旧経営陣の責任追及

24 年 8 月 21 日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役 4 名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

4. 日本振興銀行の解散

24 年 9 月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第 1 項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第 75 条第 1 項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

第4節 自己資本比率規制への対応

1. バーゼル2（資料9-4-1参照）

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル2）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル1）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

2. バーゼル3（資料9-4-2参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル3」）を受け、24年3月に、国際基準行に対して自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

3. 新国内基準（資料9-4-3参照）

25年3月、バーゼル3（国際基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年3月期決算より、段階的に適用されることとなっている。

4. 要承認手法の承認実績（24事務年度）（資料9-4-4参照）

- ・信用リスク（基礎的内部格付手法）…2持株会社及び3行
- ・オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…4行

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成24年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年7月6日に、同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月19日に、25年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年6月28日に報告内容の公表が行われた。(資料9-5-1~3参照)

2. 経営健全化計画の見直し

経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めるとされている。24事務年度が見直し時期に当たりりそなホールディングス及びりそな銀行については、24年11月9日に、あおぞら銀行については、25年2月27日に、新生銀行については、同年3月29日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。

3. 公的資金の返済状況

24事務年度においては、公的資本増強行のうち、あおぞら銀行及び三井住友トラスト・ホールディングスから、合計で2,570億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、25年6月末時点で約11.0兆円が返済されており、残額は約1.3兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約11.0兆円に対し、約1.4兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-5-4参照)

24年12月実施：ぐんまみらい信用組合(250億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、24年3月期(23金融機関)については、同年8月10日に、同年9月期(24金融機関)については、25年2月1日に報告内容を公表した。(資料9-5-5~7参照)

3. 経営強化計画の承認

金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）、豊和銀行、みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行及び山梨県民信用組合の新しい経営強化計画について、24年8月10日に公表した。（資料9-5-7参照）

4. 公的資金の返済状況

24事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）及びきらやか銀行^(注)から、合計で354億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,055億円）に対して、25年6月末時点で残額は5,701億円となっている。

（注）きらやか銀行に対しては、返済と同時に震災特例に基づき国の資本参加を行っている。

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置づけて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23年5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

II 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整備の施策として、以下の取組みを実施した。

- (1) 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11 箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った（25 年 2～3 月）。
- (2) 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（25 年 2～4 月）。
- (3) 今後も、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが、中長期的な視点に立って組織全体として継続して推進されるようフォローアップしていく。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

厳しい経済環境の下、中小企業等の業況や資金繰りは引き続き厳しい状況が続いている。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を平成 22 年 2 月より開始し、24 事務年度は 173 件（22 年 2 月より通算して 784 件）の検査に着手した。（資料 19-1-9 参照）

2. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（1）中小企業等へのヒアリング・アンケート調査

24 年 9 月～10 月、25 年 2 月～3 月、4 月～6 月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、24 年 8 月、11 月、25 年 2 月、5 月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

（2）「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

3. 金融機関に対する要請

（1）金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、24 年 11 月 27 日及び 25 年 2 月 28 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

（2）文書による要請

24年11月27日及び25年2月28日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業をはじめとした企業金融等の金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

4. 中小企業における個人保証等の在り方研究会

中小企業の経営者による個人保証については、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時及び履行時等において様々な課題が指摘されている。

このため、25年1月に中小企業庁と当庁の共同で有識者により構成される「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、中小企業経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題及びその解決に向けた政策的出口の方向性について検討を重ね、同年5月に報告書を取りまとめ公表した。

【政策的出口の方向性の概要】

(1) 契約時の課題への対応

- 法人と個人の資産分離が図られている等、一定の条件を満たす場合には保証を求めない可能性を検討することや、ABL等の充実等、個人保証に依存しない融資を促進
- 個人保証契約を締結する際には丁寧かつ柔軟な対応を促進
- 保証契約見直しの申し入れには真摯且つ柔軟に対応するとともに、事業承継時には当然に後継者の保証を求めず、必要性を改めて検討

(2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 一定の経済合理性が認められる場合、
 - ・ 経営者の存続を許容
 - ・ 一定期間の生活費相当額や華美でない自宅を経営者の手元に残す等、早期再生着手へのインセンティブを付与する仕組み
- 保証人が資産状況を表明保証（注）することを条件に残存保証債務を免除する等、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討
（注）事実関係が真実かつ正確であることを表明し、相手方に対して保証すること

(3) 個人保証等の在り方に関する公的な枠組み

- 上記の方向性を具体化したガイドラインを策定

5. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。

6. 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策については、第2部第6章第5節「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」を参照。

II 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から25年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に進んでいると考えている。（資料9-7-1参照）

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、25年6月期では+6（対前年同月比+2）となっている。（資料9-7-2参照）

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」（25年5月調査）をみると、中小企業の業況D. I. は▲35（対前年同月比+16）、資金繰りD. I. は▲31（対前年同月比+13）と推移しており、マイナス幅は減少傾向にあるものの引き続き厳しい状況にある。（資料9-7-3参照）

3. 融資残高等

25年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比0.3%の減少、中堅・大企業向けが同5.1%の増加となっている。（資料9-7-4参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。（資料9-7-5参照）

第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9-8-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

25年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、22年度は273件、23年度は476件、24年度は858件となっている。24年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、96.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、22年度は6,594件、23年度は5,303件、24年度は3,623件となっている。24年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、41.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、22年度は243件、23年度は172件、24年度は129件となっている。24年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、62.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、22年度は78件、23年度は163件、24年度は132件となっている。24年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、68.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 対応

1. 金融機関における対応状況の把握（資料9-8-2参照）

各預金取扱金融機関の25年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表した。

第9節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降25年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は39,680件となっている。なお、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降25年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った39,680件のうち、金融機関において、21,881件の利用停止、14,045件の強制解約等を行っている。

第10節 振り込め詐欺への対応

平成24年8月28日に策定・公表した「平成24事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成24事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を監督上の重点事項とし、関係省庁や業界団体等と連携しつつ、振り込め詐欺撲滅に関する頒布物の配布等、振り込め詐欺被害の未然防止に向けた金融機関の積極的な取組を促した。

第10章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであるが、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、24事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

○「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（24年11月28日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が25年4月に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から所要の改正を行った。

○A I J事案を踏まえた再発防止策に係る改正（24年12月13日）

A I J事案を踏まえ、①第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み、②顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み、③不正行為に対する牽制の強化、④投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し、を柱とする再発防止策が策定され、監督指針においても所要の改正を行った（25年7月1日より適用（一部については4月1日より適用））。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、25年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社8社及び特定信託業者6社（23件）、自己信託1社、信託契約代理店166社（注）の参入がなされたところである。24年7月1日から25年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、免許を行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は1社となっている。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理店の登録は4社、廃業等による登録抹消は4社となっている。

なお、登録した4社のうち、1社が証券会社、1社が信用金庫、2社が一般事業会社となっている。登録抹消した4社のうち、1社が銀行、1社が証券会社、2社が信用金庫となっている。

（注）信託契約代理店166社のうち137社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する行政処分

平成24事務年度における、信託会社等に対する行政処分の実績はない。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることにしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、信託業法の免許又は登録を受けた信託会社ではないにもかかわらず、商号に「信託」などという文字を使用している違法業者について、注意喚起を行っている。

第11章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、24事務年度においても以下の通り改正を行っている。

1. 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（24年7月6日）
「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の一部及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う所要の改正を行った（24年7月9日より適用）。
2. 保険業法等の一部を改正する法律（公布後6か月以内施行分）等の施行に係る改正（24年7月19日）
外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し、保険契約の移転に係る規制のあり方の見直しを踏まえ、所要の改正を行った（24年7月20日より適用）。
3. 保険商品の募集用資料等における高額療養費制度、先進医療に係る適正表示に係る改正（24年8月10日）
適正な表示を確保するための内部規定を適切に策定する際の留意点として、保険商品の保障内容の優良性を示す際の留意点、客観的事実について表示する際の留意点を追加した。
4. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（24年11月28日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が25年4月に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から所要の改正を行った（一部については25年4月1日より適用）。
5. A I J事案を踏まえた再発防止策に係る改正（24年12月13日）
A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直しを踏まえ、保険契約に係る運用報告書の作成の際の留意事項の拡充、厚生年金基金を保険契約者とする保険契約の引受けに関する留意点の新設等を行った（25年7月1日より適用（一部については25年4月1日より適用））。

6. 保険業法等の一部を改正する法律（公布後1年以内施行分）等の施行に係る改正（25年3月25日）

保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し、同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託に係る所要の改正を行った（25年3月26日より適用）。

7. 企業再生支援機構法の一部改正に伴う改正（25年3月29日）

企業再生支援機構法の一部改正により企業再生支援機構の名称が地域経済活性化支援機構に変更されたことに伴い、所要の改正を行った（25年4月1日より適用）。

II 24 事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料11-1-1参照）

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①保障・補償機能の適切な発揮、②リスク管理の高度化の促進（第3節に記載）、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政を目指し、監督に取り組んだ。

2. 保障・補償機能の適切な発揮

保険会社等は社会生活上の様々な危険に対する保障・補償機能を提供することを通じて、国民生活や経済活動の基礎を提供するという重要な役割を担っており、財務の健全性や業務の適切性を確保することが重要となる。また、保険業法等に基づく規律は基本的に共通であるが、保険会社等の業務規模は、経営統合や海外を含めた事業・地域の多角化など積極的なビジネス展開を図る大規模なグループから、少額短期保険業者や認可特定保険業者のような総じて小規模な事業者まで多種多様である。

以上を踏まえ、当局としては適切な保険金支払管理態勢の構築（①支払管理態勢、②請求案内態勢、③契約者の立場に立った取組み）について重点的に検証し、保険会社等に対し、①保険会社グループ、②中小規模の保険会社、③外国保険会社等、④少額短期保険業者、⑤認可特定保険業者、各々の属性に応じた対応を行った。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。特に、保険会社等においては、顧客に不測の事態に備えるための保障・補償機能を幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ確実に発揮しうることが求められる。このため、各社においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、業務の継続性の確保、顧客情報の厳格な管理、募集及び保険金支払いにおける顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした

保険商品・サービスを提供することで、顧客のニーズに的確に応えていくことが重要である。

また、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼のある金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、顧客の相談や苦情は、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することが求められる。

以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③適切な保険募集態勢の確立（保険募集形態の多様化や大型化が進展する代理店の実態把握と検証、銀行窓販の検証、保険募集資料の適正表示の検証）、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤商品審査の実効性確保と迅速化、⑥反社対応について重点的に検証した。

第2節 保険会社の概況

I 平成25年3月期決算状況

1. 生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、円安や株価の上昇により利息及び配当金等収入が増加したことや変額年金保険等の最低保証に係る責任準備金の戻入額が増加したことなどから、2兆6,899億円（前年は2兆5,031億円）と増加した。

さらに、前年度の法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響が剥落したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆363億円（前年は7,165億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、19兆4,753億円（前年は8兆5,873億円）と大幅に増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券含み益の増加によりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均807.5%（前年比+133.2%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

損害保険会社の本業における収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料の増加や、前年のタイ洪水などの自然災害に係る保険金増加の影響が剥落したことなどから大幅に改善したものの、料率改定による自動車保険の収支の改善が途上であることから、550億円の赤字（前年は3,520億円の赤字）となった。

さらに、有価証券売却益の増加や有価証券評価損が減少したことにより資産運用粗利益が5,139億円（前年は4,188億円）に増加したことに加え、前年度の法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響が剥落したことなどから、当期純利益は1,711億円の黒字（前年は2,761億円の赤字）となった。なお、有価証券含み益は、4兆801億円（前年は2兆7,228億円）と大幅に増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券含み益の増加によりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均572.4%（前年比+95.1%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、25年6月末現在における会社数は、生命保険会社40社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30社、外国損害保険会社22社、免許特定法人1社、保険持株会社10社である。

2. 主要会社の再編等

24年7月以降、以下のような現地法人化が行われた。

旧保険会社等名	新保険会社名	移行日
エイアイユー インシュアランス カンパニー	AIU 損害保険	25年4月1日

3. 新規参入について

24年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可が行われた。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
AIG ジャパン・ホールディングス	25年3月27日	保険持株会社

第3節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる自己資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする、統合的リスク管理（ERM: Enterprise Risk Management）態勢を整備することが重要である。

また、IAIS（保険監督者国際機構）は、平成23年10月に採択した「保険コアプリンシプル」において、リスクとソルベンシーの自己評価の実施を盛り込んでいる。これは、保険会社・グループがERMを実践するなかで、現在及び将来の経営リスクと自己資本等の評価を自ら行ったうえで、当局に報告し、当局がそれを検証するというものであり、リスク管理の高度化促進を通じた健全性確保の枠組みである。

このような状況を踏まえ、保険会社等向け監督方針において「リスク管理の高度化の促進」を掲げ、その一環としてERMヒアリングを実施している。

平成24事務年度については、24年9月に、前事務年度に実施したERMヒアリングの結果公表を行った。（資料11-3-1参照）

また、25年3月から4月の間に、会社の規模や事業・リスク特性を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社を対象にERMヒアリングを実施した。

第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、保険監督者国際機構（IAIS）等において、その枠組みの検討が行われている。また、我が国においても、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを通じて把握した実務上の様々な課題等について、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携しつつ、平成23事務年度に引き続き、当該規制導入に向けた検討を行った。

第5節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き（資料11-5-1参照）

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となり、併せて、これら「根拠法のない共済」の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

少額短期保険業者に対する監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。24事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、財務の健全性等に問題のある業者を中心に注意深くモニタリングを行った。

なお、24事務年度においては、4業者が新規に登録したことから、25年6月末現在の業者数は、74業者となった。また、少額短期保険持株会社が3社設立された。

第6節 認可特定保険業者の監督をめぐる動き

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、本節において「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。）と規定されている。

24事務年度においては、各財務局等を通じて、申請者等からの相談に丁寧に対応し、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、認可申請を円滑に処理することに努めた。また、認可を受けた業者に対しては、業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

なお、財務局等所管の認可特定保険業者の数は、4法人（25年6月末現在）である。

第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針は、平成19年9月30日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきており、24事務年度においても以下の改正等を行っている。

1. 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（24年7月6日、同年7月9日より適用）
「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の一部及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う所要の改正を行った。
2. 自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正に係る改正（24年8月7日、25年3月31日より適用）
24年3月に「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示）が改正されたことを受け、当該告示改正に係る内容等について、所要の改正を行った。
3. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正（24年11月28日、25年4月1日より適用）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年4月に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から、所要の改正を行った。
4. A I J事案を踏まえた再発防止策に係る改正（24年12月13日、25年7月1日より適用（一部については4月1日より適用））
A I J事案を踏まえ、①第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み、②顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み、③不正行為に対する牽制の強化、④投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し、を柱とする再発防止策が策定され、監督指針においても所要の改正を行った。
5. 金融安定化理事会（FSB）合意等を踏まえた金融機関の再建・処理計画に係る改正（25年2月7日、同年2月7日より適用）
23年11月のFSBにおける合意（「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」）等を踏まえ、金融機関の再建・処理計画についての監督上の着眼点等を明ら

かにする観点から、所要の改正を行った。

6. 早期是正措置に関する告示の改正に係る改正（25年3月8日、同年3月31日より適用）

24年8月に「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（早期是正措置に関する告示）が改正されたことを受け、当該告示改正に係る内容等について、所要の改正を行った。

7. 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の改正に係る改正（25年3月28日、同年3月31日より適用）

25年3月に「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示）が改正されたことを受け、当該告示改正に係る内容等について、所要の改正を行った。

II 平成24事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（資料12-1-1参照）

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①市場仲介機能の適切な発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に据え、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融商品取引業者等の自主的な経営改善・経営判断に資する行政について、特に重点的に取り組んだ。

2. 市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者や資金調達者が市場にアクセスする際において、市場仲介者として機能することにより、円滑な取引を可能とする役割を担っている。これらの役割は、金融商品取引業者等が市場において果たすべき中核的な役割であり、高い公共性が求められている。適切な利用者保護を図りつつ信頼性の高い業務を遂行し、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献等により、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高め、ひいては我が国の経済・金融システムの安定に寄与していくことが求められている。

以上を踏まえ、当局としては、①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備、②顧客情報・法人関係情報の厳格な管理の徹底、③反社会的勢力排除の徹底に留意した。

3. リスク管理と金融システムの安定

金融商品取引業者等の収益環境は総じて言えば厳しい状況にある中で、金融商品取引業者等においては、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきている。

以上を踏まえ、当局としては、①証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進、②中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え、③各種ファンドへの対応に留意し、各金融商品取引業者等の監督対応を行った。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

昨事務年度は、A I J問題や公募増資に関連するインサイダー取引の問題など顧客保護等に関する重大な問題が立て続けに生じたことを踏まえ、金融商品取引業者等においては、自ら襟を正し、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供して各々の競争力を高めることにより、一連の事案で揺らいだ我が国市場に対する内外の投資家の信認を高め、我が国市場の健全な発展に資するよう努める必要がある。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは足りず、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼のある金融商品取引業者等として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。

そのためにも、まずは、顧客の属性（知識、経験、財産の状況、目的等）に照らし、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切かつ柔軟な説明を行うことが不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、当局としては、①販売態勢等、②苦情・相談処理態勢、③業務の継続性、④投資一任業者に係る再発防止策への対応、⑤外国為替証拠金取引に係る対応、⑥第二種金融商品取引業に係る自主規制、⑦格付会社規制への対応、⑧金融犯罪等への対応について留意した。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-2-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成24年7月以降、4社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者1社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者27社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、25年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は283社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、254社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
ITCインベストメント・パートナーズ(株)	○	変更登録	24年7月10日
いよぎん証券(株)	○	新規登録	24年7月31日
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)	○	新規登録	24年10月10日
CLSA証券(株)	○	新規登録	25年5月10日
池田泉州TT証券準備(株)	○	新規登録	25年6月13日

注) ITCインベストメント・パートナーズ(株)は、25年4月1日付で、アストマックス投資顧問(株)と合併し、アストマックス投信投資顧問(株)に商号変更。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券	廃止等	廃止等年月日
--------------	------	-----	--------

	関連業	の状況	
金山証券(株)	○	廃止	24年7月1日
GFI Securities Limited	○	廃止	24年7月6日
サン・キャピタル・マネジメント(株)	—	廃止	24年7月6日
アイティーエム証券(株)	○	登録取消	24年8月10日
伊藤忠キャピタル証券(株)	○	廃止	24年8月20日
インスティテット・ジャパン・リミテッド	○	事業譲渡	24年9月18日
FTNファイナンシャル・アジア・リミテッド	○	廃止	24年9月27日
ジー・スター証券(株)	○	登録取消	24年10月26日
CMC Markets Japan(株)	○	廃止	24年11月30日
多摩証券(株)	○	事業承継	24年12月1日
イニシア・スター証券(株)	○	登録取消	24年12月5日
Ramius Japan Ltd	○	廃止	24年12月20日
赤木屋証券(株)	○	廃止	24年12月25日
現代証券(株)	○	廃止	24年12月31日
新和証券(株)	○	合併消滅	25年1月1日
みずほインベスターズ証券(株)	○	合併消滅	25年1月4日
大徳証券(株)	○	事業承継	25年1月4日
ソニーバンク証券(株)	○	合併消滅	25年1月12日
フェニックス証券(株)	○	廃止	25年1月28日
北田証券(株)	○	事業譲渡	25年1月28日
大北証券(株)	○	合併消滅	25年3月4日
エンゼル証券(株)	○	廃止	25年3月6日
(株)カカコム・フィナンシャル	—	廃止	25年3月15日
Bridge Capital Asset Management(株)	○	廃止	25年3月29日

グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド	—	廃止	25年3月30日
(株)マネックスFX	—	廃止	25年4月1日
エース取引(株)	○	廃止	25年6月28日

(2) 特別金融商品取引業者

25年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、17社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPMorgan証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	

(3) 指定親会社

25年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、2社となっている。

指定親会社

指定親会社名	指定年月日
(株)大和証券グループ本社	24年5月10日
野村ホールディングス(株)	23年4月22日

2. 国内証券会社の24年度決算概要（資料12-2-2～3参照）

国内証券会社237社の25年3月期決算（単体）は、受入手数料の増加などにより、当期純損益が、3期ぶりの黒字転換となった。

営業収益は、24年11月中旬以降、株式市場が好転したことなどにより、前期比5,030億円増の3兆1,070億円（前期比19%増）であった。

その内訳をみると、受入手数料は、株式委託手数料が同856億円増の4,340億円（同24%増）となったことや、投資信託の販売手数料が同628億円増の4,603億円（同13%増）となったことなどから、同1,871億円増の1兆7,427億円（同12%

増)となった。

また、トレーディング損益は、株式をはじめ、債券、為替部門ともに好調で、同 2,705 億円増の 9,025 億円 (同 43%増) となった。

一方、販売費・一般管理費は、市場の活況による取引量の増加に伴い取引関係費が前期比 409 億円増の 4,278 億円 (前期比 11%増) となったものの、人件費が同 393 億円増の 9,864 億円 (同 4%増) にとどまったため、全体として同 787 億円増の 2 兆 2,714 億円 (同 4%増) と前期並みであった。

以上のことから、経常損益は、前期比 3,757 億円増の 5,958 億円 (前期比 171%増)、当期純損益は、前期の 220 億円の赤字から 4,438 億円の黒字に転換した。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

24 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ 10 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 3 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 2 件
- ③ 業務改善命令 5 件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況」、「役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与」、「行政官庁の処分に違反している状況」、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況」、「顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況」、「円 LIBOR に係る不適切な行為」、「電子情報処理組織の管理不十分」、「自己資本規制比率の低下」、「顧客対応が杜撰な状況」等となっている。

24 事務年度に実施した行政処分の例は以下のとおり。

【野村証券に対する行政処分】

野村証券について、イ) 公募増資案件に係る法人関係情報の管理に関し、不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況、ロ) そのような状況の中、有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘を行っていたこと、を踏まえた証券取引等監視委員会の処分勧告を受け、24 年 8 月 3 日、業務改善命令を発出した。

Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（25年6月末時点 253社、基金規模約 555億円）。（資料 12-2-4 参照）

なお、日本投資者保護基金は、24年3月22日の理事会において、丸大証券株式会社（3月13日付で登録取消し）について、金融商品取引法第79条の54に基づき、顧客資産の円滑な返還が困難であるとの認定を行った。

第3節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-3-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成25年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,280社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

24年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、5社に対して登録取消し（業務改善命令を含む。）の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為」、「顧客から出資を受けた金銭を流用する行為」等となっている。

24事務年度に実施した行政処分の例は以下のとおり。

【MRIインターナショナルに対する行政処分について】

MRIインターナショナルは、米国の医療機関の診療報酬請求債権を運用対象とするファンドを米国で組成し、日本の投資家に対して販売していた。

25年4月26日、証券取引等監視委員会は、

- ①顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等
- ②金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- ③虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為
- ④報告徴取命令に対する虚偽の報告

の法令違反が認められたとして、当社に行政処分を行うよう勧告を行い、金融庁において同日、当社の登録を取り消した（あわせて業務改善命令を発出。）。

また、同日、証券取引等監視委員会は、金融商品取引法違反（広告に関し著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示）の嫌疑で強制調査に着手した。

第4節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12-4-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。平成25年6月末時点では、投資助言・代理業者数は1,026社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

24年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、6社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが3件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反」、「無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況」等となっている。

第5節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成25年6月末現在の投資運用業者数は314社（投資信託委託業者84社、投資法人資産運用業者51社、投資一任業者256社、自己運用業者28社）となっている。（資料12-5-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

2. 投資法人の推移

25年6月末現在の登録投資法人は54社（不動産系49社、証券系5社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）40社で運用する資産残高の合計は、25年6月末で9兆9,951億円（前年比16.9%増）となっている。

24年7月以降、5件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-5-2参照）

3. 運用資産の推移

24年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は25年3月末で公募投信72兆6,316億円（前年比4.8%減）（株式投信60兆482億円（同17.1%減）、公社債投信12兆5,834億円（同14.7%増）、私募投信34兆9,260億円（同16.3%増）（株式投信34兆3,598億円（同16.6%増）、公社債投信5,662億円（同0.5%増））となっている。（資料12-5-3参照）

投資一任契約資産残高については、25年3月末で154兆5,215億円（同18.2%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,250億円となっている（24事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

II 投資運用業者に対する行政処分

24年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ4社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止（業務改善命令を含む。）が2件、業務改善命令が2件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資一任契約に係る善管注意義務違

反」等となっている。

Ⅲ 投資一任業者に対する一斉調査

金融庁では、AIJ 投資顧問事案の重大性に鑑み、投資一任業者に対する一斉調査を行っており、24 年4月6日、「投資一任業者に対する一斉調査（第1次調査）の結果（速報ベース）」として公表するとともに、9月4日には、第2次調査において優先的な調査の対象先とした投資一任業者から提出された資料及びヒアリング等により、現時点で把握している全体的な傾向を、「これまでの第2次調査の内容」として公表した。

また、今後も引き続き、第2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次、ヒアリングを行うなど、これまでの調査において把握したリスクに応じて、調査を継続していく旨を公表した。

(参考)

24 年3月22日、証券取引等監視委員会の検査において、AIJ 投資顧問及びアイティーエム証券について、虚偽告知等の法令違反が認められたとして、両社に対して行政処分を行うよう勧告が行われたことから、金融庁では、3月23日、AIJ 投資顧問の登録を取消し、アイティーエム証券に対して業務停止命令（6ヶ月）を発出した（アイティーエム証券は、8月10日付で登録取消し。）。

第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成25年6月末現在における登録金融機関数は、1,118社となっている。(資料12-6-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、24年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 金融商品仲介業者の概況

25年6月末現在における金融商品仲介業者数は、752社となっている。(資料12-6-1参照)

24年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会による検査の結果、法令違反が認められたため、1社に対して行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況」となっている。

第7節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-7-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成25年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

25年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、55法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（25年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	16法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	26法人

III 信用格付業者に対する行政処分

24年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対して以下の業務改善命令の行政処分を行っている。

【スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパンに対する行政処分】

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパンについて、「付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況」、「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況」が認められたことから、24年12月14日、業務改善命令を発出した。

第8節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者（いわゆる一般投資家）49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務局に届出をしている。

平成25年6月末現在、これらの届出業者は3,697者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は3,024者、特例投資運用業者は807者）である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

24年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、24者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者が5者、虚偽の告知等を行った者が19者となっている。

なお、警告に至った内容等は「適格機関投資家から出資を受けず、自己募集業務を行っていた（無登録）」、「自らが運営するファンドの出資金の管理・運用を無登録業者が行っており、実態を把握していなかった（虚偽告知及び投資者保護上問題ある行為）」等となっている。

（注）24年2月の監督指針改正により、警告した届出業者の公表状況について、名称、所在地のほかに、届出業者の代表取締役又はそれに相当する者の氏名等を拡充。また、警告の範囲を、資金流用など投資者保護上問題のある行為にも拡大。さらに、出資適格機関投資家の実態把握に当たっての留意事項等を追加。

第9節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成25年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

なお、「社団法人 生命保険協会」は、22年9月15日付で指定紛争解決機関に指定されたことに伴い、認定投資者保護団体業務に係る苦情・あっせんの新規受付を22年9月30日で終了し、23年10月1日をもって当該業務の廃止をしている。

(25年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

(注) 指定紛争解決機関制度の施行に伴い、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」(指定日：23年2月15日)が指定紛争解決機関として指定されている。

第10節 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

未公開株取引に関して、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数は減少に転じている(平成22事務年度2,936件→23事務年度2,430件→24事務年度1,930件)ものの、引き続き高い水準で推移している。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談件数も多く寄せられている(22事務年度1,114件→23事務年度991件→24事務年度1,493件)。

未公開株取引に関する相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁等の行政機関から委託を受けたと説明するものや金融庁等の職員を名乗る事例も見られる。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者(登録業者)や適格機関投資家等特別業者(届出業者)による問題事例も発生している。

II 対応

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録で金融商品取引業を行う者や、無届けで募集行為を行う者に関する問題事例について、当該者への警告や警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の未然防止、被害の拡大防止、被害の回復に向けた以下の取組みを実施した。

- ① 無登録で金融商品取引業を行う者や、無届けで募集行為を行っている者と認められる者に対する警告書の発出について、ウェブサイトで公表(160件)。
- ② 平成24年2月の監督指針改正により、警告した無登録業者の公表について、名称、所在地のほか、代表取締役又はそれに相当する者の氏名等を公表事項に追加。また、警告の範囲を、無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示をする行為にも拡大。
- ③ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化。
- ④ 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの新設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは23年6月、その他の項目は同年11月)。

(注) 証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業

者等に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている（24 事務年度は 1 件の申立てを行い、申立てどおり裁判所の禁止命令等が発令）。

第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

1. 貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成19年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、24事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に係る改正(24年11月28日)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が25年4月に施行されることを踏まえ、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から所要の改正を行った。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、25年3月末現在、2,217業者(うち財務局長登録315業者、都道府県知事登録1,902業者)となり、24年3月末から133業者減少した。

III 貸金業者に対する行政処分

24事務年度中において、財務局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

IV 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況(資料13-2-1参照)

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ(貸金業法施行規則第26条の34第1項)、24事務年度においては、24年11月18日に実施した。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、25年6月末現在、43,732人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、24事務年度は、計46回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、25年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
自家型発行者	689	706	732
第三者型発行者	1,117	1,084	1,068
合計	1,806	1,790	1,800

II 前払式支払手段発行者に対する行政処分

24事務年度中における前払式支払手段発行者（自家型発行者）に対する行政処分は、次の1件であった。

- ・「前払式支払手段の発行の業務に関する報告書」の虚偽記載及び同虚偽報告に基づいた供託金の取戻しの法令違反が認められた1社に対する行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、23年1月14日より金融

庁ウェブサイトには、払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、24年9月10日に、従来から前払式支払手段発行者に対して要請していた60日より可能な限り長い払戻し申出期間を設定すること等を利用者保護の観点から講じることが望ましい措置として着眼点に追加する「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」の改正を行った。

払戻し手続については、資金決済法施行日から25年6月末までに386件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から25年6月末までに44件実施されている。

（23 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
御坊市商業協同組合	近畿財務局	23 事務年度
フジノ石油(株)	近畿財務局	24 事務年度
(株)パラオサービス	中国財務局	24 事務年度
(株)K T B	九州財務局	24 事務年度

（24 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株)まるみつ	関東財務局	未実施

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適

当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

25年6月末現在の資金移動業者数は33業者となっている。

VI 資金移動業者に対する行政処分

24事務年度中における資金移動業者に対する行政処分は、次の1件であった。

- ・未達債務報告書の虚偽記載、履行保証金の過少供託等の法令違反が認められた1社（関東財務局長登録）に対する行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	23年3月末	24年3月末	25年3月末	25年6月末
新法S P C	961社	899社	835社	776社
旧法S P C	3社	3社	2社	2社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	22年9月末	23年9月末	24年9月末
資産対応証券の発行残高等	118,926	113,470	110,609
(1) 新法S P C	118,606	113,181	110,336
(2) 旧法S P C	320	288	273
① 不動産	59,742	54,779	53,031
② 不動産の信託受益権	46,370	46,832	45,759
③ 指名金銭債権	7,379	7,192	7,650
④ 指名金銭債権の信託受益権	4,998	3,788	3,327
⑤ その他	437	879	841

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年6月には倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正が行われた(同年12月に施行予定)。

不動産特定共同事業者の数は、25年3月末現在80社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が24社、都道府県知事許可業者が56社である。また、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、25年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は197法人となっている。
(資料13-6-1参照)

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

22年6月4日に顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、事務ガイドラインを改正した。

電子債権記録機関は、25年1月25日に1社を指定し、25年6月末現在4社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
S M B C 電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日

第 14 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は、その後の経済状況の変化に対応しつつ、制度面・資金調達面での支援をこれまで以上に拡充し、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していくとともに、ベンチャー等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の活性化等を後押しするため、23 年 5 月に改正され、①公正取引委員会との協議制度、②会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化を図るための措置、③事業再編等を行う事業者に対する長期資金の調達支援のための融資制度の創設等が行われた（同年 7 月 1 日施行）。

また、上記の改正に伴い「主要行等向けの総合的な監督指針」他 5 つの監督指針において、所要の改正を行った（23 年 9 月 6 日改正、同日より適用）。

なお、24 事務年度において、金融庁では、下記 2 件の事業再構築計画の認定（産業活力再生特別措置法第 5 条第 1 項）を行った。

申請者	認定日
十六銀行・岐阜銀行	24 年 9 月 10 日 (事業再構築計画変更認定)
東京証券取引所グループ及び大阪証券取引所	24 年 7 月 6 日 (事業再構築計画認定)

第15章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」とし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」とこととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

（1）15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。
- ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

（2）また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(3) さらに、「金融改革プログラム」（16年12月24日公表）において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけて、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
- ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
- ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

(4) 加えて、「規制改革推進のための3か年計画」（19年6月22日閣議決定）を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正（19年6月22日閣議決定）や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」（19年6月13日公表）を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 対象法令（条項）の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
- ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
- ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
- ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

(1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。

- ① 細則の英訳（仮訳）を作成・公表（17年2月）
- ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知（17年3月）
- ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知（17年11月）

(2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を发出（19年6月）
- ② 記者レクの実施（19年6月）
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知（19年7月）
- ④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知（19年7月）

II 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記1.の①～④に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6. 回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合： 原則60日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合： 30日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合： 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会

- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、24事務年度において、対象となる照会に対して6件の回答を行っており、制度導入からの累計は51件となっている。

第16章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

II 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトにも本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

制度導入からの累計は3件（24事務年度における照会は1件）。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2) 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第17章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料17-1参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成24年1月から12月までの1年間に、金融機関等から360,513件（前年比25,610件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成24年 警察庁 犯罪収益移転防止管理官 年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、24年9月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第18章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布又は偽計)

② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑦ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等（24年9月改正、1年以内施行）

(2) 公認会計士法

① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料18-1参照）

(1) 金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金

融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料 18－2 参照）

24 事務年度においては、不公正取引事件 29 件及び開示書類の虚偽記載等事件 9 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
18 事務年度以前	18 件	4 件	22 件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件
20 事務年度	15 件	11 件	26 件
21 事務年度	42 件	9 件	51 件
22 事務年度	20 件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	9 件	38 件

(2) 公認会計士法

20 年 4 月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

2. 審判期日の実績

(1) クラウドゲート（株）に係る有価証券報告書等の虚偽記載

（平成 23（判）25）

24 年 1 月 27 日 開始決定

24 年 7 月 26 日 審判期日

24 年 10 月 22 日 課徴金納付命令

(2) （株）S J I との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引

（平成 23（判）30）

24 年 3 月 16 日 開始決定

24 年 6 月 18 日 第 1 回審判期日

24年8月8日 第2回審判期日

24年10月19日 違反事実がない旨の決定

(3) 東京電力(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引

(平成24(判)10、11号併合)

24年6月8日 開始決定

25年4月24日 審判期日

25年6月27日 課徴金納付命令

(4) 日本板硝子(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引

(平成24(判)15)

24年6月29日 開始決定

24年10月17日 審判期日

25年1月8日 課徴金納付命令

(5) エルピーダメモリ(株)の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引(平成24(判)29)

24年11月2日 開始決定

25年2月13日 審判期日

25年4月16日 課徴金納付命令

(6) (株)岐阜銀行株式に係る相場操縦(平成24(判)31)

24年11月16日 開始決定

25年3月11日 審判期日

25年4月16日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、24事務年度中に審判手続が終結したもの。

第4部 金融検査

第19章 金融検査の実施状況

第1節 平成24検査事務年度の検査実績

24検査事務年度の検査実績は、570件となった。(資料19-1-1～2参照)

24検査事務年度の検査実施状況については、資料19-1-3～12参照。

(注1) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料19-1-13参照。

第2節 平成24検査事務年度検査基本方針に基づいた施策（資料19-1-1参照）

I 検査運営の基本的な考え方

検査マニュアル前文5原則の実践強化

金融検査に当たっては、「平成24検査事務年度検査基本方針」（以下「検査基本方針」という。）に基づき、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくこととし、引き続き、ベター・レギュレーションを金融検査の運営指針として、その実践を進めてきた。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。

24検査事務年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目（「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「検証にあたっての双方向の議論」、「根拠の提示」など）の合計で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が98.3%となっている。（資料20-3-1参照）

このような結果を踏まえると、金融検査においては、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得る等、金融検査マニュアル前文5原則に基づく運営ができたと考えている。

II 検査重点事項

1. 預金等受入金融機関

（1）経営管理態勢の整備

金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣が責任をもって、適切な経営管理態勢の構築に取り組むことが重要である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、経営陣との率直な対話等を通じ、経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）の合理性や持続可能性の観点からの分析・検討状況（以下、「戦略目標の合理性等」という。）や、取締役・監査役等の機能発揮状況、内部監査の有効性、業務継続体制等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、戦略目標の合理性等について、中期経営計画に掲げている計数目標と実績が乖離している原因分析が不十分であるなどの指摘がみられる。

また、多くの金融機関において、内部監査の有効性について、内部監査計画の策定に当たり、リスクの種類や程度を的確に把握していないまま計画を策定しているなどリスクアセスメントが不十分であるとの指摘がみられる。

さらに、一部の金融機関においては、取締役・監査役等の機能発揮状況について、監査役が、取締役会において適切に発言を行っている評価事例がみられる一方で、監査役が、リスク管理態勢上の問題点等に関して、取締役会において必要な提言を行っていないとの指摘や、会計監査人を継続して選任するに当たり、当該会計監査人の状況把握を十分に行っていないなど、その職責を十分に果たしていないなどの指摘もみられる。

(2) 金融円滑化の一層の推進

金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善や事業再生等に関して積極的なサポートをすることが期待されている。

こうした中、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の最終延長を踏まえた取組や、中小企業の経営実態等を踏まえた取組、住宅ローン融資、成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組について、経営改善計画策定後の進捗状況の管理を十分に行っていないなどの指摘がみられる一方で、中小企業の経営実態を踏まえた取組や、成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組等について評価事例もみられる。

具体的な評価事例としては、担保として提供し得る不動産がない債務者に対して在庫品に係るABLの提案を行うとともに、在庫品の加工業者とのビジネス・マッチング及び在庫の活用方法についても提案し、新商品の開発等に至っている事例などがある。

(3) 法令等遵守態勢の整備

強固な法令等遵守態勢を維持・構築することは、金融機関が顧客からの信認を確保し、円滑な金融機能を果たしていく上で必要不可欠な要素である。金融機関における法令等違反は、金融機関の社会的評価を貶め、金融機関の経営にも大きな影響を及ぼす事態を招きかねない。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止態勢や、金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応、不適切な新規業務等の防止に向けた対応、ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、反社会的勢力への対応や組織犯罪等への対応について、反社会的勢力に関するデータ整備や取引解消に向けての取組が不十分であるなどの指摘がみられる。

他方、一部の地域金融機関においては、反社会的勢力からの普通預金口座の復活の

申出に対して、地元警察署と連携した上で謝絶を行っている評価事例もみられる。

さらに、疑わしい取引に関する態勢の整備については、一部の地域金融機関において、システムによる還元資料からは不正利用口座の把握につながっていないにもかかわらず、口座の不正利用の特徴に係る分析に基づく抽出基準の見直しを行っていないなどの指摘もみられる。

(4) 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供等により、競争力を高めていくことが重要である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、顧客情報の管理状況や、適正かつ安全な金融取引を確保するための態勢整備、相談・苦情等への対応状況、顧客に対する説明状況等について重点的に検証を行った。

この結果、多くの金融機関において、リスク性金融商品に関する顧客説明が不十分であるとの指摘がみられ、例えば、一部の地域金融機関において、高齢者への販売に際しては家族の同席や複数日説明を行うこととしているにもかかわらず、理由が不明確なまま営業店の上席者同席で済ませているなど、顧客の立場に立った勧誘・説明が行われていないなどの指摘がみられた。

また、一部の地域金融機関においては、実際の資金需要に基づかない期越え融資（決算期を跨った短期間の与信取引）の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生を防止するための態勢が整備されていないなどの指摘もみられる。

(5) リスク管理態勢の整備

①信用リスク管理態勢

金融機関における信用リスク管理の重要性に鑑み、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、大口与信先等に対する審査・与信管理態勢や、信用集中リスクに係る管理態勢、リスク情報を適時適切にフォローする態勢、住宅ローンのリスク管理態勢等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、大口与信先等に対する審査・与信管理態勢や信用集中リスクに係る管理態勢について、大口与信先等の業況を十分に把握しておらず与信管理を的確に行っていないとの指摘や、信用集中を防止する観点からの検討が不十分なまま、グループ・業種毎の与信限度額を設定しているなどの指摘がみられる。

また、住宅ローンのリスク管理態勢について、一部の地域金融機関において、シーズニング効果（一定期間経過後にデフォルト率がピークを迎えること）や期限前返済リスクといった住宅ローンの特性を踏まえた収益分析管理を行っていないなどの指摘がみられる。

さらに、金融機関の規模・業態にかかわらず、リスク情報を適時適切にフォローする態勢について、与信先が期中に外部監査人を変更していないかどうかを確認していないとの指摘や、非上場大会社における会計監査人未設置先に対して、信用格付の見直しの必要性について検討していないなどの指摘がみられる。

②システムリスク管理

システムリスク管理については、23年に監督局を中心に実施したシステムリスクに関する総点検の結果を踏まえて、24年6月に金融検査マニュアルを改定し、適切なリスク管理態勢の整備に向けた検査上の着眼点を掲げた。

検査に当たっては、当該着眼点に基づき、システム障害発生時の対応状況や、業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応状況、システムの外部委託等に係る管理等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの金融機関において、システム障害発生時の対応状況について、再発防止策が有効に機能しているかどうかについてフォローしていないとの指摘や、コンティンジェンシープランの実効性を確保するための訓練計画を策定していないなどの指摘がみられる。

また、システム更改・統合等への対応状況について、該当する多くの金融機関において、プロジェクトの進捗状況を取締役会に報告していないなどプロジェクト管理が不十分であるといった指摘がみられる。

さらに、一部の金融機関においては、システムの外部委託等に係る管理等について、外部委託先によるプログラム修正に伴って発生したシステム障害について、外部委託先の態勢が有効に機能しなかった原因分析を行っていないなどの指摘がみられる。

2. 保険会社

24検査事務年度における保険会社の検査においては、経営戦略と一体的に全てのリスクを統合的に管理し、事業全体としてコントロールする統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組や、国内外における大規模な自然災害の発生などを踏まえた保険引受リスクが適切に管理されているか、資産運用業務に当たり、適切なリスク管理態勢が整備されているか等について重点的に検証を行った。

この結果、多くの生命保険会社において、資産運用リスク管理態勢について、VaRによるリスク量計測に係る市場リスク計測手法や有価証券の評価損に係るアラームポイント抵触時の対応策の検討が十分行われていないなどの指摘が、また、多くの損害保険会社においては、保険引受リスク管理態勢について、企業向け保険の割引の妥当性の確認が行われていないなどの保険引受リスク管理態勢の指摘がみられる。

さらに、一部の保険会社においては、新商品販売や改定等にあたり、商品の収支状況等についての検討・モニタリングが不十分であるとの指摘もみられる。

Ⅲ 金融検査の質的向上に向けた取組み

1. オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進

24事務年度の金融検査に当たっては、同事務年度検査基本方針に基づき、オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進に努めた。

具体的な取組みは以下のとおり。

- ・ 主要行の検査を複数年担当する主任検査官（日本版E i C）や大手保険会社の検査を担当する主任検査官について、引き続き、監督局に併任した上で、監督局における各種ヒアリングに参加させること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行った。
- ・ システムリスクに関し、引き続き、検査局のシステムの専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任するとともに、23 事務年度に立ち上げた検査局と監督局との横断的な組織を中心に、システム更改情報や障害発生情報の共有など、オン・オフ体系的なモニタリングを実施した。
- ・ 大手金融機関に対する規制・監督強化に係る国際的な動向等を踏まえ、メガバンクにおける態勢整備に向けた取組状況等について検証するため、検査局と監督局との横断的な組織を設置した。

このように、オン・オフ体系的なモニタリングの推進を通じて、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みを行うほか、金融機関の規模・特性等を勘案した検査班の編成を行うことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的な金融検査を実施することに努めた。

2. 金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施

24 事務年度の金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関のリスク特性を十分に見極めた、以下のような効果的な検査の実施に努めた。

具体的な取り組みについては、以下のとおり。

- ・ 主要行に対する検査については、引き続き、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、通常検査のほか、ターゲット検査を実施した。
また、主要行を担当する主任検査官については、引き続き、複数年担当制とするとともに、当該主任検査官（日本版E i C）及びE i C補佐官は、監督局に併任した上で、監督局における各種ヒアリングに参加すること等により、担当金融グループ全体の状況把握を適時適切に行い、事前に深度ある分析を行った。
- ・ 我が国金融グループの海外拠点や外国金融機関グループの在日拠点に対する検査については、検査局職員の海外への出張派遣や海外駐在検査官の活用等を通じて、海外当局との間で、情報や問題意識の共有など、連携をさらに強化した。
- ・ 地域金融機関や保険会社に対する検査についても、引き続き、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、通常検査のほか、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施し、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある検査を進めた。

このように、検査実施前の事前分析を充実させ、検証分野の絞り込みを行うほか、金融機関の規模・特性等を勘案した検査班の編成を行うことにより、金融機関の検査負担を軽減しつつ、限られた人員の下で、効果的な金融検査を実施することに努めた。

3. 新たな国際的規制の導入等に的確に対応した金融検査態勢の整備

先般の世界的な金融危機や欧州の債務問題を踏まえ、バーゼル3やG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に対する自己資本の上乗せ措置等が順次導入されている。また、米国では、外国金融機関に対する新たな健全性規制を導入することが検討されている。

このような、金融機関に対する新たな国際的規制の導入等に対し、検査局においては、バーゼル3に係る自己資本比率告示の改正（24年3月30日公布）に伴う金融検査マニュアルの改定（24年8月10日公表）を行った。

また、局内にプロジェクト・チームを設置し、海外駐在検査官等も活用して新たな国際的規制の動向について情報を収集し、これらの規制が金融検査に与える影響等について分析を行った。

4. 検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化

24事務年度の金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、情報の分析態勢を強化するとともに、検査結果の分析等によって得られた、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、業界団体との意見交換の場において紹介する等の取組みを行った。

また、金融業界全体のリスク認識等を高める観点から、引き続き、「金融検査結果事例集」の定期的な公表（年2回（24年8月10日、25年3月19日））を行った。

さらに、検査基本方針の内容や検査結果の分析等によって得られた情報については、金融業界にとどまらず、日本公認会計士協会、弁護士会、金融情報システムセンター（FISC）などに対しても、意見交換や講演を通じて、情報提供や問題意識の共有に努めた。

IV 今後の課題

金融機関や金融システムを取り巻く国内外の経済・金融情勢は急速に変化している。こうした中、金融機関が、適切なリスク管理の下、積極的に金融仲介機能を発揮することで、経済がデフレから脱却し、企業・経済の持続的な成長につなげ、これによって、金融機関の経営の健全性も持続的に維持される、という好循環を実現することが重要である。

当局としても、この好循環の実現に向け、①内外の経済金融情勢を的確に把握することで、好循環の実現を阻む潜在的な脅威を早期に発見し、その顕在化を未然に防止するとともに、②金融機関が企業や個人顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できるような業務運営・リスク管理態勢の確立を促していくことが課題となっている。

こうした課題に対応すべく、検査局・監督局が協働し、金融機関や金融システムに対するモニタリングのあり方について必要な見直しを行い、立入検査（オンサイト）とそれ以外（オフサイト）の手法をより効果的に組み合わせた深度ある実態把握・検証を行っていく必要がある。

具体的には、内外の経済・金融情勢や、金融機関・金融システムが直面するリスクが絶え間なく変化している中、当局として、金融機関・金融市場で何が起きているか（起りつつあるか）を出来るだけ早く（リアルタイムで）実態把握し、金融システム全体の健全性（マクロプルーデンス）の視点を重視したモニタリングを行っていくことで、潜在的なリスクに対応していく必要がある。

また、これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、今後は、オフサイトでのモニタリングをより充実させるとともに、複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、統一的な目線で横断的に検証する手法（水平的レビュー）を新たに導入するなど、金融行政上の重要な課題について、業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていく必要がある。

さらに、これまでの金融検査は、基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営（ベスト・プラクティス：最良慣行）に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく必要がある。

これらに加えて、海外の監督当局等との連携強化、検査官の専門性向上（人材育成）等の課題に取り組んでいく必要がある。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

金融のコングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 24 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」等を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

なお、17 年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行っているが、金融コングロマリット全体での総合的なリスク管理等の状況についての的確かつ効率的な検証を行う観点から、同委員会と連携し、必要に応じて証券会社に対し同時検査を実施している。

II 検査実施状況の概要（資料 19 - 1 - 3～4 参照）

金融コングロマリットの検査については、そのグループ内の金融機関に対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

なお、大手銀行グループ（国内・海外）に対する検査の実施に当たっては、必要に応じて証券取引等監視委員会と連携し、銀行、証券会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行については、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、「金融検査マニュアル」を用いて、経営管理、金融円滑化、リスク管理等に係る管理態勢の整備について検証を行った。

また、信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、併營業務等の各種管理態勢について検証を行った。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-3～6参照）

主要行等（36行）及びその銀行持株会社（16行）については、銀行持株会社4社、主要行等15行に対して検査を実施している。システム統合を予定している主要行等及びその銀行持株会社に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的とした検査（以下「システム統合リスク検査」という。）については、銀行持株会社1社、主要行等2行に対して検査を実施している。

検査に当たって、主要行については、1行当たり平均して47.6日間の立入日数で、17.7人を投入するとともに、それ以外の銀行については、1行当たり平均して30.7日間の立入日数で、10.1人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、平成24検査事務年度においても海外当局との連携を強化している。

なお、当庁検査官をニューヨーク、ロンドン、シンガポールに各1名派遣し、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要（資料19-1-3、5、6参照）

地方銀行（65行）・第二地方銀行（41行）については、銀行持株会社3社（金融庁3社）、地方銀行31行（金融庁19行、財務（支）局12行）、第二地方銀行14行（金融庁6行、財務（支）局8行）に対して検査を実施している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク検査については、地方銀行1行に対して検査を実施している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して30.7日間の立入日数で、11.0人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

3. 外国銀行支店に対する検査実施状況の概要（資料19-1-11参照）

外国銀行支店については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性のある経営管理態勢や各種リスク管理態勢が整備されているか等について検証を行った。

外国銀行支店（57 支店）に対する検査については、外国銀行支店 8 支店に対して検査を実施している。

検査に当たっては、外国銀行支店等 1 支店当たり平均して 34.3 日間の立入日数で、8.0 人を投入している。

II 検査結果の概要

資料 20 - 5 - 1 ~ 2 を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

I 信用金庫等に対する検査（資料 19 - 1 - 7 参照）

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。平成 25 年 3 月末現在の信用金庫の数は、270 金庫である（24 年 3 月末現在の数は 271 金庫）。

24 検査事務年度は、98 金庫に対して検査を実施している。

検査に当たっては、1 金庫当たり平均して 25.6 日間の立入日数で、6.2 人を投入している。

II 信用組合等に対する検査（資料 19 - 1 - 8 参照）

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。25 年 3 月末現在の信用組合の数は、157 組合である（24 年 3 月末現在の数は 158 組合）。

24 検査事務年度は、全国信用協同組合連合会、54 組合に対して検査を実施している。

検査に当たっては、1 組合等当たり平均して 21.8 日間の立入日数で、5.1 人を投入している。

III 検査結果の概要

資料 20-5-1～2 を参照。

IV 労働金庫等に対する検査

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1 の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。25 年 3 月末現在の労働金庫の数は、13 金庫である（24 年 3 月末現在の数は 13 金庫）。

24 検査事務年度は、6 金庫に対して検査を実施している。

検査に当たっては、1 金庫当たり平均して 21.8 日間の立入日数で、9.8 人（厚生労働省等の職員も含む。）を投入している。

別図 19-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (8 金庫)

(注 1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注 2) 労働金庫数は、25 年 3 月末現在。

V 信用農業協同組合連合会等に対する検査

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。25 年 3 月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が 35 連合会、信用漁業協同組合連合会が 29 連合会である（24 年 3 月末現在の数は、それぞれ、36 連合会、29 連合会）。

24 検査事務年度は、8 連合会等（内訳は、信用農業協同組合連合会 6 連合会、信用漁業協同組合連合会 2 連合会）に対して検査を実施している。

検査に当たっては、1 連合会等当たり平均して 14.5 日間の立入日数で、6.7 人（農林水産省の職員も含む。）を投入している。

VI 農業協同組合に対する検査

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年 6 月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年 5 月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の 3 者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

24 検査事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、21 組合に対して検査を実施している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して12.0日間の立入日数で、7.8人(都道府県、農林水産省の職員も含む。)を投入している。

別図 19-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の区 域を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (35連合会)	都道府県知事 (該当なし)
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (29連合会)	都道府県知事 (1組合)
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (注2) (該当なし)	都道府県知事 (注3) (2組合)	都道府県知事 (注3) (736組合)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事 (注3) (4組合)	都道府県知事 (注3) (133組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用事業(農業協同組合法第10条第1項2号及び第3号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第6項及び第7項の事業)については農林水産大臣及び内閣総理大臣、当該事業以外の事業については農林水産大臣となる。

(注3) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

(注4) 金融機関数は、25年3月末現在。

第6節 保険会社等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料19 - 1 - 10 参照）

保険会社（105社）については、平成23年2月に改定された保険検査マニュアルを用いて、経営管理、保険募集、リスク管理等に係る管理態勢の整備状況について検証を行った。

24検査事務年度では、保険持株会社4社、生命保険会社11社、損害保険会社15社に対して検査を実施している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して32.4日間の立入日数で、9.3人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して26.5日間の立入日数で、7.3人を投入している。

II 検査結果の概要

資料20 - 5 - 2を参照。

第7節 その他の金融機関等に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成25年3月末現在の数は315業者である（24年3月末現在の数は330業者）。

24検査事務年度は、69業者に対して検査を実施している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

II 前払式支払手段発行者に対する検査

前払式支払手段発行者は、資金決済に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、25年3月末現在の数は1,800業者（うち、第三者型発行者は1,068業者、自家型発行者は732業者）である（24年3月末現在の数は1,795業者（うち、第三者型発行者は1,090業者、自家型発行者は705業者））。

24検査事務年度は、158業者に対して検査を実施している。

（注）従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、「資金決済に関する法律」の施行（22年4月）により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

III 資金移動業者に対する検査

資金移動業者は、資金決済に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25年3月末現在の数は33業者である（24年3月末現在の数は25業者）。

24検査事務年度は、5業者に対して検査を実施している。

IV 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、25年3月末現在の数は52協会である（24年3月末現在の数は52協会）。

24検査事務年度は、9協会に対して検査を実施している。

別図 19-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	
	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、25年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない(25年3月末現在)。

V 火災共済協同組合等に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、経済産業局と金融庁との共管となっており、経済産業局、都道府県及び財務(支)局が検査を実施(火災共済協同組合連合会は経済産業省及び金融庁が検査を実施)している。25年3月末現在の火災共済協同組合の数は42組合である(24年3月末現在の数は42組合)。

24検査事務年度は、4組合に対して検査を実施している。

別図 19-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類	区 域	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
火災共済協同組合	主務大臣 (該当なし)	主務大臣・都道府県知事 (42組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、25年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

VI 少額短期保険業者に対する検査

少額短期保険業者は、保険業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、25年3月末現在の数は71業者である(24年3月末現在の数は69業者)。

24 検査事務年度は、15 業者に対して検査を実施している。

Ⅶ 信託会社に対する検査

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25 年 3 月末現在の数は 16 社である（24 年 3 月末現在の数は 14 社）。

24 検査事務年度は、3 社に対して検査を実施している。

Ⅷ 無尽業者に対する検査

無尽業者は、無尽業法に基づき、金融庁が検査を実施しており、25 年 3 月末現在の数は 1 社である（24 年 3 月末現在の数は 1 社）。

24 検査事務年度は、1 社に対して検査を実施している。

Ⅸ 指定紛争解決機関に対する検査

指定紛争解決機関は、25 年 3 月現在の数は 8 機関である（24 年 3 月現在の数は 8 機関）。

24 検査事務年度は、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁が 2 機関に対して検査を実施している。

第8節 政策金融機関等に対する検査（資料 19-1-12 参照）

平成 15 年 4 月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15 検査事務年度から検査を実施している。

検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施することとしている。

24 検査事務年度は、3 機関に対して検査を実施している。

（参考）政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の 8 機関をいう。

第20章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査マニュアルの整備

I バーゼル3導入に伴う改定について（資料9-4-2参照）

1. 改定の趣旨、経緯

金融危機時に発生した金融市場の混乱等への対応として、平成22年12月、バーゼル銀行監督委員会は、「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル3」）を公表した。

我が国では、これを受けて、24年3月30日付で、バーゼル3に係る「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正」が公布され、これを踏まえ、「金融検査マニュアル」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」について、所要の改定を行った。

改定に当たっては、24年7月6日から8月6日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年8月10日付で「金融検査マニュアル」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

普通株式等 Tier1 資本を中心とする資本の充実度や、自己資本の適格要件、デリバティブ取引のCVA（信用評価調整）リスクについて検証すること等を明記した。

II 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行を踏まえた改定について

1. 改定の趣旨、経緯

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行（25年4月1日）を踏まえ、テロ資金供与、マネー・ロンダリングを巡る犯罪への対策の一層の強化を図る等の観点から、「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」について、所要の改定を行った。

改定に当たっては、24年9月10日から10月9日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年11月28日付で「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

本人特定事項や取引の目的等の確認といった「取引時確認」に係る態勢整備、なりすましの疑いがある取引など厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合の態勢整備、コルレス契約の締結・継続に係る態勢整備、海外拠点のテロ資金及びマネー・ロンダリング対策に係る態勢整備について検証すること等を明記した。

Ⅲ ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について

1. 改定の趣旨、経緯

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）において、中小企業等への経営改善、資金繰り支援策として、「動産・売掛金担保融資（ABL）の活用促進」が盛り込まれた。

これを受けて、ABL（Asset Based Lending）の積極的な活用を推進することにより、中小企業等が経営改善・事業再生等を図るための資金や、新たなビジネスに挑戦するための資金の確保につながるよう、25年2月5日、「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」を公表し、「金融検査マニュアル」の運用の明確化等（「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の改定、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の改定）を行った。

「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の改定に当たっては、25年2月5日から3月6日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年4月10日付で「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要等

以下のとおり、「FAQ」等を改定し、「動産担保」や「売掛金担保」について、「金融検査マニュアル」上、「一般担保」（注）として認められるための条件の明確化等を行った。

（注）「一般担保」とは、「優良担保」（預金、国債、決済確実な商業手形など、回収が確実な担保。）以外の担保で客観的な処分可能性のあるものをいう。

（1）従前の「金融検査マニュアル」においては、「動産・売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるための要件が記載されているが、具体的にどのような担保管理を行えば、その要件に合致するかがより明確となるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。[FAQの改定]

（2）金融機関におけるABL活用のノウハウは醸成途上である現状に鑑み、金融機関が「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクル（注）が機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。[FAQの改定]

（注）自己査定基準などの内部規程の策定（Plan）、内部規程に基づく担保管理（Do）、担保管理における問題点が生じた場合の原因分析（Check）、問題点の改善（Action）を行う自己改善サイクル。

（3）ABLの活用を促進するためには、金融機関の「動産・売掛金担保」に関する「自己査定基準」の整備を促進することが有効となる。同基準には、担保資産の処分可能見込額を算出するための掛け目を盛り込む必要があるが、新たにAB

Lを活用し始めた金融機関のように、処分実績等により合理的な掛け目を設定できない場合のために、「金融検査マニュアル」に、「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載。[マニュアルの改定]

(参考) 動産担保：評価額の70%、売掛金担保：評価額の80%

- (4) 「電子記録債権」を担保としたABLの活用を推進するため、「電子記録債権」のうち、「決済確実な商業手形」(注)に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、「金融検査マニュアル」において明確化。[マニュアルの改定]

(注) 「決済確実な商業手形」は、現在、「優良担保」として取り扱われている。

- (5) ABLには、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を金融機関が把握できる特質があることを踏まえ、仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合であっても、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」の考え方(注)に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。[FAQの改定]

(注) 現行の「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」においては、仮に中小企業が経営改善計画等を策定していない場合であっても、当該企業の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」に該当しない取扱いとしている。

本措置の周知徹底を図るため、検査局職員が、全国の財務局において、金融機関に対して説明会を実施した。また、中小企業者に対しても、中小企業関係団体を通じて、広報を実施するとともに、全国の財務局において、説明会を開催した。

(参考) 金融機関に対する説明会等で寄せられた質問事項等を基に、25年6月4日、「FAQ」に新たな質問・回答を追加し、公表した。

IV 資本金借入金の税務上の取扱いについて

金融庁においては、「資本金借入金」(注)の積極的な活用を促進することにより、震災の影響を受けている企業をはじめとして、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、23年11月22日、「『資本金借入金』の積極的活用について」を公表し、金融検査マニュアルの運用の明確化を図るとともに、金融機関等に対して「資本金借入金」の周知やその活用検討の要請を行ってきたところである。

25年2月5日には、「資本性借入金」の更なる活用を推進するため、金融機関が「資本性借入金」を活用して、債務者の経営改善を支援する場合における税務上の取扱い（損金処理が認められる要件）の明確化を行った。

（注）金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」。

V 中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う改定について

「中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う改定について」の内容については、第6章第5節Ⅱを参照。

第2節 検査評定制度

I 検査評定制度の概要

「検査評定制度」は、

- ① 検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価（A～Dの4段階）することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促すこと、
- ② 評定結果を選択的な行政対応（その後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度））に反映させ、検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させること、

を目的に、平成17年7月、預金等受入金融機関を対象に導入した。

具体的には、預金等受入金融機関に係る検査評定制度は、同年7月から12月まで（6ヶ月）の「試行準備」^(注)を経て、18年1月に「試行」を開始し、主要行については、19年4月から、主要行以外の預金等受入金融機関については20年1月から、それぞれ「本格施行」に移行した。

また、預金等受入金融機関の検査評定制度が相当程度定着してきたこと等を踏まえ、24年3月には保険会社に係る検査評定制度を導入した（同年4月から「試行」を開始）。

（注）「試行準備」期間中の評定結果は、被検査金融機関に通知せず、選択的な行政対応に反映させない。また、「試行」期間中の評定結果は、選択的な行政対応に反映させない。

II 「検査評定結果の分布状況」の公表

検査評定結果については、各業態から「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置（水準感）を知りたいので、評定の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、検査評定制度の「試行」開始以降、評定結果の分布状況を随時公表している。

24事務年度においては、24年7月13日に、22年7月1日以降に金融検査を開始し、24年6月30日までに検査結果通知を終了した金融機関のうち、金融検査評定を実施した325先の評定結果の分布状況を公表した。（資料20-2-1参照）

また、24年7月1日から25年6月30日までに検査結果通知を行った預金等受入金融機関のうち、金融検査評定を実施した206先、及び24年4月1日以降に保険検査を開始し、25年6月30日までに検査結果通知を行った保険会社のうち、保険検査評定を実施した17先の評定結果の分布状況の公表に向け、取りまとめを行った。^(注)（資料20-2-2参照）

（注）評定結果の分布状況については、25年8月30日に公表した。

Ⅲ 金融円滑化編に係る検査評定の「本格施行」の開始

金融円滑化編については、21年12月の金融検査マニュアルの改定により新設したが、預金等受入金融機関が金融円滑化に係る管理態勢の整備を行っている途上で評価することは適当でないと考えたこと等から、新設当初は検査評定を実施していなかった。

こうした中、「金融円滑化編」の新設から1年半余りが経過し、預金等受入金融機関における基本的な管理態勢は概ね整備されたと考えられたことから、23年10月に金融円滑化編に係る検査評定の「試行」を開始し、24年10月から「本格施行」に移行した。

Ⅳ 金融円滑化編に係る「プラス要素」の追加

中小企業金融円滑化法の期限到来後の金融機関の金融円滑化対応に関連した金融検査マニュアルの一部改定（25年3月）、平成24検査事務年度検査基本方針の改正（同年4月）を踏まえ、同年6月、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」を改正し、金融機関の新規融資の促進に関する積極的な工夫・取組み等を「プラス要素」として追加した。

第3節 検査モニター制度

I 平成24検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

24検査事務年度の検査モニター実績は、「オンサイト検査モニター」が306先、「オフサイト検査モニター」が303先となった。

II オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果

平成24検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表に向け、取りまとめた。（資料20-3-1参照）^{（注）}

（注）集計結果については、25年9月に公表した。

（参考）検査モニター制度の概要

1. オンサイト検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。
なお、金融庁主担検査に財務局幹部が、財務（支）局主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
- ② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分けて実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後10日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から10日目までの間を目安とする。
- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。

- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果については、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第4節 意見申出制度（資料20-4-1参照）

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

17年7月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家4名を招聘し、その後21年1月には、外部委員を6名増員し、10名体制とした（25年6月末時点では9名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、24検査事務年度末までに41機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関10件、保険会社2件、貸金業者5件、その他（証券会社等）2件となっている。

申出内容については、379事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

（参考）意見申出制度について

①対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③提出期限

原則として立入終了後2週間以内（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤提出先

被検査機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第5節 金融検査結果事例集等

I 金融検査結果事例集の概要

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきている。

II 平成24検査事務年度版の事例集について（資料20-5-1、2）

情報発信の充実・強化を推進する観点からは、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要であることから、21検査事務年度より、事例集を年2回公表してきている。

24検査事務年度においては、24年7月から25年6月までの間に通知された検査結果を中心に事例集を策定の上、25年3月に「前期版」を公表した。^(注)

(注) 25年8月には、「後期版」を公表した。

III 農協検査（3者要請検査）結果事例集の概要（資料20-5-3）

農林水産省及び金融庁は、農協に対する3者要請検査の結果について、農協が適切な管理態勢を構築する上で参考となる指摘事例を取りまとめ、「農協検査（3者要請検査）結果事例集」として25年3月に公表した。掲載事例については、23年7月から25年1月までの間に通知された検査結果を中心に掲載している。

IV 金融円滑化に係る評価事例集の概要（資料20-5-4）

金融庁は、金融機関が中小・零細企業に対して金融円滑化に係る積極的な取組を行う上で参考となる評価事例を、過去に公表したものも含めて取りまとめた。^(注)

(注) 25年8月に「金融円滑化に係る評価事例集」として公表した。

第6節 金融検査体制の整備

I 平成24年度の金融検査体制の整備

24年度の金融検査に従事する職員数は、特別検査官等4名の職員の増員が認められた一方、13名の定員合理化等により、412名から403名体制となった。（別図20-6-1参照）

また、24年度においては、以下のような検査体制の整備を行った。

- ① 保険会社に対する検査事務の企画、立案並びに必要な調整を行うため、検査局内に保険検査指導室を新たに設置し、検査班に対する指導、サポート体制を強化した。
- ② 保険検査部門を23事務年度の5部門から1部門増やして、6部門とし、更なる検査班の充実・強化を図った。
- ③ 財務局検査へ金融庁のシステム専門家（検査官）を積極的に派遣した。

（注1）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当している。また、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。

なお、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

II 今後の体制整備について

25年度機構・定員及び予算において、統括検査官等3名の増員が認められた一方、12名の定員合理化等により、394名体制となる見込みである。（別図20-6-1参照）

なお、25年度の検査にあたっては、検査における情報収集・分析と企画・調整との役割をより明確化した。また、主要金融機関（いわゆるSIFIs）に対するモニタリング強化のため、SIFIsモニタリング室を設置したほか、機動的又は部門横断的な検査を円滑に実施するため機動検査室を設置するなど、オン・オフ一体型のターゲット検査の推進や、より効率的な検査の実施に向けて更なる体制強化を図っている。

（注2）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料20-6-1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督している。

（注3）金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料20-6-1参照）

証券会社等に対する検査については、17年7月以降、原則として証券取引等監

視委員会に一元化されることとされた。

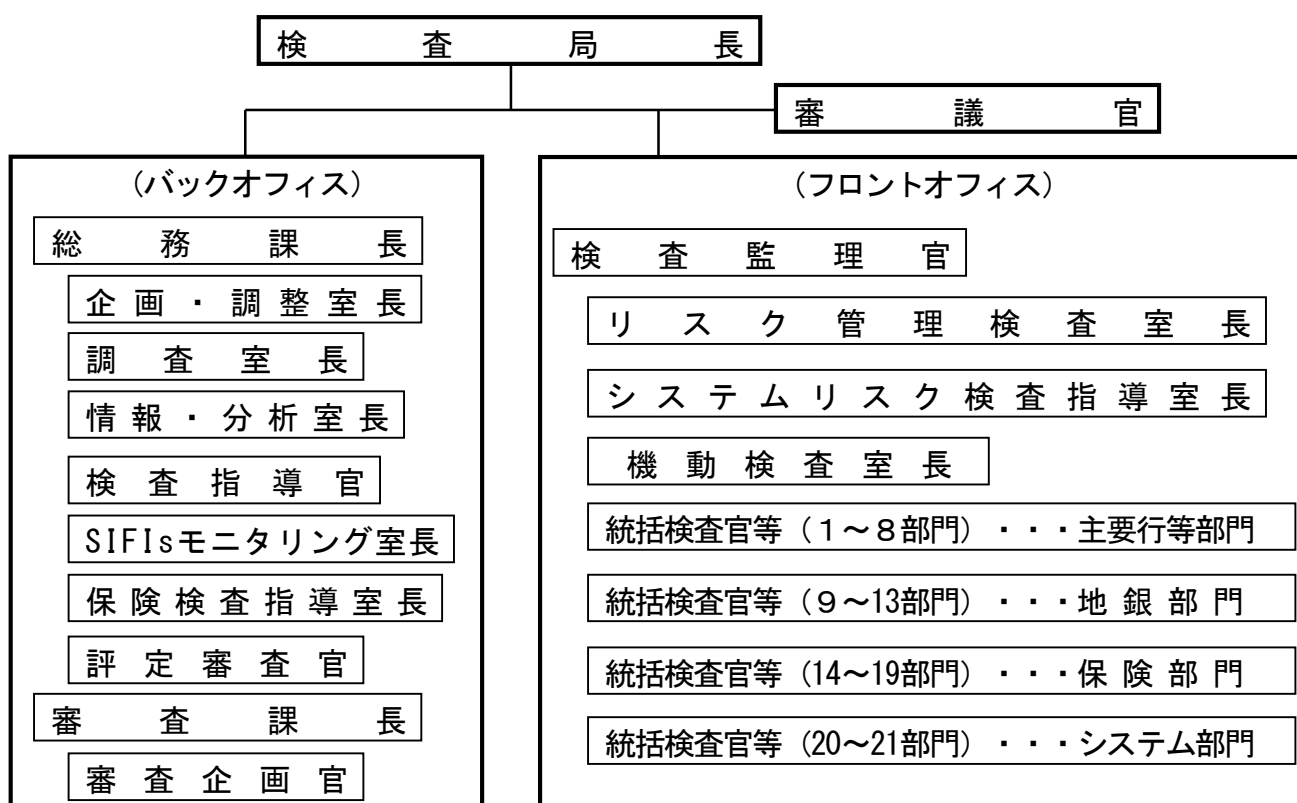
他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合には、検査局と証券取引等監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

別図20-6-1 金融検査の体制
金融検査に従事する職員数の推移

	金融（監督）庁 検査局（部）	財務（大蔵）省 財務（支）局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人
平成21年度	430人	500人	930人
平成22年度	423人	518人	941人
平成23年度	412人	521人	933人
平成24年度	403人	512人	915人
平成25年度	394人	497人	891人

（注）金融（監督）庁検査局（部）の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

（参考）検査局の運営体制（25検査事務年度）



第7節 検査情報の受付について

I 概要（資料20-7-1参照）

金融庁及び財務（支）局では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来から検査を実施している金融機関名を公表し、ホームページ上の入力フォーム、ファックス、郵送等を通じて、当該金融機関に関する以下のような情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置している。

- ① 顧客情報管理に関するもの
- ② 説明責任の履行状況に関するもの
- ③ 法令等遵守状況に関するもの
- ④ 苦情等処理状況に関するもの

II 情報の受付状況

1. 受付件数

平成24年度の総受付件数は、634件となっており、そのうち、預金等受入金融機関に関する情報が209件(33%)、保険会社に関する情報が390件(61%)、金融機関名や情報内容が不明なもの等が35件(6%)となっている。

2. 業態別の主な情報

- (1) 預金等受入金融機関については、融資の申込みや貸出条件の変更に係る相談における金融機関の対応に関するものや、本人確認や疑わしい取引に関するもののほか、投資信託や外貨建て保険等のリスクを有する金融商品の販売に際しての説明義務の履行状況に関するもの、システム障害に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険募集に際しての重要事項未説明等の禁止行為や架空契約等の不適切な行為に関するもの、保険事故の認定や査定等に係る保険金の支払いに関するもの、契約情報の漏洩や不正使用等の顧客情報管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第5部 国際関係の動き

第21章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2007年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008年秋以降、更に深刻さを増し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展した。これを受け、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会した第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」が開催され、その後も引き続きG20首脳会合により、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されるなど、国際的な取組みが進展している。当庁は、こうした国際的な取組みに積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議（金融サミット等）

I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7（7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やFSF（金融安定化フォーラム）を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月のリーマン・ショックをきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、新興国も交えた首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論が行われた。

その後、G20首脳会合は、第2回（2009年4月 於 ロンドン）、第3回（2009年9月 於 ピッツバーグ）、第4回（2010年6月 於 トロント）、第5回（2010年11月 於 ソウル）、第6回（2011年11月 於 カヌヌ）、第7回（2012年6月 於 ロスカボス）と開催され、金融規制・監督の改革等について継続的に議論している。なお、ピッツバーグ・サミットでは、G20を国際経済協力の「第一のフォーラム」とすることに合意し、G20は定例化された。

※G20メンバー：G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

II 活動状況

1. 2012事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

- ①G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2012年11月4－5日、メキシコ・メキシコシティ）

- ②G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2013年2月15－16日、ロシア・モスクワ）
- ③G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年4月18－19日、米・ワシントンD. C.）

2. 2013年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議で合意された事項

2013年4月18－19日に米・ワシントンD. Cで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

- (1) バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革等の国際的な合意の完全な実施にコミットすることの再確認
- (2) 店頭デリバティブ市場改革の実施に関し、
 - ① 主要当局に対し、クロスボーダーのデリバティブの問題に対処するための取組みを強化し、クロスボーダー規制の不整合等の残された問題について、7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議までに具体的かつ実践的な提言を報告することを要請
 - ② 現在作業中のマクロ経済影響調査を歓迎
- (3) 金融機関の破綻処理に関し、
 - ① 金融安定理事会（FSB）が策定した「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」と統合的な破綻処理制度を整備するために必要な法的措置を執ることを再確認
 - ② FSBに対し、「大きくて潰せない」問題の終結に向けた取組みの進捗について、9月のサンクトペテルブルク・サミットにおいて報告することを要請
- (4) シャドーバンキングセクターに対する監視及び規制のための更なる政策提言を期待
- (5) その他、信用格付機関の格付への依存の低減、金融指標の監視及びガバナンスの枠組みを改善するための取組み等について、G20への進捗報告を要請

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、国際金融規制改革について、①金融システムの強化を図る一方で、実体経済への影響についても十分に配慮し、両者間の適切なバランスをとること、②合意された国際金融規制改革については、各国が着実かつ迅速に実施すること、③各国独自の新たな金融規制に関しては、国外の市場や金融機関に不測の影響を与えることのないようにすべきこと、が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際会議に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改

革を実施してきたほか、2013年6月12日には、2011年にカンヌ・サミットで合意された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組み」に沿った破綻処理制度を整備するための改正法が国会で成立した。また、店頭デリバティブ取引のクロスボーダー規制の衝突・不具合を回避するため、2013年4月に、英国財務大臣等との連名で米国当局に対しレターを提出するなど、国際的な規制の調整に関する議論の加速を要請してきた。

当庁としては、引き続き、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制の改革の議論などに積極的に参加・貢献していく。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)は、2009年4月のロンドンG20サミットの宣言を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものである。FSBの発足会合は2009年6月に開催された。また、2012年のロスカボスG20サミットにおいては、FSBに対し法人格及び財政・予算面での自律性を付与することを含む、FSBのガバナンスの強化が合意された。これらの合意を受け、2013年1月、FSBはスイス法上の非営利法人として法人格を取得した。なお、FSBは2014年末を目途に代表構造の見直しを検討する予定。

2. 役割

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な役割としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ

FSBは、全てのG20諸国及び香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局のほか、国際金融機関、金融分野の国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、カーニー前加中銀総裁が務めている。

(注) カーニー氏は2013年7月1日付で、英中銀総裁に就任。

(2) FSBの構成

FSB本会合の下には、運営委員会(Steering Committee)、複数の常設委員会(Standing Committee)等の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国のハイレベル実務家等により構成されている。

また、FSBは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向け

た取組みについて、FSBメンバー当局と非FSBメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・CIS諸国の6つのRCG（地域諮問グループ）を設置（2013年6月、当庁の河野国際政策統括官がアジアRCGの共同議長に選任された。任期は2013年7月からの2年間）。

II 活動状況

1. 概要

2012事務年度においては、国際的な金融機能の安定化への対応等のため、計3回のFSB本会合が開催された（2012年10月、2013年1月、6月。うち2012年10月については東京で開催）。

2. これまでのG20サミットに対する主な報告事項

2009年4月のロンドン・サミット以降、G20サミットに対して、主に以下を報告。

- ① ロンドン・サミット（2009年4月2日公表）
 - ・「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」
 - ・「健全な報酬慣行に関する原則」
 - ・「危機管理における国際的連携に関する原則」等
- ② ピッツバーグ・サミット（2009年9月25日公表）
 - ・「FSBの健全な報酬慣行に関する原則の実施基準」
 - ・「FSB憲章」等
- ③ トロント・サミット（2010年6月27日公表）
 - ・「システム上重要な金融機関（SIFIs）におけるモラルハザードの抑制」等
- ④ ソウル・サミット
 - ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」（2010年10月25日公表）
 - ・「格付会社による格付への依存抑制のための原則」（2010年10月27日公表）
 - ・「SIFIsへの監督の密度と実効性に関する勧告」（2010年11月2日公表）
 - ・「SIFIsがもたらすモラルハザードの抑制」（2010年11月12日公表）
- ⑤ カンヌ・サミット
 - ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」（2011年10月15日公表）
 - ・「シャドーバンキング：規制と監視の強化」（2011年10月27日公表）

- ・「S I F I sに対処するための政策手段」(2011年11月4日公表)
- ・「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年11月4日公表)
- ・「グローバルなシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」(2011年11月4日公表)
- ・「S I F I sへの監督の密度と実効性」(2011年11月4日公表)

⑥ ロスカボス・サミット

- ・「金融市場のためのグローバルなL E I (取引主体識別子)」(2012年6月8日公表)
- ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」(2012年6月11日公表)
- ・「規制改革の新興国・発展途上経済への影響の特定」(2012年6月19日公表)
- ・「F S Bのキャパシティ・リソース・ガバナンスの強化に関する報告書」(2012年6月19日公表)

3. 国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、F S Bは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、F S Bメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてF S Bメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2012年は、リスクガバナンス、破綻処理制度に関するテーマ別レビューが実施された。現在、格付依存の抑制に関するレビューが進行中。国別レビューは、I M FによるF S A Pの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、2012年までに7カ国に対するレビューが完了している。2013年は、米、英、インドネシア、ドイツの4カ国を対象に実施。

第22章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、前章掲載のFSBのほかジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織（資料22-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20が国際経済協力の枠組みとして本格稼働を始める中で2009年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英及び米の銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス氏が

務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Experts Group）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、2013年1月バーゼル委員会の上位会議である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）は、新たに策定されたバーゼル委員会の規約（チャーター）を承認した。本規約は、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続を定めており、バーゼル委員会の活動と意思決定手続の理解を促進するために設けられたものである。

II 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

① バーゼルⅢ

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

自己資本比率については、普通株式等Tier1比率が従来の2%から、最低水準とバッファで7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られているが、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。また同時に、リスク・ベ

ース規制の補完としてのレバレッジ比率及び二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）の導入が定められている。

② システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（S I F I s : Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（G - S I F I s : Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G - S I B s : Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乘せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された。追加的資本上乘せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

2. 最近の主な動き

① バーゼルⅢの合意されたスケジュールに沿った実施

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012年10月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

また、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。

レバレッジ比率については、2013年6月に、枠組みと開示要件に関する市中協議文書が公表されている。

② システム上重要な銀行に対する対応

2012年10月、国内のシステム上重要な銀行（D - S I B s : Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。この中では、D - S I B sに危機が生じた場合の国内経済への影響を抑制するため、各国が、当局の定める評価方法に基づき選定したD - S I B sについて、損失吸収力の水準を示すこととされている。評価方法の考え方についての原則は示されているが、具体的な評価方法等については、基本的に各国の判断に委ねられるものとなっている。

また、2012年11月、FSBから、G - S I B sの暫定リストが公表された。今回の暫定リストの公表は、2011年に続き2回目となる。

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて204機関（2013年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。
- (2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2012年は5月に北京（中国）で開催された。次回は、ルクセンブルクで2013年9月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

3. 組織（資料22-2-1参照）

- (1) 総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

(2) 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅡ参照）。

代表理事会は、当庁を含む32当局で構成されている。2013年3月のシドニー会合において、議長には金融庁 河野国際政策統括官の任期満了に伴い、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) メドクラフト委員長が選任され、2名の副議長のうち1名については、米国証券取引委員会タファラ国際部長の退任に伴い、カナダ・オンタリオ州証券委員会 (OSC) ウェットソン委員長が選任された。もう1名の副議長については、2013年6月のモントリオール会合において、トルコ資本市場委員会アクギライ委員長顧問の退任に伴い、マレーシア証券委員会 (SC) シン委員長が選任された。

<参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体>

○ 理事会 (Executive Committee)

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会员で構成されていた。

○ 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局（当庁を含む）で構成されていた。

また、当庁の河野金融国際政策統括官は、2011年4月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012年5月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

(3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太

平洋地域委員会（APRC：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、香港証券・先物取引監察委員会（SFC）オルダーCEOである。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

5. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。また、前記のとおり金融庁の河野国際政策統括官は、2011年4月より専門委員会の議長を、2012年5月から2013年3月まで代表理事会の議長を務めた。

II 活動状況

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（IOSCO・MMOUの推進）に重点を置いており、G20首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、国際会計基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準の公開草案が公表される毎にコメント・レターを発出しているほか、IFRSの設定主体である国際会計基準審議会（IASB）等、基準設定主体との対話・連携等も実施している。このほか、多国間で適用可能な開示のガイダンスの策定等を行っている。2012年11月には、「資産担保証券の継続開示に関する原則（ABS継続開示原則）」を公表した。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2013年4月には、効果的な市場監視に対する技術的課題に、市場監督当局が対処する際に資する提言を示した最終報告書「効果的な市場監視に対する技術的課題：問題及び規制手段」を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2013年1月には、「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」と題する最終報告書を取りまとめ、市場仲介者による複雑な金融商品の販売に関連して、適合性評価や情報開示義務を含む、投資家保護に関する原則を策定した。また、2013年2月には「顧客資産保護に関する勧告」と題する市中協議報告書を公表し、リーマンブラザーズ破綻の事例や、MF グローバル破綻の事例を踏まえ、市場仲介者の顧客資産保護のための原則策定作業を行っている。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。2013年4月には「相場操縦の調査と訴追に関する報告書」の補遺を公表した。

また、Committee 4と同時で開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、IOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。2013年2月には未署名当局のリストを公表した。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキームの諸課題について検討を行っている。2013年3月には最終報告書「集団投資スキームにおける流動性管理に係る原則」を、2013年5月には最終報告書「集団投資スキームの評価に係る原則」を、また、2013年6月には最終報告書「ETFの規制に係る原則」を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2012年12月には、「信用格付会社：格付プロセスの公正性を確保するための内部統制と利益相反管理のための手続き」と題する最終報告書及び

「信用格付会社に係る監督カレッジ」と題する市中協議報告書を公表した。

8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。2012年6月のG20ロスカボス・サミットの要請を受け、2012年10月に「石油価格報告機関に関する原則」及び「『商品デリバティブ市場の規制・監督に関する原則』の実施状況に関する報告書」を公表した。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会。投資家教育イニシアティブの策定、金融教育に係る手法の伝達、投資家教育手段の有効性につき今後議論を行う予定。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) (2013年6月の代表理事会モントリオール会合において、リスク・リサーチ常設委員会 (SCRR) から改称) は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会は、IOSCO原則の実施等に関する議論を行っている。

12. クロスボーダー作業部会

クロスボーダー作業部会は、2013年6月に新設された作業部会。クロスボーダー規制に関するツールを特定・検討する予定。

III その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国 (1997年)、シンガポール (2001年)、米国 (2002年)、オーストラリア (2004年)、香港 (2005年) 及びニュージーランド (2006年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006年1月には米国との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2013年6月末現在、95カ国の証券当局がIOSCO・MMOUに署名している。また、欧州証券市場監督局 (2011年) とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡を交換した。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. 金融指標改革に係る議論

I O S C Oでは、L I B O R（ロンドン銀行間取引金利）等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、金融指標のガバナンス・透明性・説明責任等について検討を行い、2013年1月及び4月の二度にわたって市中協議報告書を公表した。

第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I 概要

2009年のピッツバーグ・サミットにおいて、遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約について、以下の事項を行うことに合意した。

- (1) 中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告
- (3) 取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引

これを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されている最中である。

II 活動状況

1. FSB 店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では2012年10月に第4次報告書を、2013年4月に第5次報告書が公表されている。

2. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された非公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2012年12月、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」を公表した。また2013年4月、G20ワシントン会合向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

3. マージン規制作業部会（WGMR）

中央清算機関（CCP）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置し、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第一次）及び2013年2月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表している。

4. CPSS-IOSCO

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの支払・決済システム委員会（CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、

2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)を公表した。さらに2012年12月、FMI原則の遵守状況の評価メソッドロジー(AM)及びディスクロージャー枠組み(DF)の最終報告書が公表された。

第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

I 概要

1. 名称

保険監督者国際機構

（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）

2. 設立およびその目的

1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進
- ② 世界の金融安定への貢献
- ③ 国際保険監督基準の策定及びその実施の促進
- ④ 保険監督者間の協調の促進
- ⑤ 他の金融分野の監督機関との連携 等

3. 構成

- ① メンバー：各国・地域の保険監督当局等（150）
- ② オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（135）

（2013年6月現在）

4. 組織（資料22-4-1参照）

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に4回開催される執行委員会において、主要な決定が行われる。

（1）執行委員会

議長は、ピーター・ブラウミューラー（オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長）、共同副議長は、森成城（金融庁総務企画局国際政策管理官とケビン・マッカーティ（フロリダ州保険長官）が務めている（2013年6月現在）。年4回開催。

主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ（サハラ以南）：1、中東・北アフリカ：2、東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

（2）専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局 局長（2013年6月現在）。年3回程度開催。

執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国も、メンバー

として参加している。

専門委員会の下には7つの小委員会があり、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

(3) 金融安定委員会

ポール・シャーマ議長（英健全性規制機構 健全性政策課長（2013年6月現在））。執行委員会の下でFSB対応など金融安定に関する議論等を行っており、我が国もメンバーとして参加している。

(4) その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会等3つの委員会のほか、実施委員会の下で監督上の協力やピア・レビュー等を行なう4つの小委員会、監督上の実務について意見交換を行う監督者フォーラムがある。

(5) 事務局（局長：河合美宏氏、副局長2名、事務局員21名（2013年6月現在））

局員のうち2名は我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である（本枠組みによる派遣は、2002年4月より開始）。所在地は、スイス バーゼル（国際決済銀行内）。

5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、金融安定委員会、ソルベンシー小委員会、保険グループ小委員会、ガバナンス・コンプライアンス小委員会、会計・監査小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

II 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年7月、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework）」の策定を開始した。具体的には、国際的に活動する保険グループに適用されるソルベンシー基準やリスク管理基準、監督上の協力に関する基準等の策定作業が行われている。2011年7月に第一次案を市中協議に付し、その後、同市中協議において寄せられた意見等を踏まえ、2012年7月に第二次案を市中協議に付した。

また、金融安定委員会では、FSB等における議論を受け、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について、2012年5月、「グローバルなシステム上重要な保険会社の選定手法」を市中協議に付し、2012年10月に「グローバルなシステム上重要な保険会社の政策措置」を市中協議に付した。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等を I A I S に拠出するなどの積極的な協力を行っている。2013 年 6 月、FSB からグローバルにシステム上重要な保険会社の当初リスト及び政策措置等について 2014 年 7 月に公表する旨を発表した。

第5節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の16カ国・地域の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2012 事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

- ①2012年11月 東京本会合
- ②2013年2月 バーゼル本会合
- ③2013年6月 釜山本会合

2012 事務年度においては、改訂作業が続けられていた「金融コングロマリット監督原則」が最終化され、2012年9月に公表された。また、顧客への販売時の開示 (POS) 規制、モーゲージ保険、長寿リスクに関する検討も進められており、うち、モーゲージ保険については、報告書案の市中協議が2013年2月11日から2013年4月30日まで行われ、現在最終化に向けた作業が続けられている。

第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2013年の当庁との協議では、主に金融セクターの状況、IMF・FSAP（後述）の提言に関する取組み状況について意見交換が行われた。当庁は、IMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. IMF・FSAP（金融セクター評価プログラム）

IMF・FSAPは、IMFや監督当局等の専門家が、IMF加盟国の金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況や金融システム安定性の評価を行い、結果

を公表するもの。金融安定理事会（FSB）では、国際基準の遵守に向けた取組みの一環として、メンバー国は5年毎のFSAP実施にコミットしている。また、IMFでは、システム上重要な金融セクターを有する国（日本を含む25カ国）について、FSAPを5年ごとに実施することが義務化された（ソウル・サミットで承認）。

我が国に関する前回FSAPの評価結果は2012年8月に公表された。FSAPの提言への取組み状況については、毎年行われるIMF4条協議で議論することとされている。

3. その他IMFの刊行物（WEO、GFSSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO:World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSSR:Global Financial Stability Report）においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2013年4月）では、ユーロ圏における金融セクターの状況、アメリカの債務上限の問題、日本の財政再建の必要性等について分析が行われている。

4. IMF・世界銀行総会

2012年10月、IMF・世界銀行総会が1964年以来48年ぶりに東京で開催された。総会の開催期間中、財務省・世界銀行が共催した「防災と開発に関する仙台会合」においては、当庁からは中塚金融担当大臣が出席し、東日本大震災に対する当庁の取組みを紹介した。

第2節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む34カ国が加盟している。事務総長はグリア氏が務めている（2006年～、メキシコ人）。

II 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。2014年は我が国が閣僚理事会議長国を務めることが決定されている。

2. 経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟34カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2013年4月に対日経済審査報告書が公表された。

3. 経済政策委員会（EPC：Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年2回）。

4. コーポレート・ガバナンス委員会

OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピア・レビューの実施のほかOECD非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2011年11月より2013年6月まで、同委員会の副議長を金融庁大矢国際担当参事官（2013年6月現在）が務めた。

5. その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（I P P C : Insurance and Private Pensions Committee）、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や情報交換が行われている。最近では、2012年4月に「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表された。

6. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、155カ国が加盟している（2012年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 金融サービス交渉の構図

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

2. リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

3. 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

プルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき議論が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明しており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されていた。

4. ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が一旦中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス（NAMA：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。その後、2011年は2月、3月、4月、6月、9月、10月の計6回、2012年は6月までに3月、6月の計2回、WTOサービス・クラスター会合が開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

第4節 経済連携協定（EPA）

I 概要

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月発効）、ベトナム（2009年10月発効）、スイス（2009年9月発効）、インド（2011年8月発効）及びペルー（2012年3月発効）との間で既にEPAが発効している。現在、オーストラリア、EU、ASEAN、カナダ、モンゴル、コロンビア、中国、韓国、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）との間でEPA交渉を行っている（韓国との交渉は2004年以降中断中、湾岸協力理事会諸国との交渉は2009年以降中断中）（資料23-4-1参照）。モンゴルとは2012年6月、コロンビアとは2012年7月、カナダとは2012年11月、中国及び韓国とは日中韓EPAとして2013年3月、EUとは2013年4月に交渉を開始したほか、RCEPとは2013年5月に交渉を開始した。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関し、2013年4月にTPP交渉参加国より、日本を新たな交渉参加国として歓迎する旨の声明がだされた（同年7月より日本は交渉参加）。

II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった

相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム、インド及びスイスとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行っている）。

第5節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・2地域が参加（下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2013年6月30日現在）

アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ①マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ②FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂（FATF勧告）

国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、現行の「40の勧告」と「9の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双方の対策をカバーする改訂「40の勧告」として2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

3. F A T F 相互審査

F A T F 勧告遵守状況に関し、F A T F 参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、F A T F 全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格(勧告が履行されていない、又は履行が不十分)と評価されたF A T F 勧告について、重要勧告(F A T F 勧告のうち特に重要とされる 16 の勧告)が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ実施状況をF A T F に対し継続的に報告する必要がある(初回は相互審査から2年後、その後は原則として1年毎に報告)。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F 勧告の遵守が不十分な国・地域(F A T F メンバーに限らない)に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はF A T F 作業部会 I C R G (International Cooperation Review Group) が取り扱っている。

F A T F は、2007 年 10 月以降、I C R G プロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

II 活動状況

1. F A T F 第 3 次相互審査

F A T F 勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008 年に実施され、全 49 勧告中 25 勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるF A T F 2010 年 10 月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第4回、第5回、第6回フォローアップ報告を行っている。

2. F A T F 第 4 次相互審査基準の改訂

2009 年 10 月のF A T F 全体会合での採択に基づき、第4次相互審査基準の改訂作業は、第3次相互審査基準におけるF A T F 勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。作業部会での議論の末、2012 年 2 月のF A T F 全体会合において改訂F A T F 勧告が採択・公表された。F A T F では、この改訂勧告に基づき、2013 年後半以降、加盟国・地域の審査を順次実施する予定となっている。

F A T F 第4次相互審査基準の主要改訂ポイントは、リスクベース・アプローチの強化、法人、信託、電信送金システムに関する透明性の向上、国際協力体制の強化等である。

3. 第4次相互審査基準(改訂F A T F 勧告)に係るメソドロジーの策定

第4次相互審査では、①形式基準の遵守(法令整備等の評価「Technical Compliance」)に加え、②実効性(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」)についても実施されることから、審査基準

として、Technical Complianceに係るメソドロジーと Effectivenessに係るメソドロジーが2013年2月に採択・公表された。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地域（アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2012事務年度においては、2012年10月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、ボリビア、キューバ、エクアドル、エチオピア、インドネシア、ケニア、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、サントメ・プリンシペ、スリランカ、シリア、タンザニア、タイ、トルコ、ベトナム、イエメンが特定されている。また、2013年2月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、ボリビア、スリランカ、タイ、キューバがリストより外れている。更に2013年6月の声明により、同カテゴリーからナイジェリアが外れている。

第24章 海外当局との関係

I アジアの金融インフラ整備支援等

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まっている。「日本経済再生のための緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」及び「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)においても、アジアの金融インフラ整備支援を推進することとされている。

1. アジアの金融インフラ整備支援

2012事務年度に実施した金融インフラ整備支援の具体的な例は以下のとおり。

- ① ベトナム証券市場整備支援の一環として、ベトナム証券委員会向けに、日本の証券監督に関する制度や経験を共有するための証券監督セミナーを開催。
- ② 財務総合政策研究所と協働でミャンマーの証券取引法整備支援を実施。
- ③ ミャンマー及びインドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査を実施。
- ④ ベトナム及びインドネシアにおいて、電子記録債権制度に関するセミナーを実施。

さらに、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展が日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、アジアの金融行政担当者向けに、銀行・証券・保険監督能力の向上につながるセミナーを実施した。

また、2013年5月、日アセアン財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本とASEAN各国が今後、二国間金融協力を強化していくことで合意し、日本は、ASEAN諸国の金融システム、金融インフラ及び金融監督の改善に資する技術協力の推進の可能性を探ることにコミットした。

2. アジア諸国への規制緩和要望

日本経済の持続的な成長及び日本のプレゼンス強化を図るため、アジア諸国における金融分野の一層の開放・規制緩和の実現を目指し、あらゆるレベルで累次の機会をとらえて要望を積極的に提出した。その結果、インドにおいて金融分野の開放・規制緩和に進捗がみられた。

2011年12月の日インド首脳会談において、デリー・ムンバイ産業大動脈構想(DMIC)関連の投資促進のため金融規制緩和について提起し、インド側が省庁間協議を立ち上げて規制緩和を検討する旨約束(2012年2月に発足)。2012年4月に日インド閣僚級経済対話で、国際的な金融情勢等についての意見交換に加え、金融規制緩和の要望を行った結果、同年7月に優先貸出規制に関する緩和が実施された。

II 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。

(最近の主な金融協議等)

2012年4月	日インド閣僚級経済対話（ニューデリー）
2012年6月	日中金融協力合同作業部会（東京）
2012年6月	日中韓金融監督当局ハイレベル会合・金融監督協力セミナー（済州）
2012年7月	日EU財務金融ハイレベル協議（ブリュッセル）
2012年10月	日米証券市場対話（東京）
2012年10月	日シンガポール、日ラオス金融監督当局の意見交換 （シンガポール、ビエンチャン）
2012年11月	日韓金融協議（ソウル）
2013年1月	日ミャンマー金融監督当局の意見交換（ヤンゴン）
2013年3月	日英金融監督者協議（ロンドン）
2013年3月	日インドネシア金融監督当局の意見交換（東京）
2013年5月	日タイ金融監督当局の意見交換（東京）
2013年5月	日モンゴル金融監督当局の意見交換（東京）
2013年6月	日インドネシア、日タイ金融監督当局の意見交換 （ジャカルタ、バンコク）

III その他

1. 米国の店頭デリバティブ規制

2012年7月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010年7月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及びindex型を含む10銘柄以上を対象としたCDS等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされている。

当該規制案に対する懸念を示すため、当庁が行った主な対応は下記のとおり。

- ①コメントレターをCFTC宛に発出（2012年8月13日（日銀と連名）、2013年2月6日）

- ②英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターをCFTC宛に発出（2012年10月17日）
- ③米国議会下院農業委員会小委において証言（2012年12月13日）
- ④英国財務省を含む10当局で、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを発出（2013年4月18日）

2. 米国の外国銀行健全性規制案

2012年12月、米国連邦準備制度理事会（FRB：Federal Reserve Board）は、一定の資産規模以上の外国銀行に対する健全性規制案を公表した。本規制案は、米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）に基づくもので、一定の資産規模以上の外国銀行の米国内の現地法人・支店等に資本・流動性規制等を課す内容となっている。

金融庁は、2013年4月、本規制案に対するコメントレターを発出した。コメントレターは、本規制案について、①グローバルな監督・破綻処理の有効性・実効性を妨げないものとする事、②外国銀行のビジネスモデル等に応じ適用除外とする等、柔軟な規制とすることなどを求める内容となっている。

3. 米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

2010年3月、米国において、米国民等による海外口座を使った租税回避を防止するため、米国外の金融機関に対して、米国民等が保有する口座の情報を米国政府に提供するように求める外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）が成立した。

2012年6月、金融庁、財務省及び国税庁は、米国の財務省とともに、我が国を含む各国の金融機関がFATCAに対応するために生じる様々な課題について、既存の日米租税条約や我が国の国内法を活用することで解決するための政府間協力の枠組みに関する共同声明を公表した。